

国指定史跡三木城跡及び付城跡・土壘整備基本計画書

平成30年3月
三木市教育委員会

国指定史跡三木城跡及び付城跡・土壘整備基本計画書

平成30年3月
三木市教育委員会

はじめに

三木市は兵庫県南東部、東播磨の東端に位置します。かつては、播磨国美嚢郡の大部分を占め、姫路-有馬-京都を結ぶ湯の山街道が、摂津国との国境に位置する重要な位置を占めておりました。

当市では、初めての国指定史跡である「三木城跡及び付城跡・土星」は、三木合戦に関する遺跡群であり、我が国の戦国時代の合戦史を理解する上で大変重要なものです。これらの遺跡群を後世に伝えていくことは、私たちの責務です。

また、これらの遺跡群は、立地的にも様々な場所に点在しており、地域の皆様をはじめとする関係機関との協働により、積極的な保存、活用を図っていくことが大切であると考えます。そこでこのたび、この遺跡群の適切な保存、活用を図っていくための整備の基本的な方針、計画を定めたものとして、「整備基本計画書」を策定いたしました。

今後、事業の進展に伴い、様々な課題も出てくることと存じますが、本計画を基本として計画的に整備を実施することにより、史跡が有効に保存、活用され、後世に引き継がれていくことを願っております。

最後になりましたが、この計画の策定に当たり、国指定史跡「三木城跡及び付城跡・土星」整備基本計画策定委員会の諸先生方、遺跡が所在する地域の皆様、その他関係機関の皆様に対しまして、深く感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

三市教育委員会

例　言

- 1 本書は、三木市が平成 28 年度から 29 年度の 2 か年において、国庫補助事業及び県費補助金の交付を受けて実施した国指定史跡「三木城跡及び付城跡・土星」の整備基本計画策定事業の報告書である。
- 2 本計画は、三木市教育委員会が事業主体となって策定した。
- 3 本計画の策定の経過は「第 1 章　計画策定の目的等」に示したとおりである。
- 4 本計画の策定に当たっては、事務局を三木市教育委員会教育企画部文化スポーツ振興課が担当した。
- 5 本計画の策定に際し、同策定委員会の諸氏をはじめ、文化庁文化財部記念物課、兵庫県教育委員会事務局文化財課から指導・助言を受けた。
- 6 本計画の策定に当たっては、株式会社地域計画建築研究所大阪事務所にコンサルタント業務を委託した。
- 7 本報告書の編集・執筆は、同策定委員会において協議・検討した内容により、株式会社地域計画建築研究所大阪事務所の支援を受けて、事務局が行った。

目 次

第1章 計画策定の目的等	
第1節 計画策定の経緯と目的	1
第2節 計画策定の範囲	1
第3節 計画策定の期間	1
第4節 整備基本計画策定委員会の設置	3
第5節 委員会の開催経過	6
第6節 関連計画との関係	7
第2章 三木市の概要	
第1節 地理・自然環境	14
第2節 社会的環境	15
第3節 歴史的環境	16
第3章 史跡の概要及び保存に向けた基本方針	
第1節 史跡指定の状況	21
第2節 史跡の概要	41
第3節 史跡の公開活用のための諸条件の把握	84
第4章 整備の基本方針	
第1節 基本理念と基本的な考え方	89
第2節 整備の基本方針	89
第3節 整備に向けた課題	97
第5章 整備基本計画	
第1節 基本方針に対する具体的な取組	123
第2節 整備計画	129
第3節 整備事業に必要となる調査等に関する計画	162
第4節 公開活用及び管理運営に関する計画	164
第6章 事業実施に向けて	
第1節 事業年次計画	165

第1章 計画策定の目的等

第1節 計画策定の経緯と目的

国指定史跡（以下「国史跡」という。）三木城跡及び付城跡・土塁を舞台とした三木合戦は、織田信長方が広範囲に堅固な包囲網を築き、城への兵糧供給路を分断する攻城戦を行った最初の事例であり、戦国時代の攻城戦の過程や全容を具体的に把握する上で重要な遺跡群であることから、平成25年（2013）3月27日、国史跡の指定を受けた。

国史跡三木城跡及び付城跡・土塁の価値を維持しつつ、今後も適切に保存して次世代に貴重な歴史遺産として継承していくため、国史跡三木城跡及び付城跡・土塁の今後の適正な保存管理並びに整備の方向性を示した「史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画書」（以下「保存管理計画書」という。）を平成27年3月に策定した。

本国史跡整備基本計画（以下「本計画」という。）は、この保存管理計画書を踏まえ、国史跡三木城跡及び付城跡・土塁の保存並びに活用整備に向けて本計画を策定するものである。

そして、保存管理計画書にも示されているように、史跡を適切に整備活用し、後世に継承していくことで、市民の誇りとなり、歴史文化遺産を活かした個性ある三木のまちづくりの礎となげていくことを目的とする。

第2節 計画策定の範囲

本計画策定の範囲は、国史跡指定地のうち、活用に適した遺跡を直接的な範囲とする。

史跡活用ネットワークについては、未指定の遺跡も視野に含めた上で、計画に取り込むものとする。

第3節 計画策定の期間

本計画は、国史跡三木城跡及び付城跡・土塁の整備の基本的方向性を定めるものであり、今後この計画に基づき、具体的事業実施に向けて実施計画等の立案が必要となるが、その内容は多岐にわたり、また、発掘調査の実施等具体的整備に向けて解消すべき課題も少なくない。

事業期間は、短期（5年以内）、中期（6～10年）、長期（11年以降）に分け

ることとし、概ね短期～中期（平成 28～37 年度）を本計画の対象期間とする。

なお、長期については、史跡の維持管理と未指定遺跡の追加指定後の整備期間とする。

※事業計画の詳細については第 6 章、第 1 節 事業年次計画に記載

第 1 表 これまでの経緯

年 月 日	内 容
平成 12 年 5 月	三木城跡の保存と活用について検討するため、三木市議会に「上の丸城址公園整備特別委員会」を設置
平成 17 年 8 月	同特別委員会が、三木城跡及び付城跡を史跡として保存活用していくことを提言
平成 18 年 4 月	三市教育委員会内に有識者 4 名からなる「三木城跡及び付城跡群学術調査検討委員会」を設置
平成 22 年 3 月	同検討委員会での調査成果をまとめた『三木城跡及び付城跡群総合調査報告書』を刊行
平成 24 年 7 月	地元地権者や国有林を管理する近畿中国森林管理局等の同意を得る
平成 24 年 7 月 26 日	「三木城跡及び付城跡・土星」として、文部科学大臣あて史跡指定の意見具申を提出
平成 24 年 11 月 16 日	文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、文部科学大臣に答申
平成 25 年 3 月 27 日	官報号外第 63 号告示により史跡に指定
平成 25 年 8 月	三市教育委員会内に有識者等 10 名からなる「史跡『三木城跡及び付城跡・土星』保存管理計画策定委員会」を設置
平成 27 年 3 月	同策定委員会での協議内容をまとめた『史跡三木城跡及び付城跡・土星保存管理計画書』を策定

第4節 整備基本計画策定委員会の設置

1 委員会の設置と委嘱

平成28年8月、本計画の策定に当たり、国指定史跡「三木城跡及び付城跡・土壘」整備基本計画策定委員会設置要綱を定め、同9月、学識経験者及び地元関係者からなる委員を委嘱し、国指定史跡「三木城跡及び付城跡・土壘」整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置した。

2 委員会の組織及び構成

委員会の組織及び構成は次の第2表のとおりである。

国指定史跡「三木城跡及び付城跡・土壘」整備基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 国指定史跡（以下「国史跡」という。）「三木城跡及び付城跡・土壘」の整備の方策を定める国史跡「三木城跡及び付城跡・土壘」整備基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、国史跡「三木城跡及び付城跡・土壘」整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、教育委員会が行う計画の策定に関し、協議及び検討を行い、必要な指導並びに助言を行うものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が選任する。

- (1) 考古及び景観、都市計画分野の学識経験者
- (2) 三木市文化財保護審議会から推薦された者
- (3) 三木市区長協議会連合会から推薦された者
- (4) 三木城下町まちづくり協議会から推薦された者
- (5) その他教育長が適当と認める者

3 委員会には、委員のほか、オブザーバー及びアドバイザーを若干名置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から平成30年3月31日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、三木市教育委員会文化スポーツ振興課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年8月30日から施行する。

2 最初に開催される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

第2表 国指定史跡「三木城跡及び付城跡・土塁」整備基本計画策定委員会の組織及び構成

役職	氏名	所属等	分野等	備考
委員長	中井 均	滋賀県立大学教授	考古学	保存管理計画策定委員
副委員長	福井 豊	京都府立大学准教授	ランドスケープ学	
委員	水島 あかね	国立明石工業高等専門学校准教授	都市計画学	
委員	宮田 遼民	三木市文化財保護審議会	中世城郭史	保存管理計画策定委員
委員	今井 正人	三木市区長協議会連合会理事 (三木地区区長協議会長)	区長協議会	平成28年度
委員	斎藤 利幸	三木市区長協議会連合会監事 (三木地区区長協議会長)	区長協議会	平成29年度
委員	山口 稔啓	三木城下町まちづくり協議会長	地元協議会	保存管理計画策定委員
委員	安積 幸藏	与呂木元区長	地元自治会	保存管理計画策定委員
委員	平石 也寸志	平井区長	地元自治会	
委員	北門 俊彦	小林区長	地元自治会	
種別		所属	氏名	備考
オブザーバー (指導助言)	文化庁文化財部記念物課		中井 将唯	
	兵庫県教育委員会文化財課		小川 弦太	
	近畿中国森林管理局兵庫森林管理署		吉田 和弘	
	公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会		吉村 和也	
	三木市農かなくらし部商工観光課		足立 忠司	
	三木市まちづくり部道路河川課		安福 昇治	
	藤原 伸一			
事務局	三市教育長		松本 明紀	平成29年7月3日まで
	三市教育委員会教育企画部長		西本 剛彦	
	三市教育委員会教育企画部文化スポーツ振興課長		堀内 基代	平成28年度
	三市教育委員会教育企画部文化スポーツ振興課長		高橋 信行	平成29年度
	三市教育委員会教育企画部文化スポーツ振興課長補佐		廣井 愛邦	
	三市教育委員会教育企画部文化スポーツ振興課主査		前田 幹夫	
	三市教育委員会教育企画部文化スポーツ振興課主任		金 松 誠	
	三市教育委員会教育企画部文化スポーツ振興課 みき歴史資料館学芸員		長谷川 奨悟	
コンサルタント	㈱地域計画建築研究所大阪事務所			三木歴史・美術の社構想コンサルタント

第5節 委員会の開催経過

委員会は、2か年で4回開催し、本計画策定に向けて協議を行った。開催日及び協議内容等については、次の第3表のとおりである。

第3表 開催日及び協議内容等

開催日		協議内容等
第1回	平成28年9月29日	①整備基本計画書の章立て（案） ②章立てごとの概要（案）
第2回	平成29年3月16日	①整備基本計画書の章立て（案） ②基本方針の内容検討
第3回	平成29年8月4日	①整備基本計画書の内容検討
第4回	平成29年12月4日	①整備基本計画書の内容検討

第6節 関連計画との関係

1 各種関連計画との整合性

本計画は、基本的には平成27年3月に策定された保存管理計画書の主旨を十分に踏まえたものであり、現状変更に対する保存管理基準は遵守しており、その延長線上での具体的な整備計画を示したものである。さらに、本計画は、城下町や街道の景観計画や地域森林計画等とも深い関係を有している。

そのため、本計画自体の独自性を維持しつつ、その前提として三木市総合計画をはじめとする各種関連計画との整合性を図っていくものとする。

2 関連計画

(1) 三木市総合計画（平成19年12月策定 三木市）

平成30年までのまちづくりを総合的・計画的に進めていくための指針として策定されたものである。

市の将来像を「日本一美しいまち三木」と定め、まちづくりの目標を次の5つの柱に基づき施策を体系化している。

- 1 ふれあい人間のまち
- 2 いきいき文化のまち
- 3 うるおい景観のまち
- 4 にぎわい交流のまち
- 5 やすらぎ安心のまち

これらのうち2つ目の柱である「いきいき文化のまち」において「三木の祭りをはじめとし、歴史の中で育まれた伝統・伝承、文化を守り育むまちをつくる」との政策を掲げ、その具体的な施策として「三木の歴史遺産、文化財を大切に保護し未来に伝える」という取組の一環の中で、「三木城址・付城跡群の調査研究と保存整備」が明記されている。

(2) 三木市都市計画マスターplan（平成23年2月策定 三木市）

「まち全体の土地利用の規制や誘導を行うとともに、道路や公園、下水道等、都市施設の整備に必要なことがらを効率的・効果的に進め、まちづくりの総合的な指針」として策定されたものであり、「三木市総合計画」と同じ平成30年を目標年次としている。

「三木市が持つ歴史・文化、豊かな自然環境、恵まれた農地、山田錦や金物等の地場産業や農産物等、特色ある地域資源を活かし、守り育てていくこと」を「重要な課題」とする中で、「新たな飛躍のまち」をめざし、「都

市拠点」、「地域拠点」、「地区拠点」の3つの拠点に分類しているが、三木城跡を中心としたエリアは「都市拠点」に位置づけ、「三木城跡及び付城跡群の国史跡の指定に向けた取組を進める」とうたわれている。

また、付城跡が所在するエリアについては、「ふるさと環境保全ゾーン」及び「にぎわい交流ゾーン」に位置づけられているが、付城跡等の史跡の保護を直接明記した文言はない。しかしながら、「景観の維持・形成」といった観点から「森林の保全・育成に努める」ことが盛り込まれており、自然緑地内に残る付城や土塁といったものを保存活用していくという流れにあることは明白である。

(3) 三木市文化振興ビジョン（平成21年5月策定 三木市・三木市教育委員会）

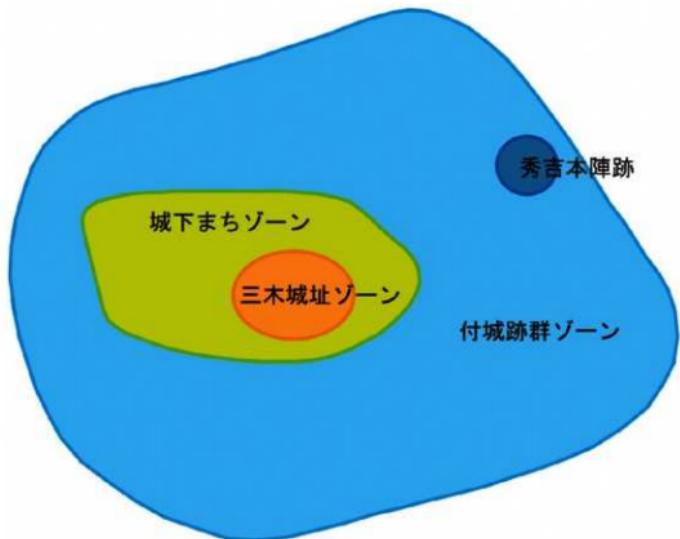
本市の文化芸術の振興、特に文化芸術を通じた「いきいき文化のまち三木」づくりを進める指針として策定されたもので、こころ豊かな生き方と社会生活の基盤に「文化」を生かしていくものである。三木市総合計画を上位計画とし、その趣旨や方向性を念頭に、市民と行政及び文化振興財団と各団体が文化振興の目的を共有し、それぞれが実現主体となって「いきいき文化のまち 三木」づくりを進める上での中長期的なプランとして位置づけられている。平成30年を目標として、文化の振興を図ることとしている。

その中で、三木城跡と付城跡が多く分布する三木地域については、将来イメージとして『金物のまちを訪ねる路』『三木合戦を訪ねる路』の遺跡散策や祭り等と連携したにぎわいのあるまち。商店街や三木城址一帯に行き交ううちに。」がうたわれている。そして、付城跡が複数分布している別所地域においても、将来イメージとして「三木鉄道跡地や旧下石野分校、付城跡や古墳群、美嚢川等を活用し、歴史と自然にふれあうまちに。」がうたわれている。

なお、カルチャーデザインプロジェクト（金物や寺社、商店、観光案内など統一性のある看板を掲げ、まちの特色としてアピールし、地域の自慢とする計画）の中で、「三木城址や文化財の保護、埋蔵文化財の保護と出土品の整理・展示」があげられている。

(4) 三木歴史・美術の杜構想（平成24年6月策定 三木市教育委員会）

三木城址及び付城跡群を市民の貴重な財産として保護するとともに、城下町も含めそのエリアを、ひとつの大きな博物館（フィールドミュージア



三木城址ゾーン	三木城址を中心とした本構想のセンターゾーン
城下まちゾーン	旧城下であった中心市街地
付城跡群ゾーン	秀吉本陣跡を核として城下町を取り巻くように配置された付城群がある丘陵

第1図 「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」のゾーンイメージ

ム)に見たて、「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」として歴史の継承、市民の憩いの場を創出、まちの活性化に取り組むことを通して、まちの魅力を全国に伝え、市民の夢を育み、誇りとなるような三木のまちづくりを進める目的として策定された。

その中で、整備イメージ例として、本丸跡については、築山や石碑等、三木城にかかわりのないものを移設または撤去し、遺構の一部復元を行い、市民が憩い、歴史を感じることのできる城址公園として整備を進めていくことがあげられている。

二の丸跡については、老朽化が進んでいる旧三木高等女学校校舎等三木城にかかわりのないものは移設または撤去し、本丸と二の丸の空間的一体感を創出するとともに遺構の一部を復元し、市民が集えるイベント広場や利用者の駐車場を設けた城址公園として整備を進めていくこと、図書館は

さらに利便性を図るために適地に移設し、その跡は建物としての耐用年数が過ぎるまでの間を（仮称）「三木歴史資料館」として活用し、美術館と一体的な利用をすることにより、三木の歴史や文化を発信していくことがあげられている。

周辺及び付城跡群については、三木城址周辺の道路の狭さは、城に通じる道としての特徴であり、その景観を保っていることから拡幅等は行わないこと、バス等による三木城址へのアクセスは、市役所前や観光協会横の駐車場を利用し、徒歩でのアクセスを基本とすること、そのため、駐車場や最寄駅、また周辺地域の歴史・文化遺産や施設、商店街を取り込んだ回遊性のある散策ルートの設定や分かりやすい案内板、誘導サイン等の整備を進めること、付城跡を巡るハイキングルートを設定することがあげられている。

(5) 史跡三木城跡及び付城跡・土壙保存管理計画書(平成27年3月策定 三市教育委員会)

戦国時代の攻城戦を知る貴重な遺跡として史跡指定を受けた「三木城跡及び付城跡・土壙」を、適切に保存・管理し、次世代に継承していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準を定めたものである。

保存管理方針としては、遺構の特性や現状、土地利用から「三木城跡地区」と「付城跡・土壙地区」の2地区に区分し、それぞれの保存管理方針を定めた。

史跡の整備・活用の基本的な考え方及び方向性は、次のとおりである。

① 整備・活用の基本的な考え方

- ・ 史跡の本質的価値を保全しつつ、歴史的価値の理解を深めてもらうための整備・活用を行う。
- ・ 市民にとって親しみが持てる憩いの場として整備・活用を行う。
- ・ 地域づくりや歴史を学ぶ場として保存と整備を行う。
- ・ 地域の商業・観光資源と連携した整備を行う。

② 整備・活用の方向性

- ・ 史跡の現状保存を前提に、三木合戦が体感できるよう整備・活用を行い、史跡の価値を全国に発信する。
- ・ 史跡を次世代へと確実に継承し、市民にとって親しみが持てる憩いの場として整備・活用を行う。

③ 整備計画

- ・ 三木城跡周辺ゾーン

史跡の総合案内拠点地区として既存施設の活用を図る。また説明板の充実を図るとともに、調査成果をもとに遺構の復元や平面表示を図る。

・付城跡・土塁ゾーン

三木城跡を中心として東側ゾーン、北側ゾーン、西側ゾーン、南側ゾーンに分類し拠点史跡を選定する。平井山ノ上付城跡（秀吉本陣跡）は東側ゾーンの拠点史跡であるとともに三木合戦における攻め手側の案内拠点として整備を図る。這田村法界寺山ノ上付城跡（西側）、小林八幡神社付城跡（南側）についても、拠点として案内看板等の整備を図る。

(6) みき歴史資料館基本計画（平成28年3月策定 三市教育委員会）

三木歴史・美術の杜構想に基づき、三木城跡や城下町を含む付城跡群で囲まれた区域全体をフィールドミュージアムに見立てる「みき歴史・美術の杜みゆーじあむ」の中核施設として整備する「みき歴史資料館」のコンセプト、基本方針、事業活動計画、施設計画、管理運営計画を定めたものである。

コンセプトは次のとおりである。

① 時空(とき)の拠点

実物資料を主体とする展示とし、定期的に企画展等を開催することにより、繰り返して訪れてもらえるように努める。

常設展は、三木の原始古代から現代までの歴史資料を紹介し、遺跡からの出土遺物や古文書等約300点を展示する。

企画展は、年間5・6回開催する。史跡（三木合戦）、近世・近現代の三木、遺跡や発掘調査、地域の歴史紹介等を取り上げる。

その他、共催展として、金物資料館、堺光美術館等と連携した展示を実施する。

② まちおこしの拠点

市街地を活性化するため、みき歴史・美術の杜みゆーじあむのインフォメーション施設として、東は秀吉本陣跡・グリーンピア三木（現ネスタリゾート神戸）、西は法界寺山ノ上付城跡・道の駅・ホースランドパーク・別所ゆめ街道と連携し、市内外の方々が気軽に訪れることができるまちおこしの拠点として整備する。

③ 情報発信の拠点

三木の歴史や文化をアピールし、リピーターの拡大を図るため、市

内外の方々が気軽に訪れることができるイベントを開催するとともに、観光案内コーナーを設置する。資料館の活動に市民が積極的に関われる仕組みを作る。

(7) 三木市歴史街道整備プラン（平成 15 年 3 月策定 三木市）

平成 14 年度、国土交通省近畿地方整備局により、三木城跡周辺が歴史街道モデル事業地区に認定されたことを受けて策定された。

歴史街道整備の理念を「三木市民が生活の中で培ってきた歴史文化の継承と展開」とし、より多くの人々に親しみやすく伝えるために、テーマとして「歴史(とき)が奏でる匠の里」が掲げられている。

そして、「湯の山街道とその町並み」・「三木城址と城郭跡の広がり」・「ひめじ道とその町並み」が重点地区（歴史街道ゾーン）とされ、このうち「三木城址と城郭跡の広がり」地区は三木城本丸跡・二の丸跡とその周辺が含まれ、その整備方針については、戦国武将の夢に思いをめぐらせる場づくり、生活に培われた歴史文化にふれる場づくりがうたわれている。具体的には、城址等の文化財調査の実施及び資料の収集・提供、三木城址等の解説板の設置、城郭探索オリエンテーリングコースの設定、歴史街道ゾーンの来訪者に付城跡を紹介し、戦国の世に思いを馳せる機会をつくること等があげられている。

(8) ヒューマン・グリーン・プラン（昭和 62 年策定 林野庁）

国有林野を有効に活用するため、年間を通じて利用や滞在が可能なさまざまなレクリエーション施設を総合的に設置し、野外レクリエーションの場、青少年の教育の場、保養の場等を提供する事業。同時に、各種イベントを開催することにより、都市と農山村の交流促進、地域特産物の消費拡大等の地域振興を図っていく。なお、事業実施に当たっては、積極的に民間企業の資金や経営のノウハウ等を活用することにしている。森林空間総合利用整備事業のことをいう。

(9) 地域森林計画（林野庁）

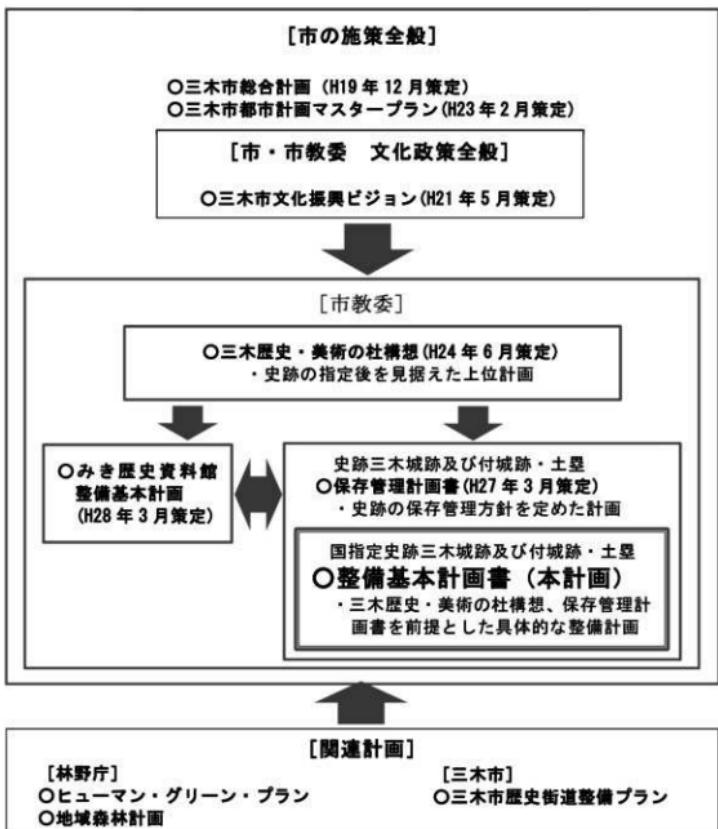
都道府県知事が、森林法に基づき、国が定める「全国森林計画」に即して、民有林について森林計画区（全 158 計画区）別に 5 年ごとに 10 年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるものである。三木市は加古川森林

計画区に含まれている。

民有林とは、国が所有する「国有林」以外の森林のことであり、民有林には、個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれる。

史跡内の地域森林計画対象民有林において、立木を伐採する場合、三木市長に対し「伐採及び伐採後の造林届出書」を提出する必要がある。

なお、国有林についても、森林管理局長が5年ごとに10年を一期として「国有林の地域別の森林計画」を立てることとなっており、その計画事項は、民有林の「地域森林計画」とほぼ同様のものとなっている。



第2図 上位・関連計画図

第2章 三木市の概要

第1節 地理・自然環境

1 位置

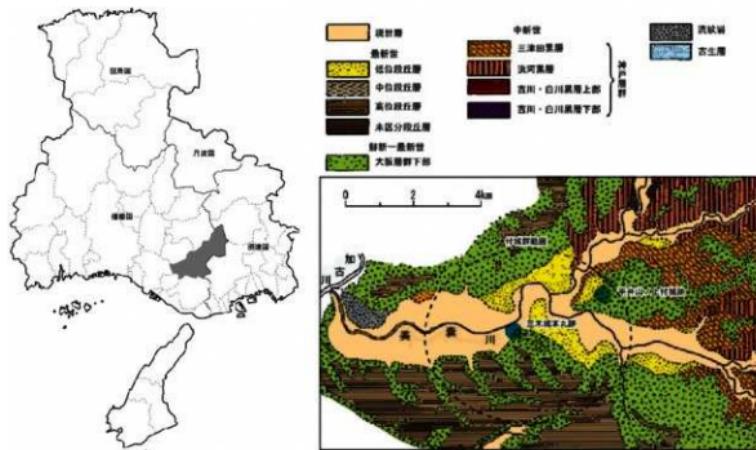
三木市は、兵庫県の南東部、播磨地域の東端、東経 135 度の日本標準時子午線上に位置し、神戸市、稲美町、加古川市、小野市、加東市、三田市等と接している。市域は、東西 22.0km、南北 20.2km で、面積 176.58km² の内陸都市である。

かつては、播磨国の中端に位置し、摂津国と国境を接していた。

2 地形・水系

市域は、加古川の支流美嚢川とその支流志染川、小川川、脇川、吉川川等によって開析された低地や段丘、その背後に展開する低丘陵、そしてごくわずかな山地によって形成されている。

三木合戦が行われた三木市南西部は、美嚢川と志染川の合流点付近から南から西側一帯を占めている。この付近のうち、美嚢川を挟んで北側は、低位段丘層の上に大阪層群が展開している。南側は、大阪層群の上に明美砾層と呼ばれる高位段丘が展開し、東播台地の北部一帯を占めているが、北端部分は、美嚢川の小支流によって開析が進み、起伏に富んだ地形を呈している。

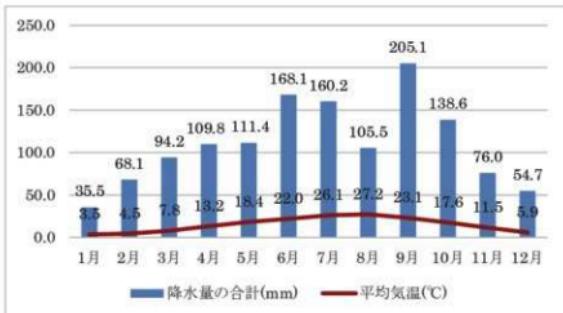


第3図 三木市位置図・三木市の地質（三木市 1970 を改変）

三木城は、東播台地北端の大坂層群下部の先端に美嚢川を天然の外堀として組み入れるようにして構築されている。平井山ノ上付城跡は美嚢川と志染川に挟まれた大阪層群下部に構築され、美嚢川右岸の付城跡は、低位段丘及び大阪層群下部、美嚢川左岸の付城群は、美嚢川支流によって生じた高位段丘上の高台から、谷筋を見下ろすように築かれている。

3 気候

市内は、瀬戸内気候のために降水量が年間 1,300 mm 前後と少なく、温暖で平均気温は 15 度前後である。



第 4 図 三木市の平均気温・平均降水量
(平成 20~29 年の平均値 : 気象庁ホームページのデータを基に作成)

第 2 節 社会的環境

1 行政区の成り立ち

昭和 26 年（1951）3 月、美嚢郡三木町が久留美村を編入し、昭和 29 年 7 月に別所村、細川村及び口吉川村と合併して市制を施行した。さらに同年 7 月、志染村と合併している。その後、神戸市のベッドタウンとして発展した後、平成 17 年（2005）10 月、美嚢郡吉川町と合併して現在の新三木市が誕生し、現在に至っている。

2 人口

市制施行時の 1 年後の昭和 30 年（1955）9 月 30 日現在の住民基本台帳の人口は 39,530 人であった。その後、住宅地等の開発が進み、昭和 55 年の国勢調査で 7 万人を超えた。ピーク時は吉川町との合併時点で 84,361 人（平成 17 年国勢調査）であったが、都心回帰や少子高齢化がより顕著となった平成 27 年国勢調査では 77,178 人と減少に転じている。

3 産業

市の主要産業は、全国のシェアの 15%を誇る手引きのこぎり等の利器工具の生産を中心とする金物産業がその最たるものである。江戸時代後期から三木の主要産業として発展を続け、現在では「金物のまち・三木」としてのイメージを定着させ、金物を中心とした金物まつりには市内外から 2 日間の開催期間に 18 万人の来場者が訪れている。

また、農業の主力は「酒米の王者」と評される山田錦で、作付面積は 1,417.3ha。生産量は 5,439.5 t で全国出荷量の 18.9%を占めている(平成 26 年 12 月 31 日時点)。品質格付けでも特 A 地区に指定されていることから、文字どおり全国一の「山田錦」の産地となっており、毎年 3 月には「山田錦まつり」が開催される。この他、ぶどうの生産地としても知られ、生食用の产地としては県内 1 位を誇っている。

京阪神の近郊に位置し、比較的なだらかな丘陵地が多いことからゴルフ場開発が盛んに行われた。現在は 25 か所あり、数の多さでは、西日本 1 位である。

第 3 節 歴史的環境

1 三木のあけぼの

三木市は、加古川に近い西部から開けてきた。加古川とその支流美嚢川との合流点の周辺から人々の営みの痕跡を伝える遺跡が数多く見られ、時代が下るにつれて、上流へと広がりを見せるようになる。

しかしながら、本市における後期旧石器時代から縄文時代にかけての遺跡は、わずかな痕跡を伝えるほかは現在のところ具体的なものとして確認するにいたっていない。三木市において遺跡の存在が顕著になるのは、弥生時代の中期からである。



ナイフ形石器（後期旧石器時代）
出土状況（与呂木宮ノ元遺跡）



高篠出土小銅鐸（三木市指定文化財）
高さ 6cm の祭祀遺物（弥生時代）

2 古墳時代の三木

古墳時代になると、美嚢川に沿ってさらに上流へと遺跡の分布が見られるようになる。

中期から後期に入ると、台地や斜面地、段丘の至るところに数多くの古墳が築かれるようになる。

美嚢川と加古川の合流地点、市西部の美嚢川に臨む南側及び北側丘陵、志染川の南側丘陵に集中している。



愛宕山古墳 全景（西上空から）
県下で 10 番目の規模を誇る前方後円墳
(古墳時代前期)

3 古代・中世の三木

奈良時代に編さんされた『播磨国風土記』によると、美嚢郡には、高野里・枚野里・志染里・吉川里の四里があったことが記されている。

平安末期から鎌倉初期にかけての荘園制の成立に伴い、市内においても久留美荘等数箇所の荘園が確認できる。

中世に入ると、市内各地において寺院の活動が活発化していく。



法光寺五輪塔（県指定文化財）
総高 202.5cm の五輪塔（室町時代初期）

4 三木城の時代

三木（美嚢）郡三木城を拠点とした三木別所氏は、赤松庶流家に出自をもち、東播磨 8 郡（三木・明石・印南・加古・多可・神東・加西・加東）の守護代に任じられる等、戦国期東播磨最大の勢力として、その広い範囲に影響力を及ぼした。

三木合戦後は、織田・豊臣・徳川の家臣が入城し、元和元年（1615）の一国一城令により、廃城となった。



別所長治像（法界寺蔵）

5 近世の三木

江戸時代の三木町は、城を持たない「在郷町」（代官・郡奉行が支配する農村部に成立した商工業者が集住する地域）として発展した。三木町の内部は、町方十ヶ町と地方八ヶ町（最多時、加佐町・平田町・大村町・高木町・長屋町・平山町・大塚町・前田町）から成っていた。町方十ヶ町は、天正8年（1580）に交付された羽柴秀吉制札により、土地にかかる税金（地子）や諸役が免除されていた。上下2つの五ヶ町（上五ヶ町は大塚町・芝町・平山町・東条町・滑原町、下五ヶ町は新町・上町・中町・明石町・下町）で構成されており、戸数と人口は、寛保2年（1742）に615戸・3854人となっていた。

なお、18世紀中頃から19世紀前半にかけては金物の町として発展する。一方、領主支配が複雑に入り組んだ農村部は、耕地の拡大によって農業生産が増加するとともに、大庄屋組等の地域運営のシステムが次第に整備されていった。



秀吉制札（三木市有宝蔵文書）



前挽大鋸（三木市立金物資料館蔵）

6 近現代の三木

明治時代になると、三木も近代化が進んでいく。特に、山田錦の開発に象徴される農業の発展、三木金物業の地場産業としての定着と戦後における輸出産業化は、現在の三木の地域イメージとも直結する重要な事項である。

戦後は、町村合併・市制施行やニュータウンの造成が進められ、現在の三木にいたった。



縁が丘・青山・自由が丘付近
(昭和63年撮影 南東上空から)

第4表 市内指定文化財一覧表

(平成30年3月31日現在)

種別	管理者	名 称	内 容
国指定文化財	伽 耶 院	伽耶院 本堂 三坂明神社本殿 多宝塔	建 造 物
	伽 耶 院	木造毘沙門天立像	彫 刻
	東 光 寺	東光寺本堂	建 造 物
	天 津 神 社	天津神社本殿	建 造 物
	歡 喜 院	歡喜院聖天堂	建 造 物
	稻 荷 神 社	稻荷神社本殿	建 造 物
	三 木 市	三木城跡及び付城跡・土塁	史 跡
県指定文化財	密 教 院	密教院鎮守社	建 造 物
	慈 眼 寺	銅 鐘	工 芸 品
	蓮 花 寺	銅 鐘	工 芸 品
	高 男 寺 集 落	銅製經筒	考 古 資 料
	東 光 寺	東光寺多宝塔	建 造 物
	法 光 寺	法光寺五輪塔	建 造 物
	法 光 寺	鬼 面	彫 刻
	法 光 寺	法光寺文書 3卷(37通)	書 跡
	法 光 寺	法光寺境内出土五輪泥塔	考 古 資 料
	若 宮 神 社 宮 座 中	吉川若宮神社のヤホー神事	無 形 民 俗
	伽 耶 院	伽耶院開山堂	建 造 物
	本 長 寺	桐唐草格子文様片身替小袖	工 芸 品
市指定文化財	三木市教育委員会	高羅出土小銅鐸	考 古 資 料
	伽 耶 院	伽耶院行者堂	建 造 物
	三木市教育委員会	正法寺山出土瓦塔片一括資料	考 古 資 料
	金 刚 寺	競馬・遊楽図屏風(八曲一双)	絵 画
	蓮花寺鬼踊り保存会	蓮花寺鬼踊り	無 形 民 俗
	三 木 市	愛宕山古墳(下石野5号墳)	史 跡
	法 界 寺	三木合戦軍団絵解き	無 形 民 俗
	新 宮 神 社	新宮神社 石樋	歴 史 資 料
	法 光 寺	法光寺 銅鐘	工 芸
	東 光 寺	東光寺 銅鐘	工 芸
	三 木 市	秀吉制札	歴 史 資 料
	大 宮 八幡宮	大宮八幡宮例大祭宮入宮出の屋台練り	無 形 民 俗

	当番		
	伽 那 院	二天門（中門）	建 造 物
	雲 龍 寺	鐵鍛	工 芸
国登録文化財	三 木 市	旧玉置家住宅	建 造 物
	三 木 市	小河家住宅	建 造 物
	三 木 市	小河氏庭園	名 胜
	三 木 市	播州三木の鍛冶用具と製品	有 形 民 俗
	個 人	三寿メ刃物製作所	建 造 物

第3章 史跡の概要及び保存に向けた基本方針

第1節 史跡指定の状況

1 史跡指定内容

平成24年7月26日付けで、「三木城跡及び付城跡・土塁」398,957.47m²を国史跡三木城跡及び付城跡・土塁として、文部科学大臣あて史跡指定の意見具申を行った。これを受け、同年11月16日に開催された文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、文部科学大臣に答申がなされ、平成25年3月27日付けの官報号外第63号告示により国史跡に指定された。

また、管理団体については、平成27年3月11日付けの官報告示により、三本市が管理団体に指定された。

指定通知の内容

① 指定名称	三木城跡及び付城跡・土塁
② 指定年月日	平成25年3月27日
③ 所在地	兵庫県三木市上の丸町 他
④ 面 積	398,957.47 m ²
⑤ 選定理由 基 準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 (昭和26年文化財保護委員会告示第2号) 史跡の部2(都城跡、国都跡、 城跡、官公署、戰跡その他政治に関する遺跡)による。
説 明	天正6年(1578)から8年にかけて織田信長と別所長治の間で行われた三木合戦に関わる城跡と土塁群。領主の居城と、付城・土塁といった織田方により造られた包囲網を一体として保護する初めての史跡である。 (織田信長軍による城攻めの様子を具体的に知ることができる遺跡)

2 指定理由

指定説明詳細（『月刊文化財』593号〈平成25年2月号〉より抜粋）

三木城跡は三木市の中央部、美嚢川に面した釜山と呼ばれる丘陵上に立地する城跡である。

15世紀末に別所則治が築城して以来、天正8年（1580）、織田信長による播州攻めにより落城するまでの間、東播磨で最大の勢力を誇った別所氏の居城であった。天正5年10月、織田信長は羽柴秀吉に中国の毛利攻めを命じた。別所氏の当主長治は、当初、織田方に味方したが、翌6年3月、秀吉と対立し毛利方となつことにより、播磨全城を舞台とした、いわゆる三木合戦が始まる。合戦は同年7月、神吉・志方の両城を落とした織田信忠軍が三木に陣を構えたことを契機に、1年半にも及ぶ三木城包囲戦へと移行する。『播州御征伐之事』（天正年間成立か）によると、織田方は50から60に及ぶ付城と番屋や堀、柵等を設け、三木城への兵糧の搬入を阻止したという。合戦の進行にしたがい、織田方はこの包囲網を次第に狭め、兵糧が枯渇した別所方は、天正8年1月に秀吉の降伏勧告を受け入れ開城した。

その後、三木城には秀吉により城代が置かれ、天正13年からの8年間は中川秀政の居城、池田輝政の姫路入封後は池田氏の家老伊木氏が入城するが、元和の一国一城令（元和元年〈1615〉）により破却されたと考えられている。その間、三木城は何度かの改変を受けたようであるが、昭和56年から断続的に実施されている三市教育委員会による発掘調査では、堀や礎石建物、備前焼大甕を据え付けた土坑群等、別所氏が統治した時代の遺構が良好な状態で遺存することが明らかになった。また、堀跡からは宴等の場で食されたと考えられる鶴の骨が出土する等、国人領主の生活を知る上で重要な成果が上げられている。

三木合戦の際に織田方が築いた付城については、『別所軍記』（17世紀後半）、『播磨鑑』（宝暦12年〈1762〉）、『播州三木城地図』（天保12年〈1841〉）等に記されている。付城は、三木城を取り囲むように配されており、三木城跡の北側の丘陵上には、平井山ノ上付城跡をはじめとする10か所、南側には、西から法界寺山ノ上付城跡、高木大塚城跡、高木大山付城跡、シクノ谷峯構付城跡、明石道峯構付城跡、小林八幡神社付城跡等の17か所が確認されており、そのうち併せて20城が現存している。

平井山ノ上付城跡は天正6年7月に織田信忠により築かれ、後に秀吉の本陣が置かれたと伝えられる付城跡である。三木城跡の北東約2.8キロメートルの山上に立地し、付城の中でも群を抜く規模をもつ。山頂部に東西に細長い主郭を置き、北斜面には複数の曲輪が展開する。三木城跡を挟んで平井山

の対角の位置にあたる法界山ノ上付城跡は、宮部善祥坊の陣跡と伝えられる。平井山ノ上付城跡に次ぐ規模をもち、山頂部には周囲を土塁で囲んだ方形の主郭とそれに西接する長方形の曲輪を有する。

また、法界山ノ上付城跡の南東隅から南側の付城を連結する2~4重の土塁が存在する。この土塁は基底部幅4~5メートル、高さ1メートル程度で、総延長は約5.5キロメートル、そのうち2.5キロメートルが遺存している。この土塁は付城と一体となって明石方面からの交通を遮断するために織田方によって築かれ、土塁と土塁の間の空閑地は、織田軍の駐屯地として利用されていたと考えられる。

このように、三木城跡は戦国時代における国人領主の城館の在り方や領主の生活を知る上で重要である。また、三木城跡の周辺には、織田方の付城や土塁が良好な状態で遺存しており、史料にみられる三木合戦の状況を具体的に知ることができる。三木合戦は、後に羽柴秀吉によって、鳥取城や備中高松城等で行われた広範囲に堅固な包囲網を形成させる包囲網戦の最初の例であり、当時の合戦の在り方や展開を知ることができる稀有な遺跡である。今回は三木城跡と織田方の本陣が置かれた平井山ノ上付城跡、さらに付城と土塁による包囲網が良好に残る三木城南側の付城跡のうち条件の整った法界寺山ノ上付城跡、たにみれがまえ高木大塚城跡、高木大山付城跡、シクノ谷峯構付城跡、あかいにみちのみねがまえ明石道峯構付城跡、小林八幡神社付城跡と土塁を史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

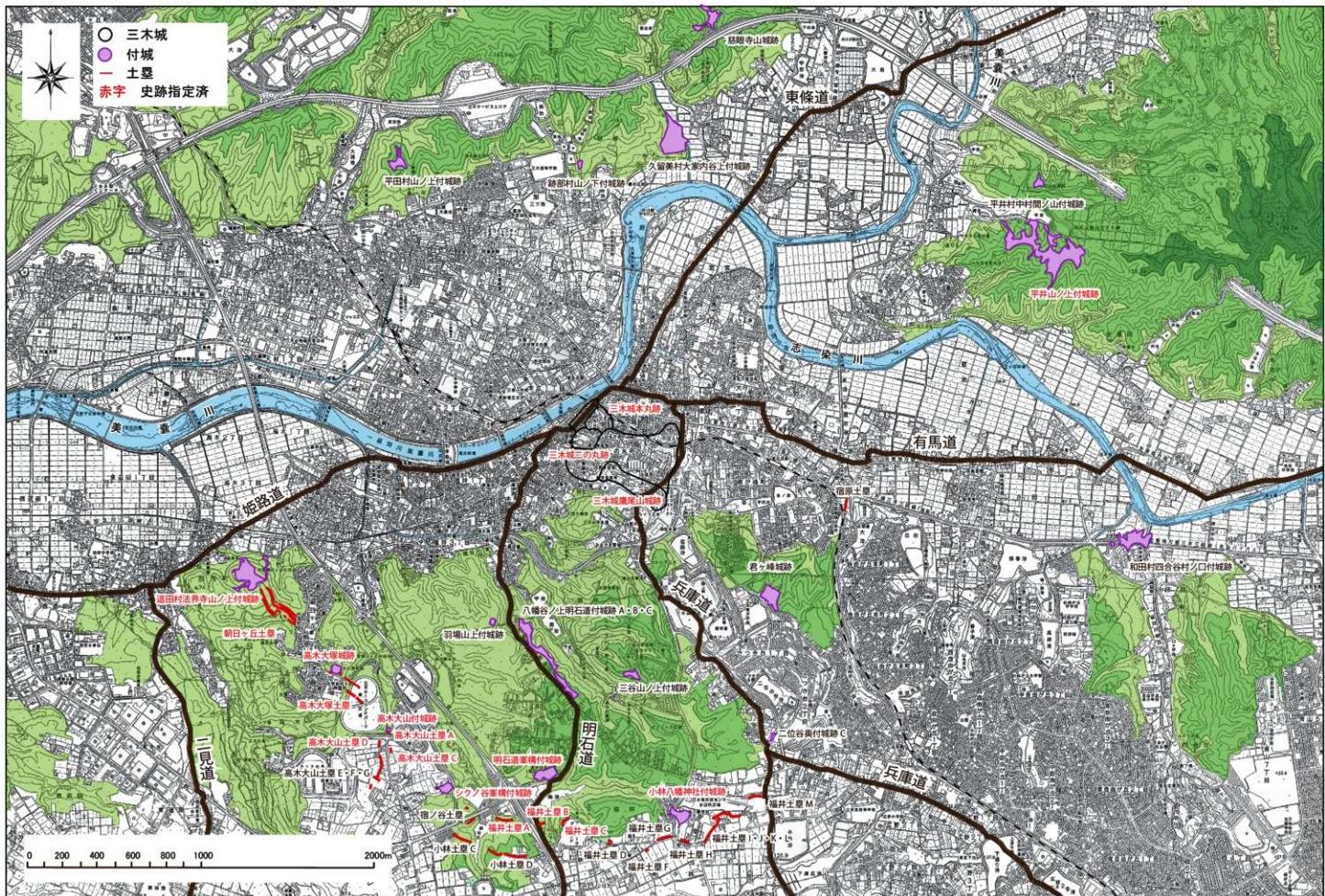
3 国史跡の構成

国史跡三木城跡及び付城跡・土塁は、領主の居城と攻城側が築いた付城及び土塁から構成され、未指定地も含め三木城関係7遺跡、付城関係27遺跡、土塁32遺跡の合計66遺跡から成っている。

このうち開発等を免れ、現存している遺跡数は、三木城関係6遺跡、付城関係20遺跡、土塁25遺跡である。今回、これらのうち三木城関係3遺跡、付城関係7遺跡、土塁8遺跡を文化庁に意見具申し、国史跡に指定された。これらは、別所方の居城である三木城と攻城方の本陣、及び兵糧攻めを象徴する付城と土塁が連続して遺存する遺跡群である。また、全域が未指定の遺跡については、現在のところ付城関係13遺跡、土塁17遺跡となっている。

第5表 国史跡を構成する遺跡一覧表

	遺跡名	所在地
三木城跡	三木城本丸跡	上の丸町
	三木城二の丸跡	上の丸町
	三木城鷹尾山城跡	福井
付城跡・土塁	平井山ノ上付城跡	平井・与呂木・志染町安福田
	這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁	別所町東這田・高木・別所町高木三木山国有林
	高木大塚城跡	別所町高木三木山国有林
	高木大塚土塁	別所町高木三木山国有林
	高木大山付城跡・高木大山土塁A	別所町高木三木山国有林
	高木大山土塁C	別所町高木三木山国有林
	高木大山土塁D	別所町高木三木山国有林
	シクノ谷峯構付城跡	福井・別所町高木三木山国有林
	福井土塁A	福井三木山国有林
	福井土塁B	福井
	福井土塁C	福井
	明石道峯構付城跡	福井
	小林八幡神社付城跡	福井・別所町小林



第5図 史跡対象遺跡分布図

4 土地所有状況

(1) 所有区分

現在の国史跡指定地内の土地所有状況は、第6表のように市有地が最も多く、次いで国有地、民有地（社寺有地を含む）の順となっている。

国史跡全体のうち、所有状況は

第6表のとおりであり、市有地化されているのは46.1%、国有地はすべて林野庁所管地で30.2%、民有地は23.7%になっている。

遺跡ごとの状況は、第7表のとおりである。

第6表 国史跡全体の所有状況

区分	面積(m ²)	%
国有地	120,471.09	30.2
市有地	183,809.42	46.1
民有地(社寺有地含む)	94,676.96	23.7
合計	398,957.47	100

第7表 国史跡の所有区分面積 (m²)

(平成30年3月31日現在)

遺 跡 名	合 計	所 有 区 分			備 考
		國有地	市有地	民有地	
三木城本丸跡	8,832.57		5,885.54	2,947.03	民有地は全て社寺所有地
三木城二の丸跡	10,479.93		10,109.00	370.93	民有地は全て社寺所有地
三木城鷹尾山城跡	14,119.00			14,119.00	民有地は全て社寺所有地
平井山ノ上付城跡	150,575.99		109,754.99	40,821.00	市有地のうち、21,403 m ² は三木市土地開発公社所有地
這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁	105,510.18	71,121.81	132.37	34,256.00	市有地は全て里道
高木大塚城跡	5,684.97	5,684.97			国有地は全て林野庁所管地
高木大塚土塁	16,925.23	16,925.23			国有地は全て林野庁所管地
高木大山付城跡・高木大山土塁A	1,559.46	1,559.46			国有地は全て林野庁所管地
高木大山土塁C	1,143.49	1,143.49			国有地は全て林野庁所管地
高木大山土塁D	829.32	829.32			国有地は全て林野庁所管地
シクノ谷峯構付城跡	11,283.92	3,639.92	7,644.00		国有地は全て林野庁所管地
福井土塁A	19,566.89	19,566.89			国有地は全て林野庁所管地
福井土塁B	1,408.97		1,408.97		
福井土塁C	2,014.23		2,014.23		
明石道峯構付城跡	39,587.00		39,587.00		
小林八幡神社付城跡	9,436.32		7,273.32	2,163.00	民有地は全て社寺所有地
合計	398,957.47	120,471.09	183,809.42	94,676.96	
割合		30.2%	46.1%	23.7%	

(2) 貸借関係

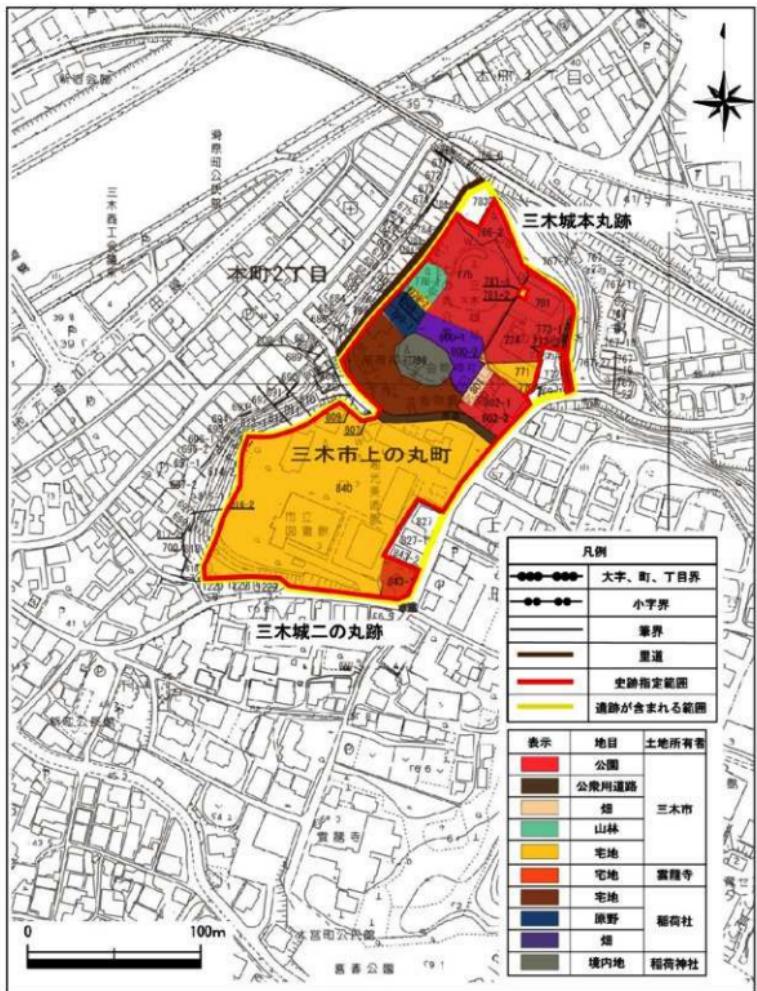
国史跡の管理団体は三木市である。現在、国史跡の遺構に関する管理は、三木市教育委員会が行っている。国史跡内の建築物・工作物等については、地権者もしくは占有者がそれぞれ管理を行っている。なお、貸借関係は第8表のとおりである。

また、三木城本丸跡の上の丸公園施設は、三木市まちづくり部道路河川課が管理を行っている。

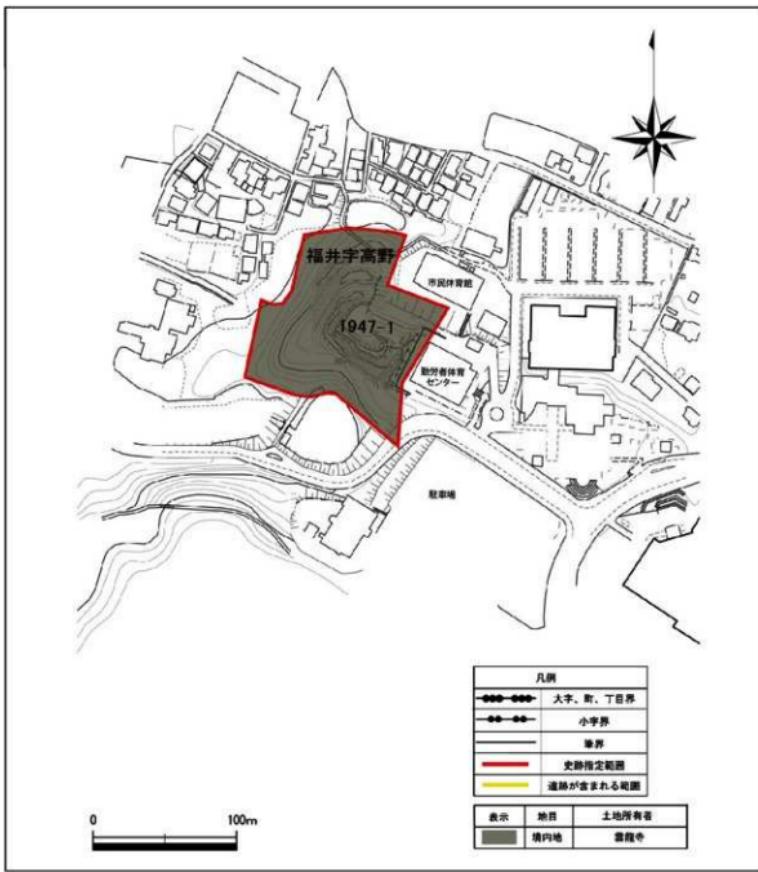
第8表 貸借関係一覧表

(平成30年3月31日時点)

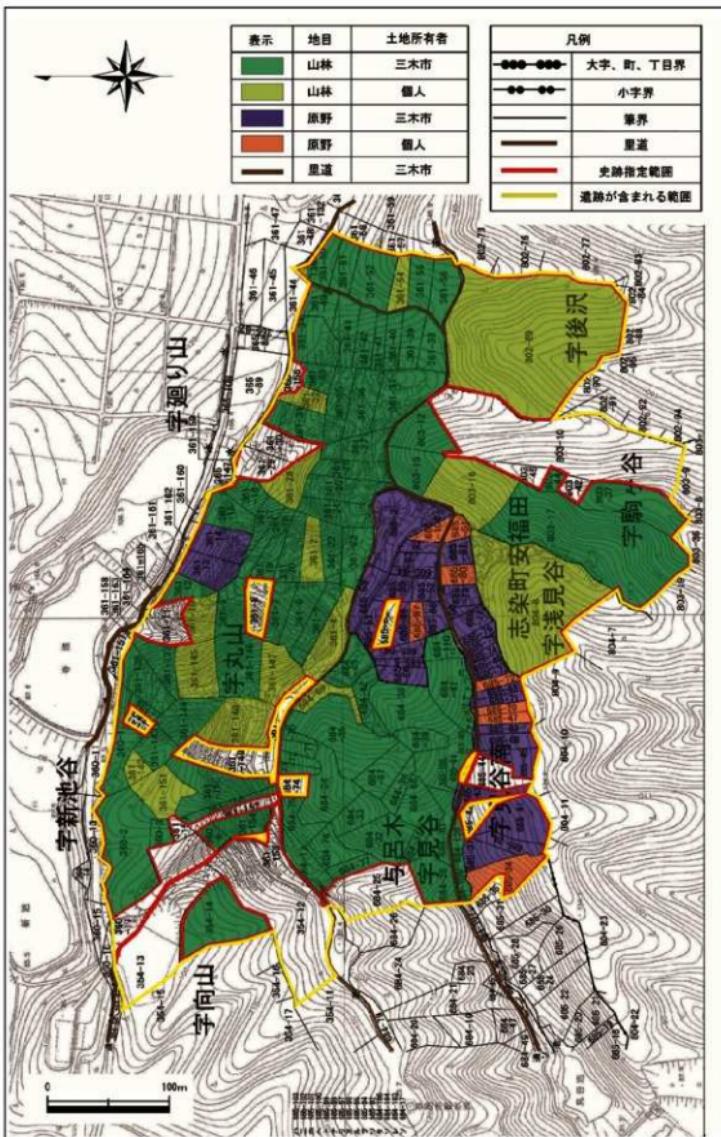
構成要素名	貸借関係等
三木城本丸跡	関西電力株式会社姫路営業所（関電柱）が一部許可を受けている。
三木城二の丸跡	関西電力株式会社姫路営業所（関電柱）が一部許可を受けている。
三木城鷹尾山城跡	なし
平井山ノ上付城跡	なし
這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁	国有林のうち三木市が一部借地、三木山人と馬とのふれあいの森協会（以下、「協会」）及び個人が一部許可を受けている。
高木大塚城跡	協会が許可を受けている。関西電力株式会社姫路営業所（関電柱）と関西電力株式会社姫路支店（線下敷）が一部借地。
高木大塚土塁	協会が許可を受けている。
高木大山付城跡・高木大山土塁 A	協会が許可を受けている。関西電力株式会社姫路営業所（関電柱）が一部借地。
高木大山土塁 C	協会が許可を受けている。関西電力株式会社姫路営業所（関電柱）が近畿中国森林管理局から一部借地。
高木大山土塁 D	協会が許可を受けている。
シクノ谷峯構付城跡	国有林分は、三木市が借地。
福井土塁 A	三木市（水路敷（緑谷池排水水路））及び関西電力株式会社姫路営業所（関電柱）が一部借地。
福井土塁 B	なし
福井土塁 C	なし
明石道峯構付城跡	なし
小林八幡神社付城跡	なし



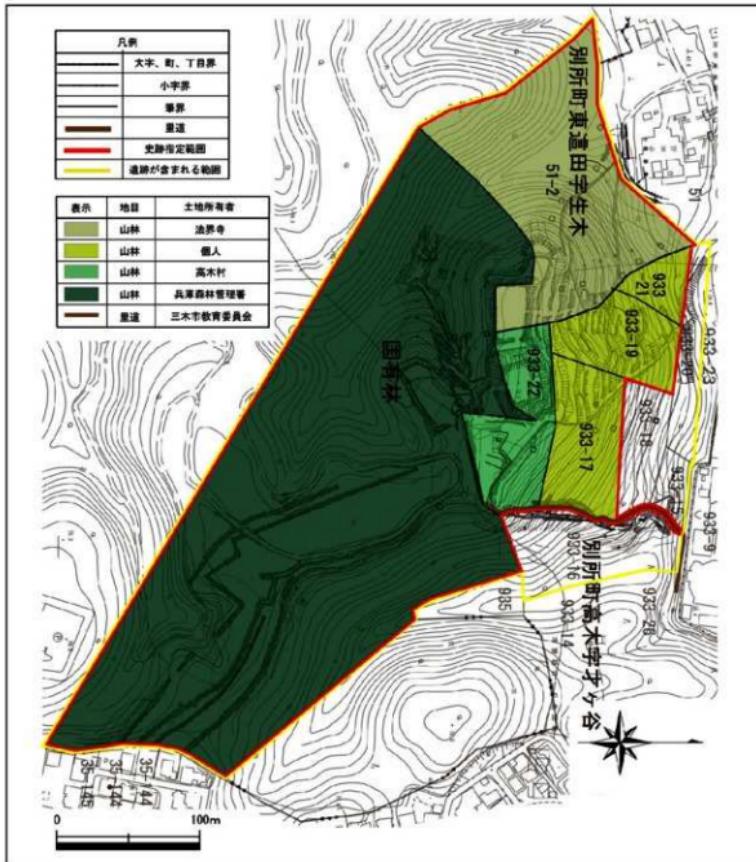
第6図 土地所有区分図(三木城本丸跡・三木城二の丸跡)



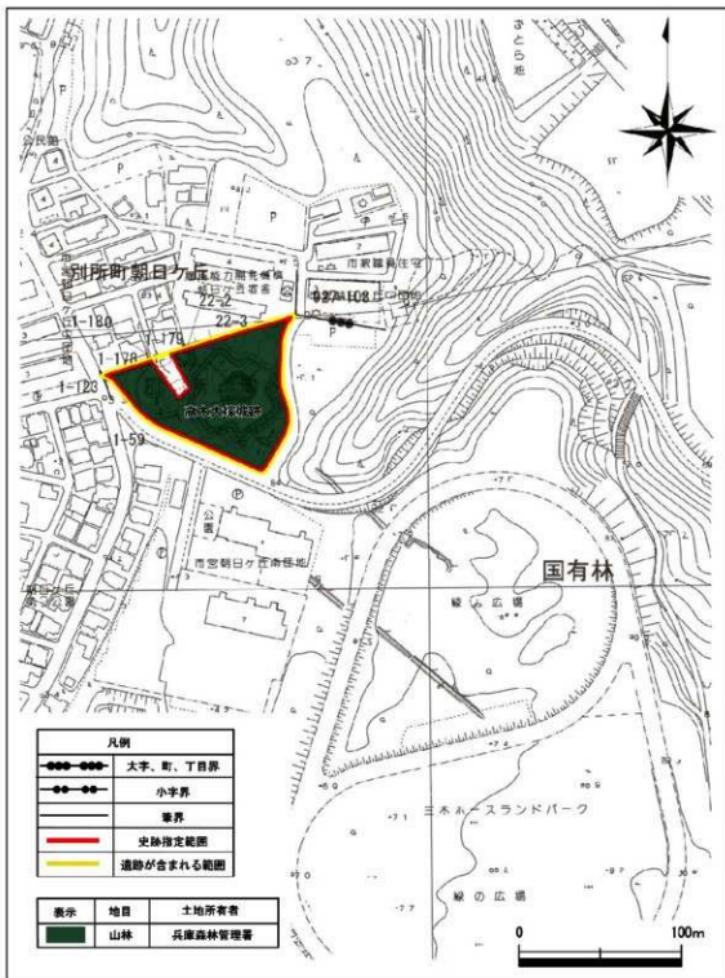
第7図 土地所有区分図（三木城鷹尾山城跡）



第8図 土地所有区分図（平井山ノ上付城跡）



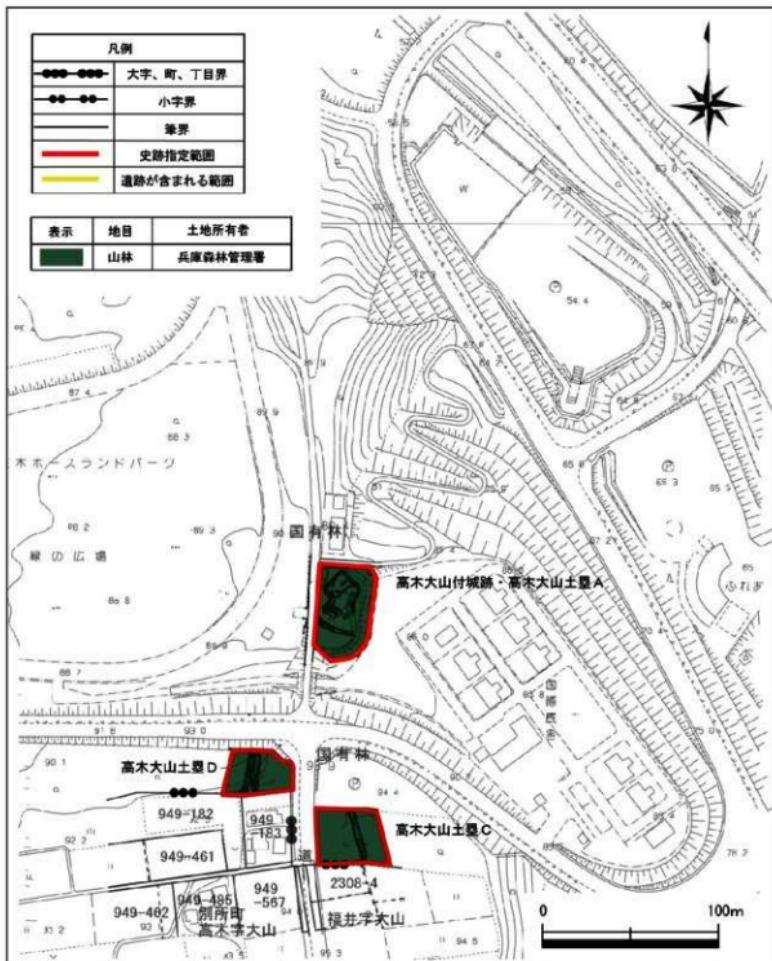
第9図 土地所有区分図（這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁）



第10図 土地所有区分図 (高木大塚城跡)



第11図 土地所有区分図（高木大塚土塁）



第12図 土地所有区分図（高木大山付城跡・高木大山土塁A、高木大山土塁C、高木大山土塁D）



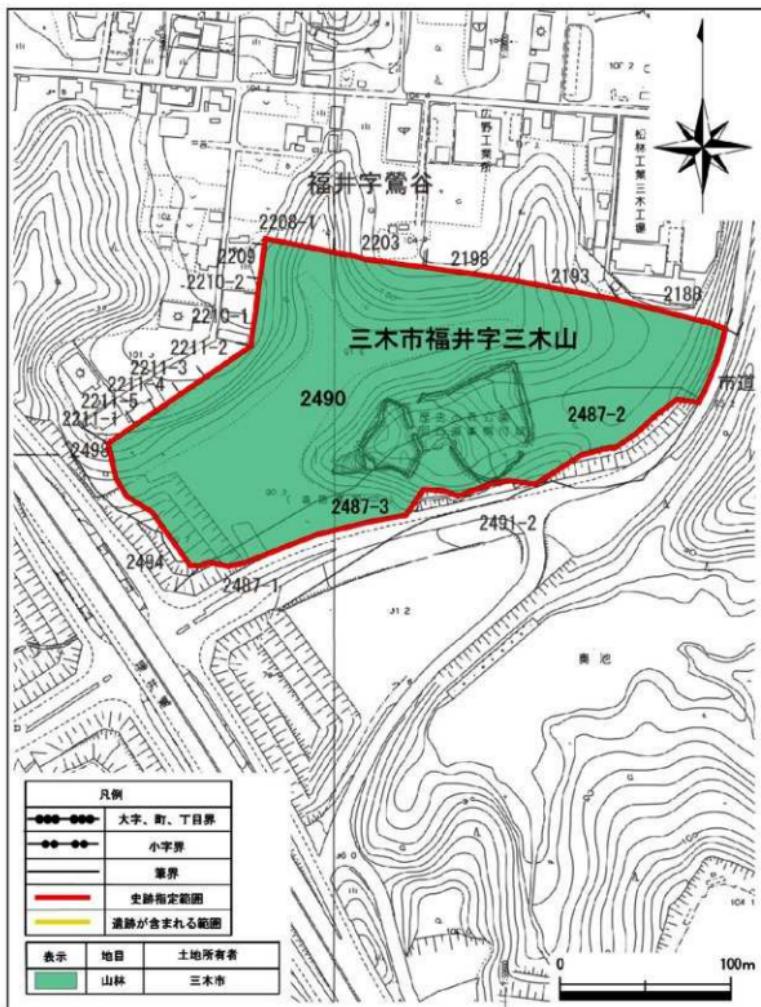
第13図 土地所有区分図（シクノ谷峯構付城跡）



第14図 土地所有区分図（福井土堀A）



第15図 土地所有区分図（福井土塁B、福井土塁C）



第16図 土地所有区分図（明石道峯構付城跡）



第 17 図 土地所有区分図（小林八幡神社付城跡）

第2節 史跡の概要

1 歴史的調査

(1) 文献・縄張調査

① 三木城の概要

三木城は、戦国期東播磨最大の勢力である別所氏歴代の居城である。東西に流れる美嚢川左岸の上の丸台地上に築かれた丘城であり、北麓・西麓には姫路と有馬をつなぐ湯の山街道が通る。天正6年（1578）3月から同8年1月17日までの1年10か月にわたる毛利輝元を後ろ盾とする別所長治と羽柴秀吉を主将とする織田信長との間で播磨一円を巻き込んで繰り広げられた三木合戦となつた。

② 別所時代の三木城

別所氏は、播磨守護赤松庶流家に出自をもつ。三木城を築いたのは、三木別所氏の初代当主則治とみられる。長享2年（1488）、赤松政則が播磨・備前・美作の3ヶ国を回復し、則治が三木郡久留美荘を拠点として、東播磨八郡を管轄する守護代に任じられてからと考えられる。

則治の孫村治の代には、三木城での合戦が確認できる。赤松晴政と浦上村宗との対立により、大永2年（1522）10月6日、浦上村宗に「別所館」が攻撃されたが、村治はこれを撃退した（『春日社司祐維記』）。これが別所氏の居城の初見である。ただし、これが現在の三木城跡にあたるものかどうかは不明である。

享禄2年（1529）10月3日、再び浦上村宗に三木城が攻められ、「当城山下、於西之口合戦」に及んだが、牢人衆の活躍により、三木城は持ちこたえた（『上月文書』）。

翌年6月29日、村治とともに浦上方の依藤秀忠の豊地城（小野市）を攻めていた柳本賢治が暗殺された。これにより、味方諸城が落城、村治は三木城を捨てて国外に脱出した（『細川高国晴元争闘記』）。同4年6月、摂津天王寺において赤松晴政が浦上村宗を討つことにより、村治は三木城に復帰したようである。

天文7年（1538）11月、出雲の尼子詮久により「三木要害」が攻められたが、村治はこれを撃退した（『飯尾文書』）。

天文23年8月末、村治は京都の細川晴元になびいたことにより、赤松晴政と対立関係となった。それにより、三好長慶が、摂津国人を播磨へ出陣させた。三木城は11月頃から翌24年初めにかけて、三好方に攻め

られたようであるが堅固に守り切り、2月に三好方は撤退した（『細川両家記』）。

③ 三木合戦

村治の孫長治の代になると、畿内で台頭していた織田信長方に与する。天正5年（1577）10月、織田信長は羽柴秀吉对中国地方の毛利攻めを命じた。秀吉が播磨へ出陣すると、長治も織田方に与したが、同6年3月初め、長治は秀吉と対立し、毛利方へ味方した。秀吉はこれを許さず、三木城へ押し寄せ、近隣に火を放った（『播州御征伐之事』）。信長も長治の離反を「言語道断」とし、黒田官兵衛に対し、忠節を尽くすよう命じた（『黒田家文書』）。

7月下旬、かんき・しかた神吉・志方（加古川市）の城を落とした織田信忠の軍勢は三木に向かい、三木城攻略のための付城の構築を開始した（『信長公記』）。信忠は、平井山を秀吉の本陣として引き渡した（『豊鑑』）。

同年10月、織田方の荒木村重が三木城攻めの陣を退き、毛利方に与して居城の有岡城（兵庫県伊丹市）に籠った。こうした情勢を受けてか、10月22日、別所方は三木城から平井山の秀吉本陣への襲撃を試みる。しかし、長治の弟定が討死する等別所方の敗北となった（『播州御征伐之事』）。

翌同7年4月、信長は、信忠らを再び播磨へ派遣、26日には、信忠が付城を新たに6ヶ所築く等して三木城の包囲をさらに厳重なものとした（『信長公記』）。

5月25日、織田方は花隈からの兵糧ルートであった丹生山の海蔵寺取出を急襲して落とし、翌日、丹生山の北麓の淡河城を攻め、城主淡河弾正以下を撤退に追い込んだ（『播州御征伐之事』）。これにより、三木城は東側からの兵糧ルートが閉ざされることになった。

6月以降に本格化するとみられる毛利方による明石浦・魚住から三木城への兵糧搬入に対し、織田方は、三木・魚住の通路を塞ぐために、周辺の付城の間に番屋・堀・柵等の防護施設を設置した（『播州御征伐之事』）。

このような中、6月13日、秀吉の軍師であった竹中半兵衛が三木の陣中で病死している（『寛永諸家系図伝』）。

9月9・10日、兵糧搬入を遂げたい毛利方と別所方は、織田方が守る平田・大村付近を襲った。織田方は谷大膳が討死したが、別所方多くの武将が討ち取られた（『信長公記』）。

10月7日、平田大村合戦に勝利した織田方は、さらに付城を寄せて築



第18図 播磨国周辺関係図（『兵庫県史』3 付図7参照に作成）

いた（『播州御征伐之事』）。三木城包囲網を狭めることにより、毛利方からの組織的な兵糧搬入は行われなくなり、三木城内に蓄えた食糧は尽き、餓死者が数千人出た。初めは糠（ぬか）・秣（まぐさ）を、中頃には牛馬・鶏・犬を食し、ついには人を刺し殺してその肉を食べたという（『播州御征伐之事』）。

天正8年を迎えると、秀吉は三木城への最終攻勢を開始した。1月6日、秀吉は調略により宮ノ上要害を乗っ取り、11日には鷺山構を乗り崩し、長治の弟友之が守る鷹尾山城と叔父賀相の籠る新城を攻略した（『反町文書』）。15日になり、織田方である叔父別所重棟は、別所長治・賀相・友之の切腹を促し、長治は城兵の助命を条件に秀吉の降伏勧告を受諾した。そして、17日に長治ら一族が自害することで三木城が開城となり（『信長公記』）、三木合戦は織田方の勝利で終結した。

④ 三木合戦以後

同8年1月17日、三木開城直後、秀吉は荒廃した三木町に対し、地子免許・諸役免除の特權を認める制札を発給した。これにより、三木町の復興が図られた。

天正8年からの豊臣期20年間、三木城には、主に城代、城番が置かれ

たようである。しかし、断片的にしかその実態は明らかにならない。同11年6月頃、前野長康が播磨国主羽柴秀長の配下として、「東郡三木城」に配された（『秀吉事記』）。同13年閏8月、国替により長康は但馬国主となり、中川秀政が「東郡三木城」に配された（『秀吉事記』）。文禄元年（1592）10月、秀政が文禄の役時、朝鮮にて戦死したことにより、弟秀成が家督を継いだ。秀成は同3年2月、豊後岡城主として国替となった。三木は豊臣氏蔵入地となり、同4年9月には、但馬豊岡城主福原長成が代官を勤めた（『雲龍寺文書』）。

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦後、徳川方の池田輝政の姫路入封に伴い、池田領六支城の一つとなった三木城には、同年10月、家老の伊木忠次が入城した（『正入寺伝』）。同8年、忠次死後、忠繁が跡を継いだ。伊木氏の在城は元和3年（1617）まで続くが、城郭部分は同元年の一国一城令によって廃城になったと考えられる。同3年には池田氏の転封、小笠原氏の明石入部が行われた。その際、三木の侍屋敷には一時的に小笠原家臣団が入居したが、同6年明石へ移住した。これにより、三木町は城下町から在郷町へ転換した。

⑤ 江戸時代に受け継がれる三木合戦

三木合戦の顛末は、戦った相手方の秀吉はもちろん三木周辺に住む人々の心の中に深く刻み込まれることとなった。その結果として、合戦後ほどなくして『播州御征伐之事』や『別所記』等が生まれ、それをもとにしたさまざま類似本が広く流布することとなった。また、三木合戦に参加したといわれる押部弥太郎の4代の孫である新兵衛が先祖の口伝えにされてきた内容をまとめた『押部新兵衛聞伝之趣』は、後の三木合戦絵解きの台本に影響を与えた。

寛永年間（1624～1644）には、三木合戦の模様を描いた「天正年間三木城合戦図」（原本図）が別所氏の遺臣来住安芸守景政により虚空山法界寺（三木市別所町東這田）に寄進されたと伝えられており、いつのころからかこの合戦図をもとに追悼法要とともに絵解き（市指定無形民俗文化財）が行われるようになった。当時、絵解きは、檀家の11、12歳の子どもたちが各場面を分担して行っていたようだ。そして、天保12年（1842）には原本図をもとに新たに「播州三木城天正中合戦図」（模写図）が作成され、以後はこの模写図を使って絵解きが行われるようになり、今日に至っている。

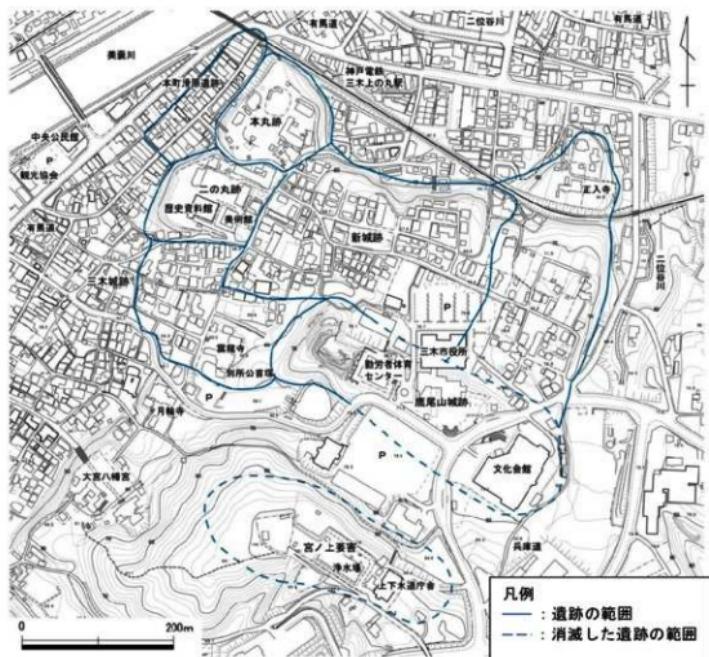
また、同寺では、延宝6年（1678）、長治公百回忌に当たり、禅空素伯

和尚は三木郡 12 町と十方の民衆に募縁し、別所氏の起こりや三木合戦の経緯を刻んだ東播八郡總兵別所府君墓表の碑が建立された。

⑥ 三木城の縄張

川に面した丘陵端の本丸及びその南に空堀を隔てて位置する二の丸を中心部とし、新城・鷹尾山城・宮ノ上要害等で構成され、各曲輪が並立する構造である。規模は東西約 600m、南北約 700m を測り、南側は山と谷、他三方を崖に囲まれている。南側に鷹尾山城と宮ノ上要害を配置し、背後の防御性を高めている。石垣は確認できず、土造りを基本とする。戦国期における播磨屈指の大規模城郭といえる。

現在、本丸には伝天守台と井戸が残り、二の丸は美術館等が建ち並ぶ。新城は昭和 30 年頃まで土塁や本丸側に数段の帯曲輪が残っていたが、すでに宅地化されている。鷹尾山城は東西に細長い尾根上に遺構が展開していたが、西端のみが残存し、周囲に土塁・空堀が巡る。宮ノ上要害



第 19 図 三木城跡現況図

は浄水場等の建設により遺構は消滅している。

発掘調査により、本丸・二の丸では、瓦葺き礎石建物が存在していたこと、内部が堀で区画されていたこと、本丸の伝天守台は堀が埋まつたのちに造成されたことが明らかとなった。二の丸では、貯蔵庫とみられる 16 個分の埋められた備前焼大甕群が検出された。本丸・二の丸ともに瓦が数多く出土している。中心時期は戦国時代後半とみられる。

なお、城下関連の遺構としては、三木城西麓に位置する本町滑原遺跡において、湯の山街道に沿って検出長約 80m の石列が確認されており、家臣団屋敷群の存在が指摘できる。
ほんまちなめ る

⑦ 付城の縄張

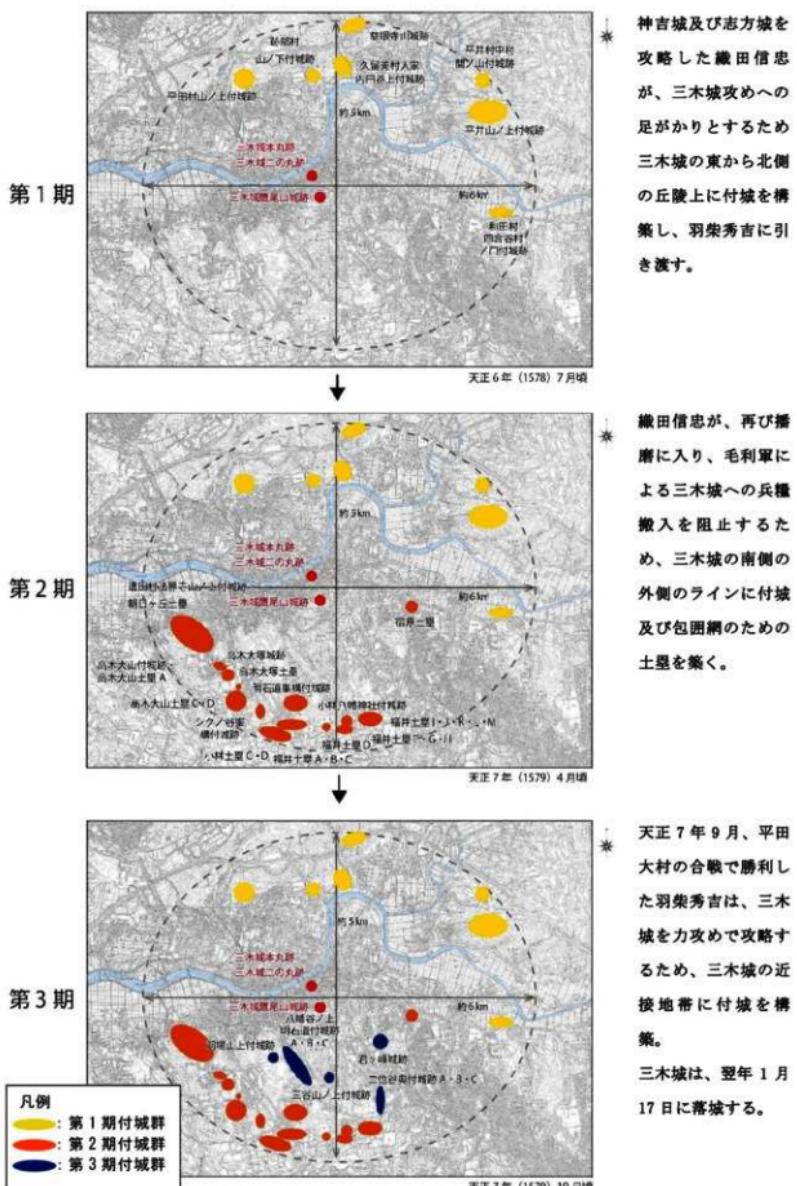
三木合戦の際、織田方は三木城攻略のために平井山に本陣を置き、周囲に数多くの付城を築いた。付城は三木城の周囲を東西約 6 km、南北約 5 km の範囲に展開する。付城については、近世に作成された『別所軍記』(17 世紀後半) 等に織田方の付城及び城主名が記されている。付城の総数は、約 40 城が存在していたとみられる。遺跡登録された上で明確な付城は 23 城、現存は 20 城を数える。

織田方が三木城周辺に築いた付城は、文献史料から第 1 期（天正 6 年 7 月末～8 月中旬）・第 2 期（同 7 年 4 月）・第 3 期（同 7 年 10 月）に大まかに分けられる。

第 1 期と考えられる三木城から美嚢川・志染川を隔て北の山上に位置する付城は、山の地形に合わせて曲輪を上下に連ねる構造のものが多く、背後の尾根続きに対して、堀切等がほとんど見られず、遮断防御はあまり意識していない。これは、川を隔てており、安全な地域に築かれたためであろう。

一方、第 2 期と考えられる三木城の南の山上に位置する付城は、平坦な尾根・丘上に立地し、付城間を基底部幅約 5m、高さ約 1m を測る土壘で連結している。櫓台を備える土壘囲みの主郭に、複雑な虎口が設けられているものが主流である。周囲に軍勢の駐屯用の曲輪を付属させる等、主郭に対して求心的な構造を基本とする。これらは、毛利輝元方が明石浦魚住から三木城へ兵糧を搬入するのを防ぐための最前線であるため、より高度な築城技術が用いられたものといえる。

第 3 期に築かれたと考えられる付城は、さらに包囲を狭め、八幡山・二位谷奥の尾根全体を城郭化した大軍勢が駐屯可能な付城を中心とし、主要街道を押さえるという、力攻めを意識した最前線の付城といえる。



第20図 付城群築城変遷模式図

2 自然的調査

(1) 植生調査の実施

保存管理計画書の策定にあたり、史跡内の植生調査を行い、どのような植生を維持し管理することが適正であるかを検討するため、代表的な7箇所（8遺跡）について現況植生調査を実施した。調査期間は、平成26年6月20日から平成26年8月29日。調査は、株式会社都市景観設計に委託して行った。以下に各地区の植生概要を抜粋した。また、兵庫みどりのヘリテージマネジャーによる平成26年度の現地視察が三木城跡及び平井山ノ上付城跡で行われており、その結果報告も参考にしている。

植生調査箇所

- ① 三木城本丸跡・二の丸跡
- ② 三木城鷹尾山城跡
- ③ 平井山ノ上付城跡
- ④ 這田村法界寺山ノ上付城跡
- ⑤ 高木大塚城跡
- ⑥ シクノ谷峯構付城跡
- ⑦ 小林八幡神社付城跡

※各遺跡の植生詳細については、次項「3 国史跡を構成する各遺跡の概要」に記載

(2) 植生管理の方針

国史跡三木城跡及び付城跡・土壙の多くは森林内に存在し、曲輪や虎口等骨格を構成する土壙等の遺構は樹木に覆われており、本史跡において、植生管理をどのように実施するかは重要な課題である。

本史跡は立地が市街地や山林等さまざまであり、植生も地域によって異なるが、史跡ごとの樹種を考え、史跡を損なわないように留意しつつ、適切な保存管理に努めるものとする。

保存管理計画書では、策定にあたり実施された植生調査結果に基づき、全体及び三木城跡地区と付城跡・土壙地区ごとに植生管理方針が示されている。それらの内容については、改めて遺跡ごとに分けて、次項において示す。

3 国史跡を構成する各遺跡の概要

(1) 三木城本丸跡・二の丸跡

① 現況・発掘調査

[三木城本丸跡]

上の丸公園に位置する。伝天守台、かんかん井戸、稻荷神社、金物資料館等がある。

平成2・15・18・19年度に三木市教育委員会が実施した発掘調査の結果、瓦葺き礎石建物が存在していたこと、内部を堀で区画していたことが判明した。なお、伝天守台は堀が埋まつた後に造成されたことが明らかとなった。

遺物は本丸・二の丸とともに土師器皿・瓦が多くを占め、備前焼、中国産の磁器、瀬戸美濃焼等も出土した。



第21図 三木城本丸跡 発掘調査位置図



軒平瓦（H2出土）

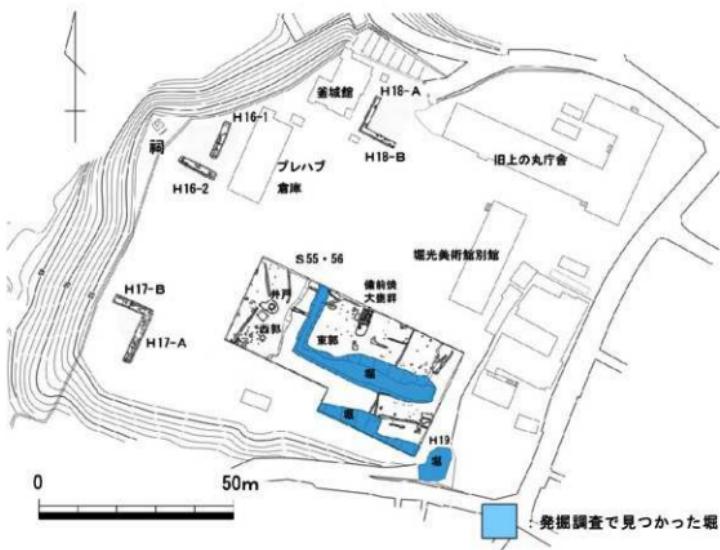


H18 堀土層断面（東から）

[三木城二の丸跡]

本丸の南西に位置する。みき歴史資料館、堀光美術館等がある。

昭和 55・56 年度、平成 16~19 年度に、三木市教育委員会が発掘調査を実施した。特に昭和 55・56 年度調査において、埋められた備前焼大甕群、L 字状の内堀と土塁の痕跡、外堀、井戸、溝状遺構等を検出した。



第 22 図 三木城二の丸跡 発掘調査位置図



S55・56 備前焼大甕群出土状況（東から）



軒丸瓦（S55・56 出土）

② 植生調査

[三木城本丸跡]

本丸跡の主な植生区域は、東端・北辺部及び稻荷神社境内、忠魂碑周辺、伝天守台周辺である。

本丸跡は上の丸公園となっており、人為的に植栽された樹木と後に実生で成長したアラカシ等の樹木がほとんどを占める。

伝天守台は展望拠点ともなっているが、北側への眺望及び本丸内への眺望も既存樹木により見通しが悪い状態となっている。北側法肩部にはサクラの幼木が植栽されているが、これらが成長すれば新たな眺望阻害要因となる可能性がある。

稻荷神社境内（参道斜面含む）にはカヤノキやクヌギ、ケヤキ、ムクノキの大木が植生しており、緑陰を形成するとともに、遠景から望む三木城の良好な植生景観を形成している。

クヌギの大木は稻荷神社本殿前にあるが、重量の重い樹木であるため、落枝等が無いよう危険な枯れ枝等の監視が必要である。

[三木城二の丸跡]

二の丸跡の主な植生は東及び北側の辺部斜面地で、エノキの大木、シユロ、サクラ類の他、一部でタケ類の生育が見られる。二の丸跡の中心部はカイズカイブキ、サクラ等が生育する他、南側の住宅地側でニセアカシアの列植が見られる。

祠の南～西斜面部に見られる林は元々谷部に成立した植生が部分的に残存しているものと考えられる。

③ 土地利用状況

[三木城本丸跡]

明治 30 年 (1897) 住民憩いの場として上の丸公園がつくられた。公園の中央部には築山が設けられ、忠魂碑や慰靈碑が建立されている。また、東側には昭和 45 年創立の上の丸保育所があり、上の丸公園の南側は稻荷神社の境内地となり、南東部は金物神社及び金物資料館の敷地となっている。東隅には一部民家の敷地として利用されている。

三木市歴史街道整備プランの「三木城址と城郭跡の広がり」地区に含まれている。

史跡に一部含まれるかたちで西側法面・北東法面が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されている。

毎年 5 月 5 日、「別所公春まつり」が開催されている。

来訪状況については、保育所や金物資料館が位置していることから、大勢に利用されている。金物資料館の入館者数は、平成 23 年度 4,617 人、平成 24 年度 4,870 人、平成 25 年度 7,311 人、平成 26 年度 11,661 人、平成 27 年度 6,269 人、平成 28 年度 5,912 人である。

[三木城二の丸跡]

旧三木高等女学校の校舎である旧上の丸庁舎（昭和 17 年建築）と三木市立堀光美術館別館（昭和 7 年建築）があり、関連する倉庫等の建築物がある。南側には三木市立みき歴史資料館、三木市立堀光美術館があり、中央部分はこれら諸施設の駐車場として使われている。東側は民家の敷地となっている。

三木市歴史街道整備プランの「三木城址と城郭跡の広がり」地区に含まれている。史跡に一部含まれるかたちで西側法面が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されている。

来訪状況については、図書館（平成 27 年 4 月まで）、歴史資料館（平成 28 年 5 月から）、堀光美術館が位置していることから、大勢に利用されている。堀光美術館の入館者数は、平成 23 年度 14,417 人、平成 24 年度 13,003 人、平成 25 年度 13,185 人、平成 26 年度 16,008 人、平成 27 年度 9,497 人、平成 28 年度 10,583 人である。

④ 保存管理の方針

[三木城本丸跡]

伝天守台や井戸をはじめ地下遺構の保存を図るとともに、当面地上は地域の憩いの場として活用する。

史跡と無関係の施設等については、原則移転又は撤去とするが、忠魂碑については、当面現状を維持する。また稻荷神社や愛宕神社についても、在郷町時代以来から信仰の場となっており、地域コミュニティの拠点ともなっていることから、継続した使用を認めるものとする。

既存のトイレは便益施設として、継続して活用する。

本丸部分の全容を把握し、史跡としての保存を図る必要があることから、未指定部分の追加指定を進める。

史跡の保存活用を図るために、土地所有者の理解を得て民有地の公有化を進めるが、稻荷神社用地の公有化は、現状を維持している間は行わない。

植生管理方針に従い既存樹木の整理等を行う。

定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。

市道については、維持補修の範囲において認める。

史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。

[三木城二の丸跡]

史跡と無関係の施設等については、可能なものから移設、撤去を進める。二の丸跡既存のトイレは旧上の丸庁舎の付属施設として、当面活用する。二の丸部分の全容を把握し、史跡としての保存を図る必要があることから、未指定部分の追加指定を進める。

祠については、在郷町以来の信仰の場であることから、継続した使用を認めるものとする。

史跡の保存活用を図るため、土地所有者の理解を得て民有地の公有化を進める。

植生管理方針に従い既存樹木の整理等を行う。

定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。

史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。

⑤ 植生管理の方針

[三木城本丸跡・二の丸跡]

基本的には新たな植栽は行わない。(遮蔽等の必要な機能植栽は行う)

展望拠点である伝天守台から内外への眺望を阻害する樹木の将来の成長も見越した整理。ただし北側には眼下に民家が立地するため、見下ろしを遮る植栽を行う。

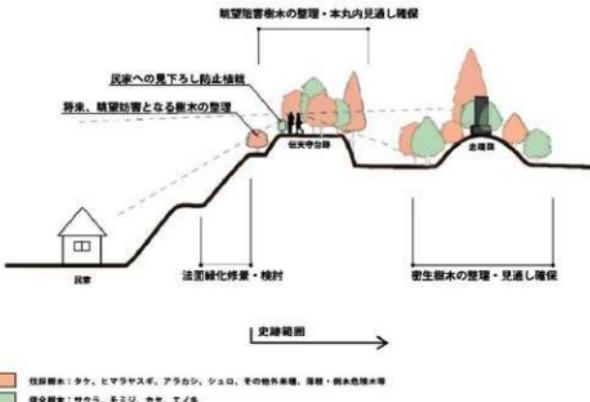
城跡景観にそぐわない樹木の整理。(カイズカイブキ等)

忠魂碑周辺の過密植栽の整理。

稻荷神社境内樹木の整理。(過密植栽、遺構き損樹木、導線上の樹木等の見極め)

ケヤキ、イチョウ、カヤ、クヌギの大木は地域のランドマークになるため、極力残す。

大木は基本剪定等の植栽管理は行わないが、木部腐朽による倒木、枝枯れによる大枝の落下等の危険を避けるため、日常的な目視と定期的な樹木診断を行う。



第23図 三木城本丸跡 断面模式図

(2) 三木城鷹尾山城跡

① 現況・発掘調査

二の丸の南東の丘陵上に位置する。雲龍寺背後の東西に細長い尾根上に築かれていたが、現在は市役所、文化会館、体育館等が建ち、西端の主郭の土塁や堀等が残っている。

三木合戦の際、三木城主別所長治の弟・友之が、この城を守備していた。

しかし、天正 8 年（1580）1 月 11 日、羽柴秀吉方の攻撃によって落城した。落城後は、秀吉がこの城に入り、三木城に対し、降伏勧告を行った。



主郭（北から）



第 24 図 三木城鷹尾山城跡 測量図

② 植生調査

ほぼ全山がアベマキとコナラが優先する林。

中央部に植栽されたヒノキ林が見られる。

下層には草本が少なく、実生の稚樹が多くみられる。

株立の個体や小径木が目立ち、定期的な管理が行われていると考えられる。

アカマツの立ち枯れが散見される。マツ枯れによる被害があったと考えられ、現在の植生はアカマツ林から遷移し、人の管理によってその進行が現在の段階で止められているものと考えられる。放置した場合、アラカシやシイが優占する照葉樹林へと漸変していくと考えられる。

③ 土地利用状況

別所長治公首塚がある雲龍寺背後の丘陵の山林に残存している。

森林法に基づく地域森林計画対象民有林に誘導指定されている。

来訪状況については、平成 26 年度に案内板と史跡説明板を設置したことから、ある程度の利用がみられる。

④ 保存管理の方針

土壌、空堀、土橋状遺構及び地下遺構の保存を図る。現存する樹木は、土星等遺構を損なわないよう適切に管理する。

公有化については、土地所有者と協議を進めつつ、必要に応じて協議・調整を図る。植生管理方針に従い既存樹木の整理等を行う。

定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。

史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。

⑤ 植生管理の方針

土壌上樹木の内、遺構き損若しくは将来き損につながる樹木の整理。地上部除去による残存根茎の腐朽による土壌内空洞化や陥没に対する対策を講ずる。

土壌上樹木は根返りや幹折れ倒木による土壌破壊が考えられるため、地上部重量を軽くする管理を行う。(樹高の抑制等)

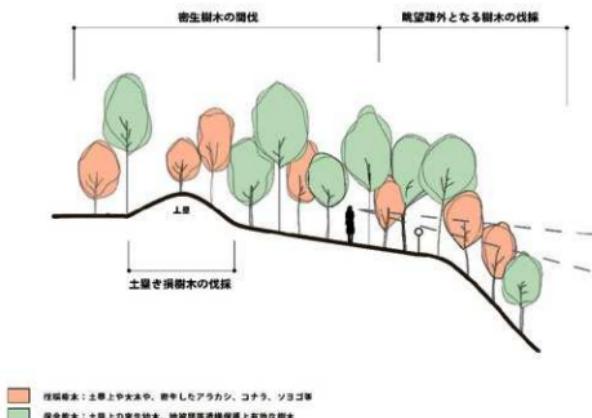
土壌上樹木の除去により腐植が減少することに加え、土壌上空の樹冠が空きすぎると雨滴が土壌表面へ直接達し、侵食を起こす可能性がある。土壌周辺の樹木による林冠の閉鎖や土壌表面のグラウンドカバーを何で行うか(草本の繁茂、腐植やチップ敷布等)の検討が必要。

伐採樹木は小型チッパーでチップ化し、土壌上に散布する。チッパーの利用が困難な場合、史跡内に伐採幹や枝を積み上げたりしないよう美化を徹底する。

土星に囲まれた往時の曲輪部分と推定される平場の樹木整理。ただし、林床が明るくなると笹類の潜在草本類が成長しやすくなるため、適正な緑陰を確保しながら整理する。(適正密度概ね1本／10 m²)

三木城本丸方向の眺望確保するための樹木整理。(ただし、近接する民家への見下ろしを遮る植栽必要)

風通しが非常に悪いため、夏季の風通しを考慮した樹木の整備を講ずる必要がある。(参考：三木市の夏季最多風向＝南南東～南、冬季最多風向＝北北東～西)



第25図 三木城鷹尾山城跡 断面模式図

(3) 平井山ノ上付城跡

① 現況・発掘調査 標高 145m 比高 94m

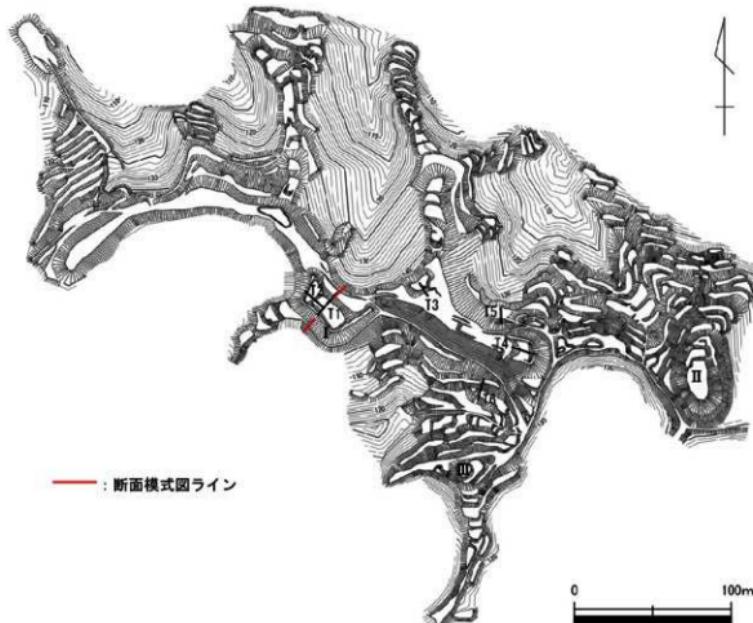
三木合戦の際、羽柴秀吉が本陣とした付城である。美嚢川と志染川の間の南西に面した山上に位置し、南西に三木城を望むことができる。

天正 6 年（1578）7 月、織田信長の長男、信忠が三木城を支援する神吉城や志方城（とともに加古川市）を攻略した後、築城したとされている。8 月に羽柴秀吉が入ると、10 月 15 日に津田宗及を招いて茶会を開催した。同 22 日に別所方が襲来して合戦が繰り広げられたが、別所長治の弟別所治定らが討死する等、別所方の敗北に終わっている。

平成 25・26 年度に三木市教育委員会が発掘調査を実施した。

城は、土星囲みの曲輪を主郭（I）として東西に尾根が延び、その尾根から分かれる北側の尾根には軍勢が駐屯するための段状の平坦地群が設けられている。主郭（I）の東側に延びる尾根は、部分的に土壘で囲まれ、櫓台状の土盛りが見られる。

なお、II・III は I から独立した曲輪群を形成し、三木城を包囲する付城群の中では最大規模を誇っている。



第 26 図 平井山ノ上付城跡 測量図

② 植生調査

全山を広くアベマキとコナラが優先する林に覆われている。

モウソウチクの竹林が見られる。竹林内はモウソウチクの被圧により他の植物が見られない。

ヒノキの人工林は管理が不足しており、暗く下層植生が見られない。

アカマツ低木林が林縁に見られる。乾燥瘦地に見られる樹木が生育している。枯死個体が目立つ。

園路に沿って立ち枯れの樹木が散見される。

③ 土地利用状況

大部分が山林である。史跡に一部含まれるかたちで南側谷部が土石流危険渓流に指定されている。主郭の西側尾根南面及び同一尾根西端において、崩落した崖面がみられる。

森林法に基づく地域森林計画対象民有林に指定されている。

平成 25 年度、案内誘導板を設置し、入口に史跡説明板とアプローチ階段を設置したことから、大勢に利用されている。来訪者数は、平成 25 年度（11 月～）約 3,000 人、平成 26 年度約 8,800 人、平成 27 年度約 3,600 人、平成 28 年度約 2,300 人である。

④ 保存管理の方針

土壌や櫓台をはじめ地下遺構の保存を図る。

土壌等の遺構を損なわないよう、植生管理方針に従い、遺構の視認、体感できる適正な樹木の管理を行う。

遊歩道(散策路) や説明板を設け、見学等が可能な活用を図る。

付城群のなかでも最大の規模を持ち、秀吉が本陣を構えた攻め手方の中心的な遺跡として重要な位置を占めることから、土地所有者の協力を得て優先的に公有化を図るものとする。

全容を把握し、史跡としての保存を図る必要があることから、未指定部分の追加指定を進める。

定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。

愛宕社は、地域に密着した憩いの場で、継続した使用を認めるものとする。

また神社用地の公有化は、継続使用の間は行わない。

史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。

⑤ 植生管理の方針

通路沿いに見られる枯れ木は、落枝や倒木の危険が高い。危険木調査による伐採処分を行う。

伐採整理樹木はチップ化して導線以外の林床に敷きならす。(伐採跡の景観上の処置、導線の限定と伐採樹木の処分を兼ねる)

土壌に囲まれた往時の曲輪部分と推定される平場の樹木整理。ただし、林床が明るくなると笹類の潜在草本類が成長しやすくなるため、適正な緑陰を確保しながら整理する。(適正密度概ね1本/10 m²)

土壌上樹木の内、遺構き損若しくは将来き損につながる樹木の整理。地上部除去による残存根茎の腐朽による土壌内空洞化や陥没に対する対策を講ずる。

土壌上樹木は根返りや幹折れ倒木による土壌破壊が考えられるため、地上部重量を軽くする管理を行う。(樹高の抑制等)

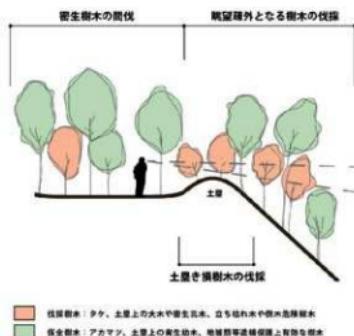
土壌上樹木の除去により腐植が減少することに加え、土壌上空の樹冠が空きすぎると雨滴が土壌表面へ直接達し、侵食を起こす可能性がある。土壌周辺の樹木による林冠の閉鎖や土壌表面のグラウンドカバーを何で行うか(草本の繁茂、腐植やチップ散布等)の検討が必要。

伐採樹木は小型チッパーでチップ化し、土壌上に散布する。チッパーの利用が困難な場合、史跡内に伐採幹や枝を積み上げたりしないよう美化を徹底する。

ヒノキ林は腐植が非常に少なく、下層植生もほぼ見られないことから、降雨による表土の侵食流亡が激しいと考えられる。適正に間伐を行い、広葉樹林化による腐植の生産や下層植生の回復を図る。

モウソウチクの竹林は今後拡大する可能性が十分考えられる。竹林の範囲を定め、モウソウチクの根茎拡大を制限する。

アカマツ低木林は林縁で傾斜がきつく、土壤表面が露出している部分も多く見られる。植生の定着は時間を要するが、山裾の侵食防止のため、現在の生育植物を継続的に観察し、定着の見込みが見られない場合は土壤条件や日照等の無機環境を調査した後に改めて、植栽種の選定を行う必要がある。



第27図 平井山ノ上付城跡 断面模式図

(4) 遠田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土壘

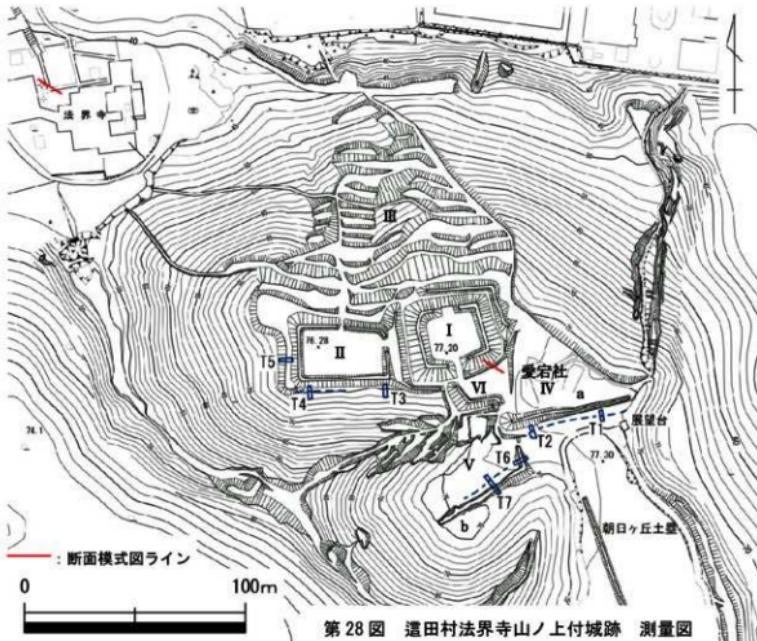
① 現況・発掘調査

【遠田村法界寺山ノ上付城跡】 標高 78m 比高 43m

三木と姫路を結ぶ湯の山街道の南側に建つ法界寺の背後の山上に位置する。北東に三木城跡とその先に秀吉の本陣平井山ノ上付城跡を見通すことができる。城主は、羽柴秀吉の重臣・宮部継潤と伝わる。天正 7 年（1579）4 月に織田信忠の軍勢が築いた 6 箇所の付城の 1 つと考えられる。平成 20 年度に三木市教育委員会が発掘調査を実施した。

東の主郭（I）、西の副郭（II）からなる本郭部、本郭部北側の谷部に展開する段状の平坦地群（III）と本郭部南側の土壘 a・b で区画された平坦地IV・V の駐屯部からなる二重構造の付城である。主郭南側に馬出状の小曲輪（VI）を配し、防御を固めている。

なお、別所氏を支援する毛利軍が明石方面から三木城へ兵糧を運び込むのを防ぐために織田方が築いた土壘が、当城を起点として築かれており、この城の南東側には 6 条からなる土壘（朝日ヶ丘土壘）が残っている。



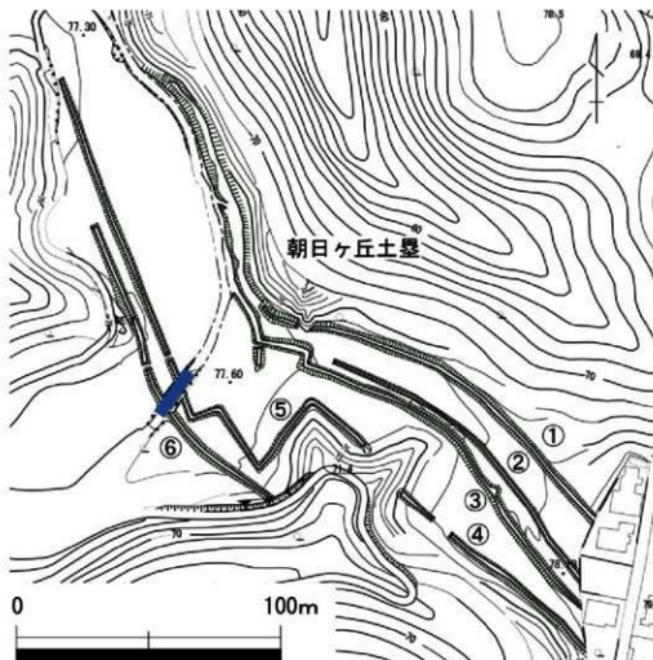
[朝日ヶ丘土壘] 総延長約300m 基底部幅1.8~5m 高さ0.2~1.1m

法界寺山ノ上付城と高木大塚城の間を結ぶ土壘であり、法界寺山ノ上付城と朝日ヶ丘団地の間の三木ホースランドパーク内に良好に残っている。土壘線は6本に分かれ馬道西側は2重、東側は4重になっている。

平成9年度に三木市教育委員会が発掘調査を実施したところ、土壘は単純に土を積み上げて整形されていたことが判明した。



南側土壘 土層断面（南東から）



第29図 朝日ヶ丘土壘 測量図

② 植生調査

[這田村法界寺山ノ上付城跡]

全山をアベマキ・コナラが優占する林に覆われる。

中央部は10mを越える高木が見られない、亜高木林となっている。

北斜面の一部にモウソウチクの竹林が見られる。斜面の上部へ拡大している。

法界寺側の入り口は帯状に山裾が小さく崩れ、その肩部分にアカメガシワ、ヌルデの林が細く成立している。

比較的広い面積の伐採地が見られる。

③ 土地利用状況

両遺跡とも大部分が三木山国有林及び山林（民有地）である。

国有林はヒューマン・グリーン・プランに基づく三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。一部三木ホースランドパーク敷地内となり、逍遙馬道が通っている。

山林（民有地）の一部は愛宕社の境内地となっている。森林法に基づく地域森林計画対象民有林に指定されている。

史跡に一部含まれるかたちで北西裾部が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されている。

平成25年度、案内誘導板を設置し、入口に史跡説明板を設置したことから、ある程度利用されている。来訪者数は、平成26年度約650人、平成27年度約400人、平成28年度約450人である。

④ 保存管理の方針

土壠、堀、虎口をはじめ地下遺構の保存を図る。

土壠等の遺構を損なわないよう、植生管理方針に従い、遺構の視認、体感できる適正な樹木の管理を行う。

秀吉が本陣とした平井山ノ上付城と三木城を挟み相対する位置関係や規模から、平井山ノ上付城とともに重要な位置を占めていたと考えられるため、民有地については、土地所有者の協力を得て、優先的に土地の公有化を図るものとする。

全容を把握し、史跡としての保存を図る必要があることから、未指定部分の追加指定を進める。

植生管理方針に従い、既存樹木の整理等を行う。

定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。

愛宕社は、地域に密着した憩いの場で、継続した使用を認めるものとする。

神社用地の公有化は、継続使用の間は行わない。

史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。

⑤ 植生管理の方針

国有林部分では樹木伐採や処分方法は森林法の下で行う必要があるため、

植生管理の際には史跡内の用地区分を明確にし、国有林部分では必要な届出や許可を得る必要がある。

境内との境である法尻の削平部分は、植生土嚢や植生マットによりカバーし、崩壊を防ぐとともに斜面景観を整える。

法尻部から生育しているタケ類は、段状の平坦地群等の造構部分に侵食しつつある。法尻のタケ林以外の上部への拡大を阻止するため、4月後半から5月の筍を残さず採取する等の処置を講ずる。

築城当時にはアカマツが優位植生であったと推定されることから、林内に残された僅かなアカマツは保全する。

土壌に囲まれた往時の曲輪部分と推定される平場の樹木整理。ただし、林床が明るくなると笹類の潜在草本類が成長しやすくなるため、適正な緑陰を確保しながら整理する。（適正密度概ね1本／10 m²）

土壌上樹木の内、造構き損若しくは将来き損につながる樹木の整理。地上部除去による残存根茎の腐朽による土壌内空洞化や陥没に対する対策を講ずる。

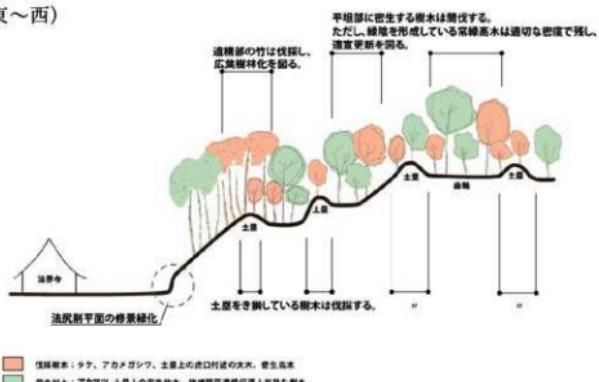
土壌上樹木は根返りや幹折れ倒木による土壌破壊が考えられるため、地上部重量を軽くする管理を行う。（樹高の抑制等）

土壌上樹木の除去により腐植が減少することに加え、土壌上空の樹冠が空きすぎると雨滴が土壌表面へ直接達し、侵食を起こす可能性がある。土壌周辺の樹木による林冠の閉鎖や土壌表面のグラウンドカバーを何で行うか（草本の繁茂、腐植やチップ散布等）の検討が必要。

伐採樹木は小型チッパーでチップ化し、土壌上に散布する。チッパーの利用が困難な場合、史跡内に伐採幹や枝を積み上げたりしないよう美化を徹底する。

伐採地は既にある程度の植生回復が見られる。ただし、今後繁殖力の強い外来種やクズ等のツル性植物が繁茂し周辺の植生にそぐわない状態になる可能性があるため、経過の観察と管理を行う必要がある。

風通しが非常に悪いため、夏季の風通しを考慮した樹木の整備を講ずる必要がある。（参考：三木市の夏季最多風向＝南南東～南、冬季最多風向＝北北東～西）



第30図 道田村法界寺山ノ上付城跡 断面模式図

(5) 高木大塚城跡・高木大塚土壘

① 現況・発掘調査

【高木大塚城跡】標高 88m、比高 33m

朝日ヶ丘団地隅の一角のホースランドパーク敷地端に位置する。天正 7 年（1579）4 月に織田信忠の軍勢が築いた 6 箇所の付城の 1 つと考えられる。城主は不明である。平成 14 年度に三木市教育委員会が発掘調査を実施した。

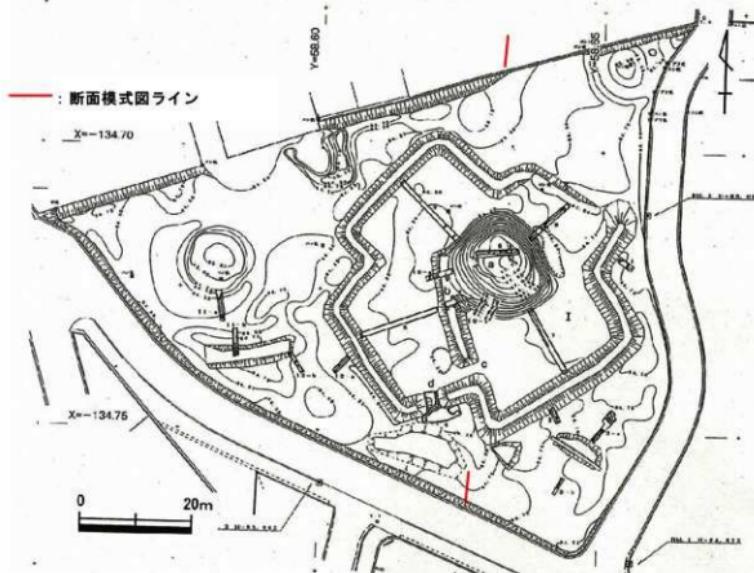
高木古墳群の中で最も大きな古墳（高木 1 号墳）を城の中央に櫓台として利用し、その周囲を十字状に土壘をめぐらしているのが特徴である。城内からは石臼片や瀬戸美濃焼の天目茶碗等が出土した。



瀬戸美濃焼天目茶碗



東側土壘（北から）



第 31 図 高木大塚城跡 測量図

[高木大塚土壘] 全長（現況） 北側 68m、南側 137m 高さ 0.5~1.4m

高木大塚城と高木大山付城の間を結ぶ土壘である。北西~南東方向に延び、三木城に対する内側土壘線（北側土壘）と外側土壘線（南側土壘）が芯心距離で約 55m の間隔を空けて 2 条設けられている。基底部幅は 2.0~5.4m を測る。

平成 7・8 年度に三木ホースランドパーク建設に伴い、兵庫考古学研究会が発掘調査を実施した。南側土壘西側・北側土壘中央の土壘は消滅したが、なお約半分ほど残っている。

土壘に伴う遺物は出土していないが、高木 33 号墳の周溝から鉄砲玉が出土している。



土壘南辺（南西から）



第 32 図 高木大塚土壘 測量図

② 植生調査

[高木大塚城跡]

史跡を広くアカマツとコナラの混交林が覆う。

島状に草地が見られ、草丈が低く管理されている。

南東に一部にニセアカシアの植栽が見られる。

林床に丈が低く管理されたネザサが見られる。

一部こぶ病を発症したコナラが見られる。

③ 土地利用状況

[高木大塚城跡]

三木ホースランドパーク敷地内の三木山国有林に残存している。三木山森林空間総合利用整備事業区域となっている。

三木ホースランドパークの案内マップに記されており、現地に周辺案内板も設置されていることから、ある程度の利用がみられる。

[高木大塚土壘]

三木ホースランドパーク敷地内の三木山国有林に残存している。一部は盛土保存の上、ダートコースが設けられている。三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。

来訪状況については、視認しにくい場所に位置することから、利用者は少ない。

④ 保存管理の方針

[高木大塚城跡]

土壘、堀、櫓台、虎口をはじめ地下遺構の保存を図る。

土壘等の遺構を損なわないよう、植生管理方針に従い、遺構の視認、体感できる適正な樹木の管理を行う。

全容を把握し、史跡としての保存を図る必要があることから、未指定部分の追加指定を進める。

定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。

史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。

[高木大塚土壘]

土壘等の遺構を損なわないよう、植生管理方針に従い、遺構の視認、体感できる適正な樹木の管理を行う。

定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。

史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。

⑤ 植生管理の方針

[高木大塚城跡]

国有林部分では樹木伐採や処分方法は森林法の下で行う必要があるため、植生管理の際には史跡内の用地区分を明確にし、国有林部分では必要な届出や許可を得る必要がある。

既存樹木ではヒコバエや頂部の枯れ、コブ病の樹木が見られる。健全な状態でなくなった原因を調査し、その対策を講ずる。

中心部の樁台上からは樹木により展望が阻害されている。特徴ある城跡全体の構造を理解する上で、眺望を確保するための樹木整理を行う。

史跡北側は集合住宅地となっているため、居住環境が悪化しないよう留意しながらの植生管理が必要。

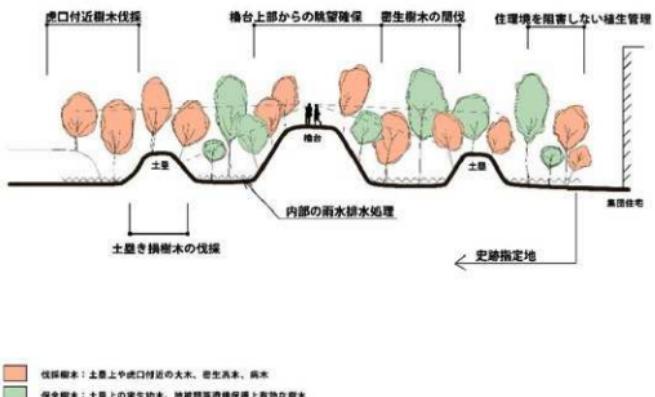
土壌上樹木の内、遺構き損若しくは将来き損につながる樹木の整理。地上部除去による残存根茎の腐朽による土壌内空洞化や陥没に対する対策を講ずる。

土壌上樹木は根返りや幹折れ倒木による土壌破壊が考えられるため、地上部重量を軽くする管理を行う。(樹高の抑制等)

土壌上樹木の除去により腐植が減少することに加え、土壌上空の樹冠が空きすぎると雨滴が土壌表面へ直接達し、侵食を起こす可能性がある。土壌周辺の樹木による林冠の閉鎖や土壌表面のグラウンドカバーを何で行うか(草本の繁茂、腐植やチップ敷布等)の検討が必要。

伐採樹木は小型チッパーでチップ化し、土壌上に散布する。チッパーの利用が困難な場合、史跡内に伐採幹や枝を積み上げたりしないよう美化を徹底する。

林床のササは現在管理されているが、放置すると背丈ほどにもなるため、継続的に管理を行う必要がある。



第33図 高木大塚城跡 断面模式図

(6) 高木大山付城跡・高木大山土壘A・C・D

① 現況・発掘調査

【高木大山付城跡】 標高 91m 比高 31m

高木大塚城の南東約 450m に位置する。天正 7 年(1579)4 月に織田信忠の軍勢が築いた 6 箇所の付城の 1 つと考えられる。城主は不明である。

平成 23 年度に三木市教育委員会が発掘調査を実施した。

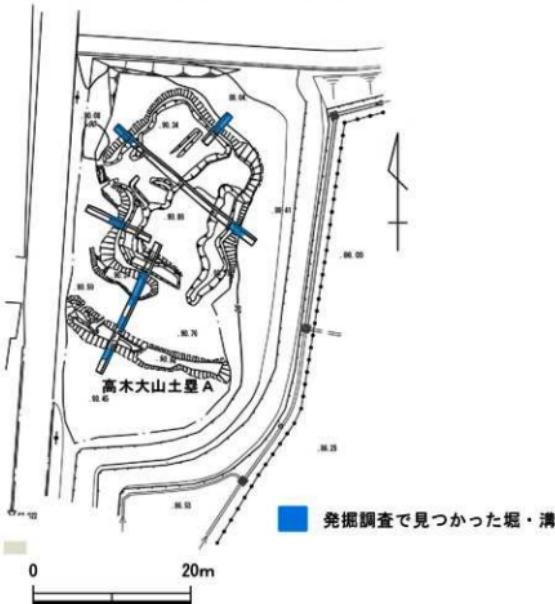
調査の結果、昭和 30 年頃の土取りで破壊を受けていた

ものの、周囲に堀(幅 2.5~4.5m、深さ 1.4~1.9m)が巡っていたこと、曲輪は比較的軟質な盛土により造成されていたことが確認できた。

南側に東西に延びる高木大山土壘 A は、高さ 0.7m を測り、内側土壘線である高木大山土壘 B・C が直交して連結する。



現況



第 34 図 高木大山付城跡 測量図

[高木大山土壘A] 全長 23m 基底部幅 1.8~4.0m 高さ 0.2~0.7m

高木大山付城跡の南側に位置する東西に延びる土壘である。平成 23 年度に三木市教育委員会が発掘調査を実施した。

土壘は基本的に両脇に溝を掘削し、単純に土を積み上げて整形されたものであることが判明した。



高木大山土壘 A (西から)

[高木大山土壘C] 全長 (現況) 28m、基底部幅 4m、高さ 0.3m

高木大山付城南側の南北に延びる内側土壘線である。平成 7 年度、三木ホースランパーク建設に伴い、兵庫考古学研究会が北端部分の発掘調査を実施した。

土壘は基本的に両脇に溝を掘削し、その土を盛り上げて築いたものであることが判明した。



高木大山土壘 C (東から)

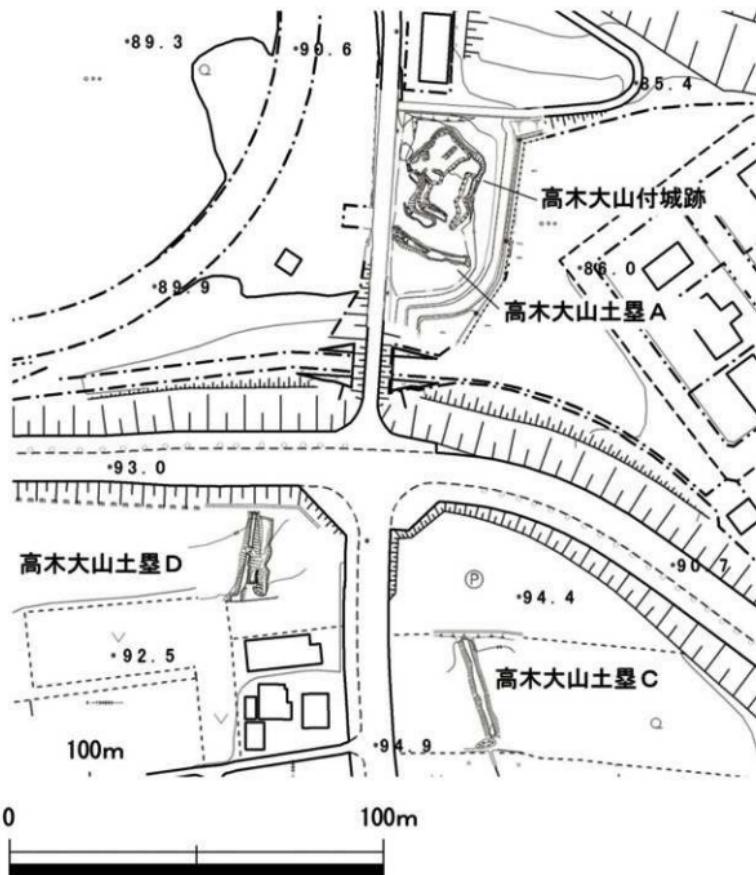
[高木大山土壘D] 全長(現況)24m 基底部幅 3~5m 高さ 0.5~0.7m

高木大山付城の西側から南下する外側土壘線である。高木大山土壘 C の西に平行し、東側に溝がみられる。平成 7 年度、三木ホースランパーク建設に伴い、兵庫考古学研究会が部分的に発掘調査を実施した。

土壘は、ほぼ水平に積み上げられるタイプ、中央部を高く盛った後に両脇を斜めに積まれているタイプ等が判明した。



高木大山土壘 D (東から)



第35図 高木大山土塁A・C・D 現況測量図

② 土地利用状況

[高木大山付城跡・高木大山土壘A]

三木ホースランドパーク敷地内の三木山国有林に残存している。三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。

三木ホースランドパークの案内マップに記されており、現地に周辺案内板も設置されているが、物見台と案内されていることから、利用者は少ない。

[高木大山土壘C]

三木ホースランドパーク敷地内の三木山国有林に残存している。三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。

来訪状況については、草木が生い茂っているため、利用者はほぼいない。

[高木大山土壘D]

三木ホースランドパーク敷地内の三木山国有林に残存している。三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。

来訪状況については、ホースランドパーク入口付近の道路法面の下にあり、通常は立ち入り困難であることから、利用者はほぼいない。

③ 保存管理の方針

[高木大山付城跡・高木大山土壘A]

土壘をはじめ地下遺構の保存を図る。

土壘等の遺構を損なわないよう、植生管理方針に従い、遺構の視認、体感できる適正な樹木の管理を行う。

定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。

史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。

[高木大山土壘C・D]

緑地として土壘をはじめ地下遺構の保存を図り、樹木等の適正な管理を行う。

史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。

(7) シクノ谷峯構付城跡

① 現況・発掘調査 標高 98m 比高 28m

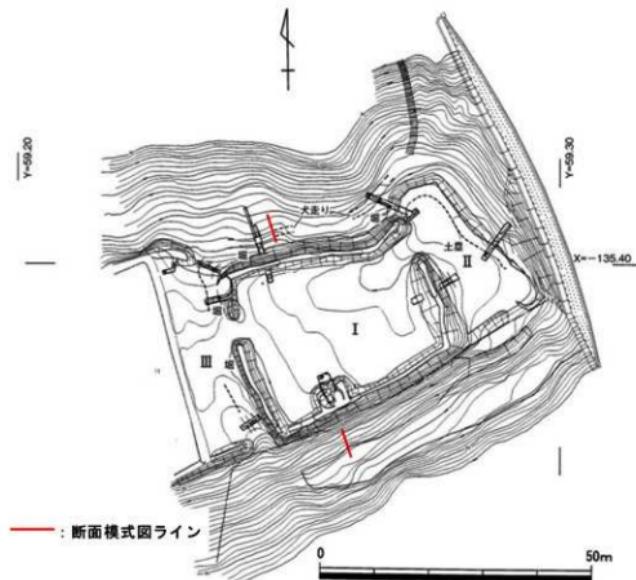
高木大山付城の南東約450mに位置する。天正7年(1579)4月に織田信忠の軍勢が築いた6箇所の付城の1つと考えられる。城主は不明である。

平成8・13年度に三木市教育委員会が発掘調査を実施した。

各曲輪が土塁や堀で囲まれており、主郭(I)には櫓台がある。主郭とそれに付属する外郭形状の虎口(II)を中心部が構成され、その西側のIII及びその西側の尾根続きは軍勢の駐屯部として利用されていたと考えられる。



主郭北西側の土塁・堀 土層断面



第36図 シクノ谷峯構付城跡 測量図

② 植生調査

指定範囲北部は亜高木層の林でヒサカキが目立つ。種組成はアカマツ林の亜高木層に近く、高木層のアカマツが伐採除去あるいは自然環境要因（病虫害や気候、土壤の変化）でなくなったものと考えられる。

指定範囲外であるが西側に草地がまとまって見られ、背丈程のセイタカアワダチソウとネザサが繁茂している。

指定範囲南部はアベマキ、コナラの優占する林に覆われる。

③ 土地利用状況

三木山国有林と山林（市有地）に残存している。国有林は三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。

市有地の山林については、森林法に基づく地域森林計画対象民有林に指定されている。

三木ホースランドパークの案内マップに記されており、現地に周辺案内板も設置されていることから、ある程度の利用がみられる。

④ 保存管理の方針

土壘、櫓台、犬走り、虎口をはじめ地下遺構の保存を図る。

土壘等の遺構を損なわないよう、植生管理方針に従い、遺構の視認、体感できる適正な樹木の管理を行う。

定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。

史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。

⑤ 植生管理の方針

国有林部分では樹木伐採や処分方法は森林法の下で行う必要があるため、植生管理の際には史跡内の用地区分を明確にし、国有林部分では必要な届出や許可を得る必要がある。

虎口等の主要構造を保全し、理解しやすいようにするために、虎口導線上の樹木や土壘上樹木は整理する。（ただし、樹木の存在により土壘構造が保たれている場合には、対策を講ずる）

土壘上樹木の内、遺構き損若しくは将来き損につながる樹木の整理。地上部除去による残存根茎の腐朽による土壘内空洞化や陥没に対する対策を講ずる。

土壘上樹木は根返りや幹折れ倒木による土壘破壊が考えられるため、地上部重量を軽くする管理を行う。（樹高の抑制等）

土壌上樹木の除去により腐植が減少することに加え、土壌上空の樹冠が空きすぎると雨滴が土壌表面へ直接達し、侵食を起こす可能性がある。土壌周辺の樹木による林冠の閉鎖や土壌表面のグラウンドカバーを何で行うか（草本の繁茂、腐植やチップ敷布等）の検討が必要。

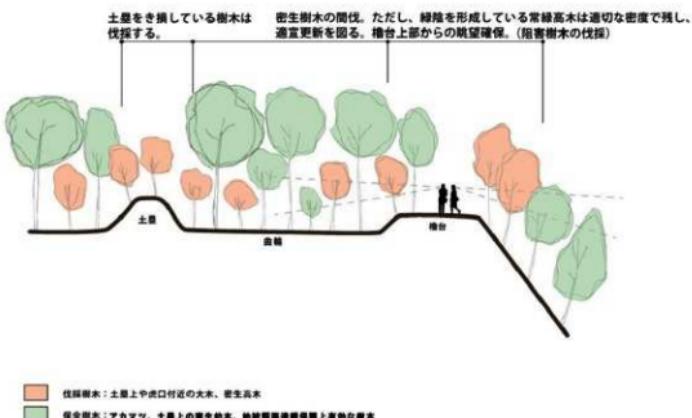
伐採樹木は小型チッパーでチップ化し、土壌上に散布する。チッパーの利用が困難な場合、史跡内に伐採幹や枝を積み上げたりしないよう美化を徹底する。

土壌に囲まれた往時の曲輪部分と推定される平場の樹木整理。ただし、林床が明るくなると笹類の潜在草本類が成長しやすくなるため、適正な緑陰を確保しながら整理する。（適正密度概ね1本／10m²）

セイタカアワダチソウ、ネザサの草地は指定範囲外のため、現状では大きな問題は見られないが、樹木整備の後、林内日照の変化等により、指定範囲内への侵入、繁茂が十分考えられる。定期的な観察と管理計画の準備を行う必要がある。

アカマツ低木林に関しては、高木層を構成していた残存種かその実生木と思われる。今後、高木層をアカマツで形成しようという計画であれば、自生した個体を積極的に残しておく必要がある。

風通しが非常に悪いため、夏季の風通しを考慮した樹木の整備を講ずる必要がある。（参考：三木市の夏季最多風向＝南南東～南、冬季最多風向＝北北東～西）



第37図 シクノ谷峯構付城跡 断面模式図

(8) 明石道峯構付城跡

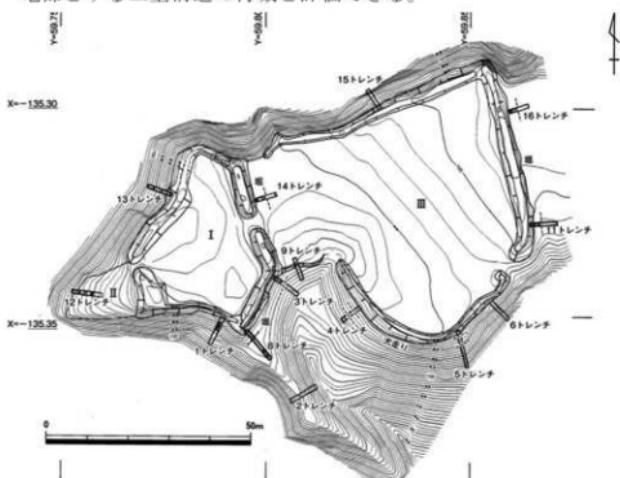
① 現況・発掘調査 標高 106m 比高 32m

明石道が直下を通過する尾根の先端に位置する。『播州三木城地図』に描かれている。天正 7 年（1579）4 月に信忠の軍勢が築いた 6 箇所の付城の 1 つであると考えられる。城主は不明である。平成 11・12 年度に三市教育委員会が発掘調査を実施した。

現在、歴史の森公園として整備されている。

主郭（I）・西郭（II）・東郭（III）で構成されている。主郭は土塁が全周し、東と東南の 2 辺には堀がめぐっている。虎口は東西にあり、西側虎口の南脇に 5m × 5m の櫓台が設けられている。西郭は規模も小さいことから、主郭に付属する虎口を意識した空間と考えられる。東郭は元の地形に沿った形状と思われ、周囲に土塁をめぐらせ、南西・南東に虎口が設けられている。東側土塁は外側に堀を設けて尾根続ぎに対処している。

主郭とそれに付属する虎口空間の西郭で構成される本郭部、東郭を駐屯部とする二重構造の付城と評価できる。



主郭（北東から）

第 38 図 明石道峯構付城跡 測量図

② 土地利用状況

山林（市有地）に残存している。平成12年度に市指定史跡となり、平成13年度、歴史の森公園として整備した。丘陵麓は谷を埋め立てて整備されたターゲットパードゴルフ場となっている。

来訪状況については、整備されていることから、ある程度の利用がみられる。

③ 保存管理の方針

土壙、堀、櫓台、虎口をはじめ地下遺構の保存を図る。

土壙等の遺構を損なわないよう、植生管理方針に従い、遺構の視認、体感できる適正な樹木の管理を行う。

定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。

史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。

(9) 小林八幡神社付城跡

① 現況・発掘調査 標高 120m 比高 22m

別所町小林の八幡神社境内及びその周辺に位置する。天正 7 年(1579)

4 月に織田信忠の軍勢が築いた 6 箇所の付城の 1 つと考えられる。城主は不明である。平成 4・5・8 年度に、三木市教育委員会が発掘調査を実施した。

各曲輪が土塁や堀で囲まれており、主郭(I)には櫓台がある。主郭とそれに付属する外郭形状の虎口(II)が中心部、その東側の III・IV が軍勢の駐屯部と考えられる。発掘調査では、丹波焼擂鉢・鉄砲玉・古銭等が出土した。

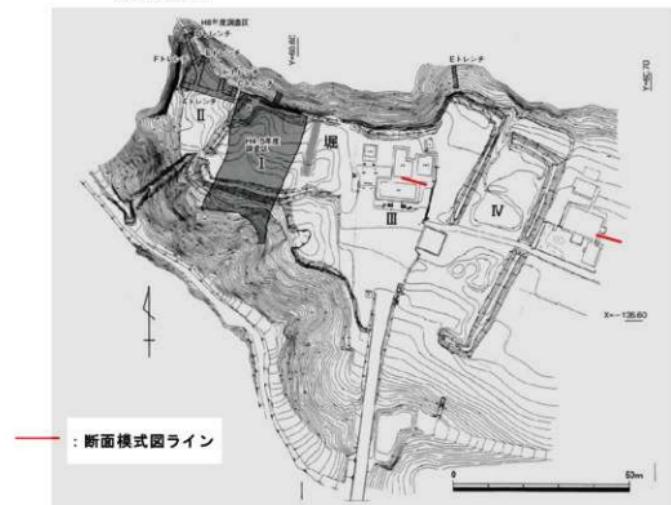
現在、主郭は市道建設により、土塁・虎口・堅堀等の一部を残すのみである。



丹波焼擂鉢



曲輪 (III) 北辺土塁 (西から)



第 39 図 小林八幡神社付城跡 測量図

② 植生調査

道路西側の北部はアベマキ、コナラが優占する2次林となっている。

道路西側の南部はセイタカアワダチソウ、ススキの草地をクズが覆つた植生となっている。

東側の林は常緑樹に覆われ、暗く下層植生がほとんど見られない。

③ 土地利用状況

八幡神社境内地及び参道のほか周囲は山林（市有地）、市道となっている。

毎年10月、神社の秋祭りとして、獅子舞が奉納されている。

来訪状況については、神戸電鉄志染駅から徒歩約20分で行けることから、ある程度の利用が見られる。

④ 保存管理の方針

土壌をはじめ地下遺構の保存を図る。

土壌等の遺構を損なわないよう、植生管理方針に従い、遺構の視認、体感できる適正な樹木の管理を行う。

市道については、維持補修の範囲において認める。

八幡神社は近世以来地域に密着した憩いの場で、継続した使用を認めるものとする。また神社用地の公有化は、継続使用の間は行わない。

定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。

史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。

⑤ 植生管理の方針

境内東には民家が隣接するため、日照や風通し、害虫の発生等住環境が悪化することがないよう留意し、植生管理を行う。

土壌上樹木の内、遺構き損もしくは将来き損につながる樹木の整理。

地上部除去による残存根茎の腐朽による土壌内空洞化や陥没に対する対策を講ずる。

土壌上樹木は根返りや幹折れ倒木による土壌破壊が考えられるため、地上部重量を軽くする管理を行う。（樹高の抑制等）

土壌上樹木の除去により腐植が減少することに加え、土壌上空の樹冠が空きすぎると雨滴が土壌表面へ直接達し、侵食を起こす可能性がある。

土壘周辺の樹木による林冠の閉鎖や土壘表面のグラウンドカバーを何で行うか（草本の繁茂、腐植やチップ敷布等）の検討が必要。

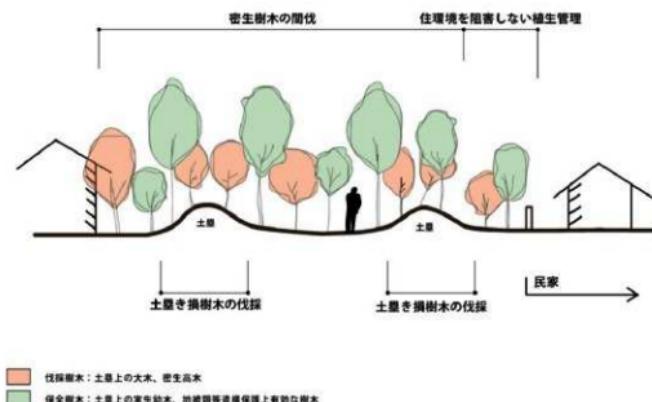
伐採樹木は小型チッパーでチップ化し、土壘上に散布する。チッパーの利用が困難な場合、史跡内に伐採幹や枝を積み上げたりしないよう美化を徹底する。

土壘に囲まれた往時の曲輪部分と推定される平場の樹木整理。ただし、林床が明るくなると笹類の潜在草本類が成長しやすくなるため、適正な緑陰を確保しながら整理する。（適正密度概ね1本／10m²）

道路西側南部のクズの覆った草地は、刈払いによる管理が必要である。クズは隣接する植生へと繁茂する可能性があるため、早い段階での管理実施が望ましい。また、刈払い後セイタカアワダチソウは根茎より萌芽し、他の植物を被压下に置くため、何らかの植生を目指そうとする場合、夏季に2度の刈払いを数年継続し、勢力を抑制する必要がある。

境内地周辺の樹林は常緑樹に覆われ暗く、数十cm～3mほどの低木が多く鬱蒼としている。見通しが悪く土壘の有無を判別できないため、土壘までの導線の計画とその周辺の低木除去等が必要。

風通しが非常に悪いため、夏季の風通しを考慮した樹木の整備を講ずる必要がある。（参考：三木市の夏季最多風向＝南南東～南、冬季最多風向＝北北東～西）



第40図 小林八幡神社付城跡 断面模式図

(10) 福井土壘A・B・C

① 現況・発掘調査

[福井土壘A] 全長 98m 基底部幅 2.6~6m 高さ 0.8m

明石道峯構付城跡より国道175号線福井ランプを隔てた南西の台地上に位置する。土壘は東西に延び、南側に溝がみられる。



福井土壘A（西から）

[福井土壘B] 全長 35m 基底部幅 3.3~4m 高さ 0.3~0.9m

福井土壘Aの東の国道175号線が通る谷を隔てた台地北縁に位置する。土壘は東西に延びている。



福井土壘B（西から）

[福井土壘C] 全長 60m 基底部幅 3.2~4.2m 高さ 0.1~0.2m

福井土壘Bの東の谷を隔てた三木グリーンパークグラウンド北西隅の台地端に位置する。

土壘は「く」字状に延びている。西辺中央で開口し、折れながら谷へと下ることができるようにになっている。



福井土壘C（南から）



第41図 福井土塁A・B・C 測量図

② 土地利用状況

[福井土塁A]

三木市第7水源の南側の三木山国有林に残存している。

現在、土塁に至る道が整備されていないことから、立ち入りができるない状況となっている。

[福井土塁B]

山林（市有地）に残存している。南側法面下の史跡指定地外は三木グリーンパークの西駐車場となっている。

南側法面は駐車場整備に伴う土取りにより、急崖となっており、立ち入りができるない状況となっている。

[福井土塁C]

三木グリーンパークの野球場一塁側背後の山林（市有地）に残存している。立ち入りしにくいことから、利用者はほぼいない。

③ 保存管理の方針

〔福井土壙A〕

緑地として土壙をはじめ地下遺構の保存を図り、樹木等の適正な管理を行う。

土地の公有化については、土地所有者と協議を行い、適切に進める。

全容を把握し、史跡としての保存を図る必要があることから、未指定部分の追加指定を進める。

史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。

〔福井土壙B・C〕

緑地として土壙をはじめ地下遺構の保存を図り、樹木等の適正な管理を行う。

史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。

第3節 史跡の公開活用のための諸条件の把握

1 全体の来訪状況

現在、史跡地内の来訪者については、三木城跡と秀吉本陣跡である平井山ノ上付城跡が多く占めている。特に、史跡指定とあいまって平成26年NHKの大河ドラマ「軍師官兵衛」の放映が決まって以降、観光客数が大きく伸びている。三木城本丸跡に位置する金物資料館の入館者数は平成24年度4,870人から平成25年度7,311人と大幅に増加し、「軍師官兵衛」が放映された平成26年度は11,661人となり、1万人の大台を突破した。しかし、放映終了後の平成27年度は6,269人となり、前年度比5,000人弱の減少となっている。平井山ノ上付城跡も同様で、平成26年度の入場者数は約8,800人であったが、平成27年度には、約3,600人となり、前年度比約5,200人の減少となっている。

平成28年5月5日には、三木城二の丸跡に三木市立みき歴史資料館がオープンし、常設展示で「三木城の時代」というコーナーを設ける等、史跡のガイダンス施設としての役割を果たしている。平成28年度の入館者数は、15,371人となっている。

平成28年度における金物資料館の入館者数の減少は、三木市立みき歴史資料館がオープンしたことにより、入館者が三木市立みき歴史資料館に流れただることが原因の一つと考えられるため、連携の強化が必要である。

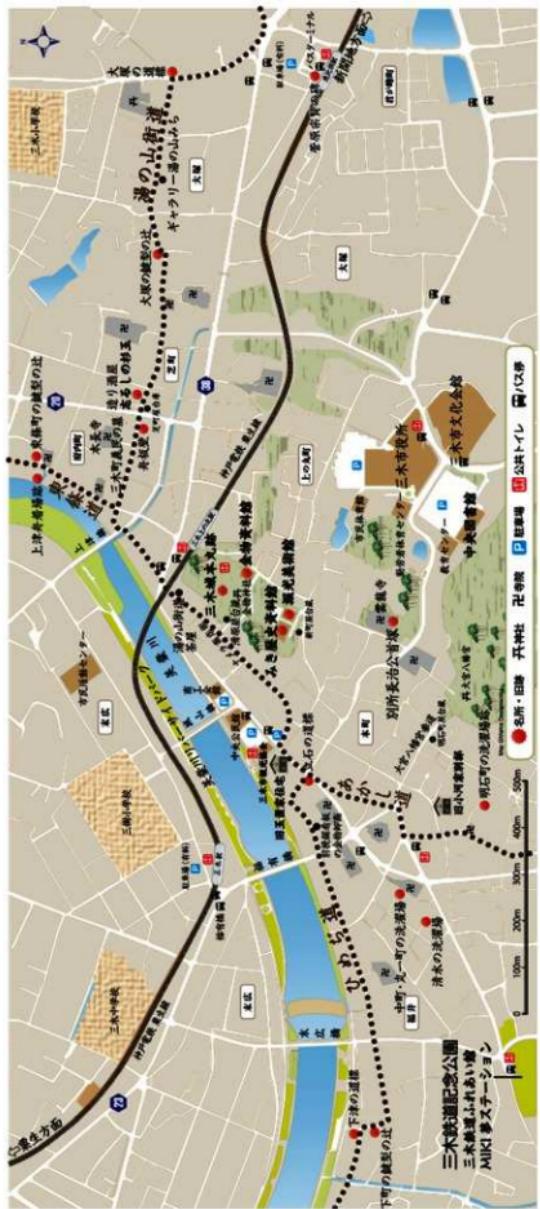
第9表 史跡関連施設等の入館者数一覧

ゾーン名	施設名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
三木城跡周辺ゾーン (三木城本丸跡)	金物資料館	4,617	4,870	7,311	11,661	6,269	5,912	
三木城跡周辺ゾーン (三木城二の丸跡)	みき歴史資料館						15,371	H28.5.5開館
	昭光美術館	14,417	13,003	13,185	16,008	9,497	10,583	H27.4.26隣の図書館が閉館
付城跡・土蔵ゾーン	平井山ノ上付城跡			3,000	8,800	3,600	2,300	H25.11.17よりパンフレット配布
	道田村法界寺山ノ上付城跡			50	650	400	450	H26.3.14よりパンフレット配布
城下町ゾーン	旧玉置家住宅	9,172	9,561	9,071	9,907	9,457	11,797	
	旧小河家別邸	1,820	2,231	2,526	2,651	3,640	2,372	H23～27.6土日開館、27.7～木金土日開館、28年度は上半期のみ開館

2 城下町との関係

三木市歴史街道整備プラン（平成15年3月策定 三木市）に基づき、城下町と三木城跡周辺の各所に説明板と案内誘導板が整備されている。

城下町に位置する旧玉置家住宅（国登録有形文化財）の入館者数の推移は、平成 23～27 年度は 9,000 人台で推移し、平成 28 年度に 11,797 人となり、2,000 人以上増加している。これによると、大河ドラマ効果の影響は見られず、入館者数は一定しているが、みき歴史資料館開館後に増加に転じている。このことから、史跡とセットで城下町を来訪する人が多くなったと考えられる。



第42図 旧三木城下町周辺図（三木市「街道をゆく」を改変）

3 アクセス

平成 25 年度、山陽自動車道三木東 IC と三木小野 IC から三木城跡と平井山ノ上付城跡に至る道路案内誘導板を整備した。ただし、三木城跡については、周辺の道が狭く、導線が分かりにくいことから、その周知方法については今後の課題である。

平井山ノ上付城跡は、最寄りの神戸電鉄恵比須駅からは離れており、バスも本数が限定されているため、ほとんどの来訪者が車両利用で、史跡指定隣接地の駐車場が利用されている。

その他の遺跡においても、案内誘導板が少なく、導線が分かりにくいことから、周知も十分とは言えない状況である。

4 普及啓発

史跡関連イベントについては、平成 25 年 12 月 7 日「国史跡指定記念シンポジウム 三木合戦を知る」を開催し、同日開催の平井山ノ上付城跡等を巡る記念ウォークは 268 人、シンポジウムは 700 人の参加があった。

平成 26 年度から年 7 回程度、史跡を巡る歴史ウォークを開催し、市内外における史跡への関心は高まりつつある。

教育への活用状況については、平成 26 年度より市内小学校への出前講座「ふるさと三木の歴史学習」を実施し、三木合戦の講座や史跡の現地案内も実施する等、子どもたちに対して普及啓発を積極的に行ってている。

城下町関連イベントとしては、平成 23 年度より、三木市文化遺産活性化実行委員会の主催事業として、「ミキシル～三木のことをもっと知るプロジェクト～」を開催している。まちに存在する歴史文化遺産を活かした親子参加型を開催し、まちの定番スポットやおもしろスポットを紹介したパスポートを持ち、CM ポイントで撮影を行い、イベント終了後は、インターネット配信等を行っている。

また、平成 25・26 年度には、三木城下町まちづくり協議会が「三木合戦ヒストリーフェスタ 戦国ノーサイド」を開催した。このイベントは、三木市が委託したものであり、ナメラ商店街入口の大看板を改修した「MIKI Welcome Board」の設置、武者行列や三木合戦にまつわるイベント等を開催し、好評を博した。

5 情報発信

(1) ホームページ

現在、三木市のホームページには史跡に特化したページがなく、商工観光課観光振興グループの作成した「大河ドラマ軍師官兵衛ゆかりの地三木」

のページで紹介されているのみである。

「三木合戦にまつわる史跡や行事・解説等」のページでは、各史跡について説明がされているが、トップページで史跡紹介の動画を流す等、もっと簡単にPRできるような工夫が必要である。

これらのことから、ホームページについては内容の再編とリニューアルが課題として挙げられる。

(2) 案内パンフレットの作成

平成27年3月、歴史・美術の杜みゆーじあむ推進事業の一つとして、歴史を継承し文化遺産を活かしたまちづくりを進めていくため、魅力ある文化遺産の紹介や情報発信を目的に「三木城跡及び付城跡・土壘」(三木合戦)に特化したウォーキングマップ「みき歴史・美術の杜みゆーじあむマップ」を1万部作成した。ウォーキング6コースと三木城概略歴史年表のほか、三木城跡・付城跡・土壘の位置図を掲載している。

残部が少なくなってきたため、これをもとに、本計画と連動したマップの改訂版を作成する必要がある。

(3) みき歴史資料館

「時空（とき）の拠点」「まちおこしの拠点」「情報発信の拠点」をコンセプトとし、常設展は、「三木のあけぼの」、「古墳時代の三木」、「古代・中世の三木」、「三木城の時代」、「近世の三木」、「近現代の三木」で構成している。主に国史跡三木城跡及び付城跡・土壘のガイダンス施設としての役割を果たすため、「三木城の時代」に重点を置き、史跡説明パネルを設置するとともに、三木合戦ジオラマ、三木城跡・付城跡の出土遺物を展示している。

また、コンセプトの「情報発信の拠点」では、史跡を中心とした三木の歴史や文化をアピールし、リビーターの拡大を図るために、市内外の方々が気軽に訪れることができるイベントとして、体験教室、歴史講座、歴史ウォークの開催のほか、学校教育との連携等、史跡を核とした市内外の方々との交流を図っている。

第4章 整備の基本方針

第1節 基本理念と基本的な考え方

歴史遺産を保存管理・活用していく目的は保存管理計画書にも示されているように、歴史遺産を適切に整備活用し後世に継承していくことで、市民の誇りとなり、歴史文化遺産を活かした個性ある三木のまちづくりの礎とつなげていくことである。

歴史遺産の史跡価値を維持し継承していくための「歴史の継承の場」として、それらを適切に保存・管理していくとともに、今後の地域を支える『人づくり』や地域外住民も巻き込んだ『産業・観光の振興』といった三木のまちづくりにつながる「市民の憩いの場」「にぎわいづくりの場」として整備・活用していくことが大切である。

今回の整備基本計画の策定においては、遺構の保存を大前提としながら、上記事項の実現のために、遺跡の活用を視野に入れた整備を行っていく。

これらの方向性を明確にするため、「保存のための整備」と「活用のための整備」の大きな2つの視点で現状の課題を整理し、整備を検討することとする。

整備については、保存管理計画書において、下記の基本的な考え方方が指針として示されており、これを踏襲して本計画において具体的な検討を行っていく。

- (1) 史跡の本質的価値を保全しつつ、歴史的価値について理解を深めてもらうための整備・活用を行う。
- (2) 市民にとって親しみが持てる憩いの場として整備・活用を行う。
- (3) 地域づくりや歴史を学ぶ場として保存と整備を行う。
- (4) 地域の商業・観光資源と連携した整備を行う。

第2節 整備の基本方針

1 整備の基本方針

国史跡三木城跡及び付城跡・土塁は三木合戦の状況を具体的に知ることができる遺跡群で、我が国の戦国時代の合戦史を理解する上で貴重な文化財であり、その価値の保存と顕在化に向けて、史跡の適正な保存と活用を図っていく必要がある。

特に三木城跡は、その文化財価値に加えて、合戦後の町の復興は三木市のまちづくりの礎ともなっており、市民にとっても心のよりどころとなっている。

これらのこと踏まえ、基本理念の具現化に向けて整備・活用を図るものとし、その基本方針を以下のように設定する。なお、(1)は保存のための整備、

(2)～(5)は、活用のための整備として、区分する。

(1) 保存のための整備

三木合戦は、羽柴秀吉が得意とした兵糧攻めの初期の事例であり、三木城跡及び付城跡・土星は、戦国期の合戦の過程や全容を具体的に把握する上で重要な遺跡であるとともに、三木市にとっても貴重な歴史遺産であることから、活用の前提条件として、遺構の保存を優先的に進めていくこととする。

(2) 歴史の継承の場としての整備

活用のための整備のメインとなる整備と位置付けられる。

三木合戦が体感できるような整備を行い、史跡の価値を次世代に継承する場として活用するとともに、その価値を全国に発信する。また、悲惨な合戦を語り継ぐ平和教育にも活用する。

史跡整備は、三木合戦から合戦後、秀吉により町の復興が行われた戦国・織豊期を主として、廢城後郷町として栄えた江戸時代までを視野に入れた整備とする。

なお、個々の史跡を整備するだけでなく、三木市内に点在する付城跡・土星のネットワーク化を進めることにより包囲網の全容を把握、体感できるものとする。

(3) 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備

「歴史の継承の場としての整備」をさらに推し進めていく必要がある遺跡を対象とする。

三木城本丸跡・二の丸跡は、早くから地域住民に親しまれてきた場所であり、上の丸公園の整備や公共施設整備により多くの人に親しまれてきた場所でもある。

また、その他の付城跡についても地域の住民による歴史の口承や地域活動の場として利用されてきた場所もある。それらの場所及び未だ地域における認知度が低い場所においても、今後、市民にとって親しみが持てる憩いの場として整備を行い、地域愛やアイデンティティーの醸成、地域の担い手育成の場としても活用する。

(4) 地域の商業・観光資源との連携

三木合戦終結後、羽柴秀吉は荒廃した三木の町の復興に努め、城下町の基礎を築くこととなった。江戸時代に入り三木城は廃されたが、播磨と京都・大阪を結ぶ交通の要衝として発展し、湯の山街道は現在もその面影を

残している。

史跡整備を地域産業の活性化、経済的な効果につなげるために、周遊コースを設定する等、各付城跡・土星間のネットワーク化及びこれら周辺の商業や観光資源との連携を強化し、史跡のある周辺地域全体の魅力アップとなる整備を行う。

(5) ソフト事業の整備

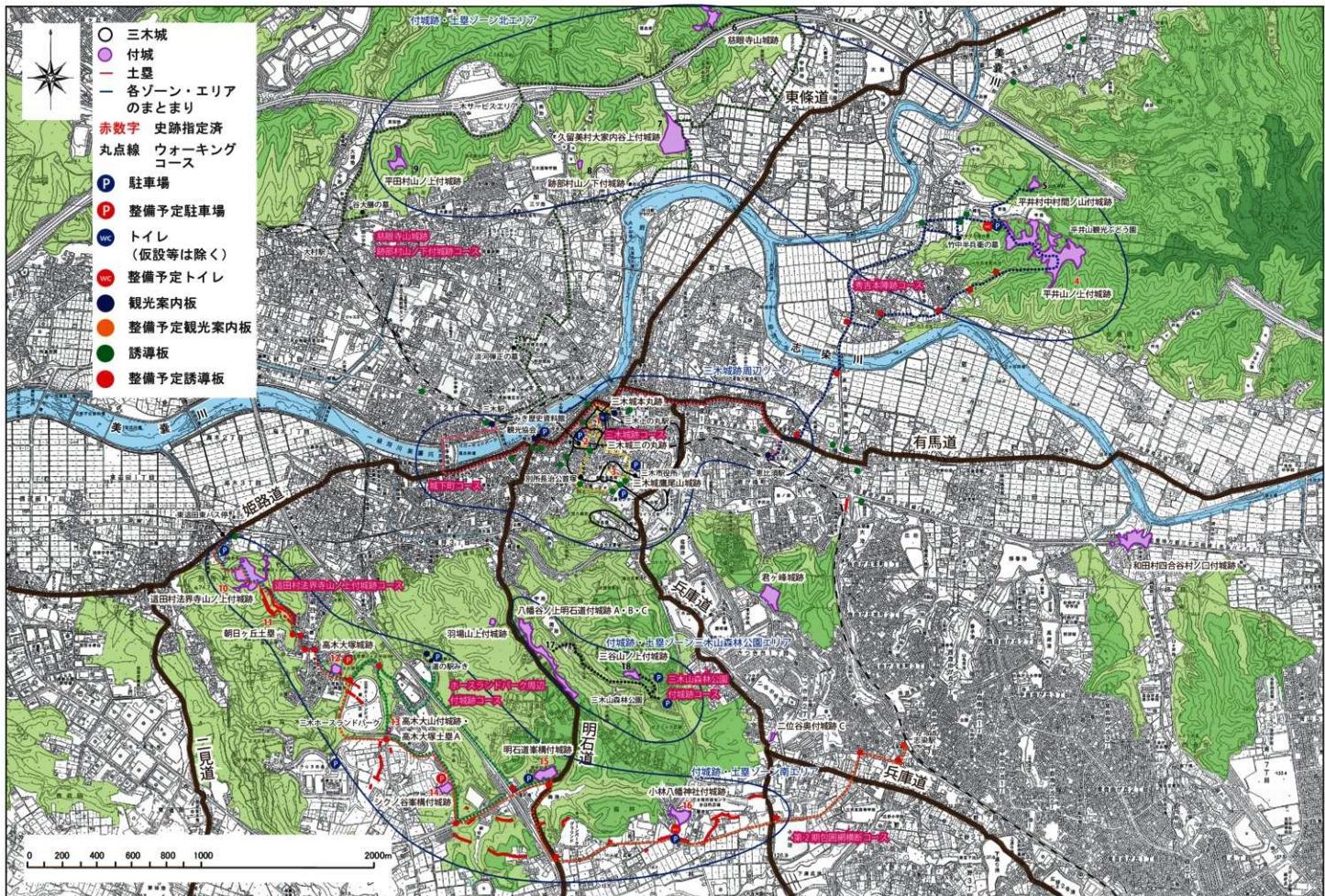
史跡の保存・活用の推進には、市民の理解と協力が必要である。よって、市民の関心を高めるとともに、その歴史的価値及び多くの市民に周知するために、また、市民や観光客等が史跡を訪れる機会を増やすために、情報発信やイベント等のソフト事業の整備を行う。

2 ゾーン別の基本方針

史跡を整備するに当たり、第10表のとおり、ゾーンに分類し、それぞれの基本方針を示す。なお、各ゾーンの整備対象遺跡については、「保存のための整備」は前提条件として含まれるものとする。

第10表 史跡活用ネットワーク一覧表

ゾーン	No.	史跡等の構成要素名	指定の有無	備考
周辺三木城跡ゾーン	1	三木城本丸跡	指定	二の丸跡に駐車場、史跡内にトイレあり
	2	三木城二の丸跡	指定	みき歴史資料館
	3	三木城鷹尾山城跡	指定	周辺に駐車場、トイレあり
付城跡・土塁ゾーン	4	平井山ノ上付城跡	指定	登り口に駐車場、仮設トイレあり
	5	平井村中村間ノ山付城跡	未指定	
	6	慈眼寺山城跡	未指定	
	7	久留美村大家内谷ノ上付城跡	未指定	
	8	跡部村山ノ下付城跡	未指定	
	9	平田村山ノ上付城跡	未指定	
	10	這田村法界寺山ノ上付城跡	指定	
	11	朝日ヶ丘土塁	指定	
	12	高木大塚城跡	指定	ホースラントパーク管理地内
公園エリア	13	高木大山付城跡・高木大山土塁A	指定	ホースラントパーク管理地内
	14	シクノ谷峯構付城跡	指定	
	15	明石道峯構付城跡	指定	歴史の森公園として整備済。史跡内に駐車場、仮設トイレあり
	16	小林八幡神社付城跡	指定	史跡内に汲み取り式トイレあり
	17	八幡谷ノ上明石道付城跡A・B・C	未指定	三木山森林公園内
	18	三谷山ノ上付城跡	未指定	三木山森林公園内(バーベキュー広場)



※トイレについては、観光・公共施設に設置されているため、史跡分のみを図示している。

第43図 史跡活用ネットワーク図

(1) 三木城跡周辺ゾーン

三木城本丸跡、三木城二の丸跡は、三木合戦の象徴的な場所であるとともに、合戦後のまちづくりの拠点であり、市民の心のよりどころでもあること、また城下には湯の山街道を中心に古い町並みや商店街が現存していることから以下の方針で整備する。

- ・歴史の継承の場としての整備
- ・市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備
- ・地域の商業・観光資源との連携
- ・ソフト事業の整備

三木城鷹尾山城は、三木城攻めのクライマックスを語る上でも重要な城であるとともに、周辺には市役所、文化会館、中央図書館が位置しており、それらとの連携を図ることが期待できることから、以下の方針で整備する。

- ・歴史の継承の場としての整備
- ・市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備

また、三木城跡周辺については、合戦後のまちづくりの歴史を知る上で、湯の山街道や金物等の産業との関係が重要な要素となることから、三木合戦から在郷町として栄えた江戸時代までを視野に入れた整備とする。

ソフト事業については、みき歴史資料館がガイダンス拠点としての役割を担い推進していくこととする。

(2) 付城跡・土壘ゾーン

付城跡・土壘については、三木合戦の状況を具体的に示す史跡であり、包囲網を形成したその連續性が重要であることから、整備の対象となる時代を三木合戦の時代に限定し、その特徴に合わせて以下の方針で整備する。

① 北エリア：平井山ノ上付城跡他（第1期包囲網）

三木城攻略のために築城された最初の付城群であり、秀吉の本陣があったことから付城跡の中でも重要な位置を占める。

現在はハイキングコースが整備される等市民からも親しまれている場所であること、また近くには竹中半兵衛の墓や三木平井山観光ぶどう園等の観光資源が存在することから、以下の方針で整備する。

- ・歴史の継承の場としての整備
- ・市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備
- ・地域の商業・観光資源との連携

また、西側の未指定エリアは平井山ノ上付城跡とともに三木城攻略の

ために築かれた付城群により第1期包囲網を形成した重要な場所であることから、今後の史跡指定に向けて継続的に取り組んでいくこととする。

② 南エリア：這田村法界寺山ノ上付城跡～小林八幡神社付城跡 (第2期包囲網)

このエリアは、毛利方の援軍が明石浦魚住より三木城へ兵糧を搬入するのを防ぐための最前線として、付城を土塁で連結し構成された付城群として重要な遺跡である。

這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁及び小林八幡神社付城跡はその付城群の拠点として重要な遺跡であり、また史跡指定範囲内に寺院や神社が現存することから現在も行事や祭りが行われる等、地域とのつながりが深いことから、以下の方針で整備する。

- ・歴史の継承の場としての整備
- ・市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備

高木大塚城跡、高木大山付城跡、高木大山土塁A、シクノ谷峯構付城跡、明石道峯構付城跡については、第2期包囲網の連続性を把握する上で重要な遺跡であることから、以下の方針で整備する。

- ・歴史の継承の場としての整備

なお、高木大塚土塁、高木大山土塁C・D、福井土塁A・B・Cについては、人の出入りが難しいことから、活用は行わず、現状保存のみを基本方針とする。

③ 三木山森林公園エリア：八幡谷ノ上明石道付城跡A・B・C、三谷山ノ上付城跡 (第3期包囲網)

このエリアは三木城包囲網の最前線の付城群であり三木合戦の全容を知る上で重要な遺跡であることから、できるだけ早期に史跡指定した上で整備していく必要がある。

3 計画期間

計画期間は短期を5年（平成28～32年度）、中期を6～10年（平成33～37年度）、長期を11年（平成38年度）以降とし、短期については、早期着手が必要な史跡説明板や遺構解説板等の設置の他、便益施設等の整備等、史跡を多くの人々に認知してもらうとともに利用を促進するための整備期間とし、中期については、主に発掘調査の実施と調査に基づいた遺構整備を行うための整備期間、長期については、史跡の維持管理と未指定遺跡の追加指定後の

整備期間とする。

第3節 整備に向けた課題

1 全体の課題

三木合戦関連遺跡は、広範囲に堅固な包囲網を形成した包囲網線の在り方や展開を知ることのできる遺跡として、三木城跡を中心として秀吉本陣の平井山ノ上付城跡と明石方面よりの兵糧搬入や毛利方の援軍を阻むために築かれた付城跡や土塁がまとまって史跡指定を受けたことに重要な意味がある。

しかしながら、三木城の南側に位置する付城跡・土塁は比較的平坦な場所に立地していることや宅地開発等の破壊により包囲網の連続性を見て取ることができず、また高所にある付城跡からも樹木の密生により視界が悪くその全容を把握できる場所がない。

三木合戦の重要な要素となる付城跡・土塁による包囲網の全容を把握できる場所や方法を整備することが活用に向けた大きな課題となる。

また、三木城の北側に平井山ノ上付城と同時期に築かれた第1期包囲網となる北ゾーンの西エリアの早期の史跡指定により整備を進めることが三木城攻めの全容を把握するためには必要である。

2 ゾーン別の課題

(1) 三木城跡周辺ゾーン

周辺の道が狭く動線が分かりにくいため、分かりやすい案内等アクセスの改善が必要である。

三木城周辺はシビックゾーンや住宅地として開発され、史跡指定範囲内に公園や神社、公共施設等の建物が混在しており城跡としての面影が少なく、また市街地から見ても城跡の特徴が見て取れずその存在が把握しにくい。

城跡内の歴史を物語る上で必要な井戸等の遺構の整備が不十分である。

市民が憩える広場として、また休憩施設やトイレ等の整備が不十分である。

湯の山街道等、城下町の観光資源との連携や城下町を来訪する人への周知が不十分である。

(2) 付城跡・土塁ゾーン

① 北エリア：平井山ノ上付城跡他（第1期包囲網）

平井山ノ上付城跡へアクセスするための山道の整備が十分でなく、一部に崩落した崖面がみられる等危険箇所が存在する。

樹木の密生により要所となる遺跡の位置や形状が分かりにくい。

三木城跡や市街地から付城跡の位置を確認できる特徴がない。また、三木城跡や南側付城群への眺望確保も不十分である。

観光資源との連携が不十分である。

② 南エリア：這田村法界寺山ノ上付城跡～小林八幡神社付城跡

(第2期包囲網)

付城群による包囲網の全容を見渡すことが難しい。

樹木の密生により要所となる遺跡の位置や形状が分かりにくい。

既に整備されている案内板や説明板が古く、分かりにくい。

全体を結ぶ散策ルート上の案内サインや休憩施設等の整備が不十分である。

3 各遺跡の課題

(1) 三木城本丸跡・二の丸跡

[現状の課題]

- 史跡指定地外の斜面地が土砂災害警戒区域となっている。（第44図⑤）
- 様々な記念碑や諸施設の混在。（同図③⑧⑨⑫⑭⑮）
- 史実に基づかない模擬堀の設置。（同図⑪）
- かんかん井戸を囲む柵や上面を覆う金網の老朽化。（同図⑥）
- 樹木の密生による眺望の阻害。（同図①）
- 近隣の観光資源との連携。
- さらなる情報発信。
- アクセス道が狭く分かりにくい。

[整備のための課題]

● 保存のための整備

史跡指定地外の土砂災害警戒区域の法面については、現在モルタル・コンクリート仕上げとなっており、景観を阻害している。この法面は城の遺構（切岸）としても重要なため、遺構保存も視野に入れた修景整備が必要である。

また、密生樹木による遺構のき損の危険性、城跡の景観を阻害する部分も見られるため、既存樹木の整理が必要である。

● 歴史の継承の場としての整備

史跡内には三木合戦、三木城に関係するものだけでなく、年月を経る中で設置された様々な施設や石碑等が分布している。それらは三木城が廃城後も市民の生活の場や精神的なシンボルであったことが窺える。それらを“城跡の歴史”として大切にしながら、現状散在する碑や施設を整理し、三木合戦の遺構として分かりやすく伝えることが必要である。

● 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備

人々が集まる場として活用していくためにも、史跡に関係のない諸施設を撤去した後、発掘調査を実施した上で遺構を整備する必要がある。

● 地域の商業・観光資源との連携

近隣の観光資源(ナメラ商店街、湯の山街道)との連携を進めるためにも、それらエリアからの案内表示の強化や、史跡を認識できる修景整備や工夫が必要である。

● ソフト事業の整備

史跡全体の中でも中心的な役割を担っていることから、来訪者への情報発信の拠点を整備する必要がある。

(2) 三木城鷹尾山城跡

[現状の課題]

- ・ 遺構解説板の未設置
- ・ 樹木の密生により遺構の地形が分かりにくい。(第45図③)
- ・ 樹木の密生による眺望の阻害。(同図④)
- ・ 存在が分かりにくい。

[整備のための課題]

● 保存のための整備

密生樹木による遺構のき損の危険性、城跡の景観を阻害する部分も見られるため、既存樹木の整理が必要である。

● 歴史継承の場としての整備

三木城を構成する城の一つであり、三木城攻めのクライマックスを語る上でも重要な城であるため、本丸との位置関係を把握が必要である。現在は樹木が密生し、主郭内からどこの景色も望むことができない。

● 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備

周辺に案内誘導板を設置しているものの、存在を周知しきれていない。周辺には比較的多くの人が訪れる市役所、文化会館、中央図書館があり、それら施設を利用する人々に存在を知つもらうきっかけづくりが必要である。

(3) 平井山ノ上付城跡

〔現状の課題〕

- ・ 主郭土壘が踏みならされている。(第46図⑪)
- ・ 与呂木からの登城道の崩落。(同図⑬)
- ・ 遺構解説板の未設置。
- ・ 樹木の密生により遺構の地形が分かりにくい。(同図④⑦)
- ・ 樹木の密生による眺望の阻害。(同図⑧)
- ・ 仮設トイレでの対応が困難。(同図②)
- ・ 最寄り駅から遠く公共交通での利用が不便。

〔整備のための課題〕

● 保存のための整備

人の踏み入れや樹木等による土壘のき損が見られることから、土壘の保護や既存樹木の整理が必要である。

登城道等の法面が崩落している箇所があり、復旧・保護や崩落対策が必要である。

● 歴史継承の場としての整備

秀吉の本陣が置かれた場所であり、攻め手側の中心的な遺跡である。付城群の中でも最大規模を誇っており、その大きさを体感できる散策ルートの工夫や多くの軍勢が駐屯したと考えられる段状の平坦地群や主郭等を可視化する必要がある。また当時行われた茶会や別所方からの攻撃等の当時の出来事を伝える工夫が必要である。

現在展望台より三木城を望むことができるが、散策ルート上のその他の場所からも三木城や周辺付城を望むことができるようになりますで来訪者がより包囲網の全体像を把握しながら本史跡を楽しむことができると考えられる。

● 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備

主郭からの眺望も良く、周辺集落、住宅地からの散策コースとして活用等をしてもらうことで、近隣住民に親しまれながら活用が進められていくことが望まれる。また、大型バスによる観光客に対応できる

よう、水洗トイレを整備し、新たな観光拠点として対応できるようにする。

● 地域の商業・観光資源との連携

隣接するぶどう園や歴史ファンから人気の高い竹中半兵衛の墓等との連携を図っていく必要がある。

(4) 這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土壘

[現状の課題]

- ・ 北西側が土砂災害警戒区域となっている。
- ・ 法界寺側入口付近の法尻が削平されている。(第47図③)
- ・ 猪による遺構の破壊
- ・ 遺構解説板の未設置。
- ・ 三木ホースランドパーク史跡マップ(以下、「周辺案内板」という。)や展望台の老朽化。(同図⑦)
- ・ 法界寺側入口の土壘階段が非常に滑りやすい。(同図②)
- ・ 樹木の密生により遺構の地形が分かりにくい。(同図④⑤⑥)
- ・ 最寄り駅から遠く公共交通での利用が不便。

[整備のための課題]

● 保存のための整備

樹木による土壘のき損が見られることから、土壘の保護や既存樹木の整理が必要である。また、猪による遺構の破壊対策も急務である。

北西側の土砂災害警戒区域の法面については、防災面も視野に入れた修景整備が必要である。

● 歴史継承の場としての整備

包囲網第2期の起点となる付城であり、曲輪や土壘、馬出状の虎口等が残っており、それらの遺構を分かりやすく説明することが必要である。

また、南側に位置する朝日ヶ丘土壘は長大な包囲網の一部が残っており、来訪者が訪れ、視認できるようにすることが必要である。

● 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備

麓の法界寺には別所家靈廟があり、毎年4月17日に三木合戦軍団絵解きが開催され、市民にも親しまれている。それらとの良好な関係を今後も維持し、にぎわいづくりにつなげていく必要がある。

(5) 高木大塚城跡

[現状の課題]

- ・ 史跡説明板の未設置。
- ・ 遺構解説板の未設置。
- ・ 周辺案内板の老朽化。(第48図③)
- ・ 樹木の密生により遺構の地形が分かりにくい。(同図④)
- ・ 樹木の密生による眺望の阻害。(同図⑤)
- ・ 最寄り駅から遠く公共交通での利用が不便。
- ・ 駐車場がない。

[整備のための課題]

● 保存のための整備

密生樹木による遺構のき損の危険性があるため、既存樹木の整理が必要である。

あまり周知されていない史跡であることから、史跡説明板の設置が望まれる。

● 歴史継承の場としての整備

古墳を利用しながら全体を十字型とした特徴のある付城であり、保存状態も良好であることから、来訪者が当時の状況を想像しやすくする工夫が必要である。

(6) 高木大山城付城跡・高木大山土壘A

[現状の課題]

- ・ 史跡説明板の未設置。
- ・ 土取りにより遺構が破壊されている。(第49図②③④)
- ・ 遺構解説板の未設置。
- ・ 周辺案内板の老朽化。(同図①)
- ・ 樹木の密生により遺構の地形が分かりにくい。
- ・ 最寄り駅から遠く公共交通での利用が不便。

[整備のための課題]

● 保存のための整備

あまり周知されていない史跡であることから、史跡説明板の設置が望まれる。

滅失した曲輪や土壘等の復旧が望まれる。

● 歴史継承の場としての整備

遺構の復旧に合わせ、遺構を分かりやすく説明することにより、来訪者が当時の状況を把握できるようにする必要がある。

(7) シクノ谷峯構付城跡

[現状の課題]

- ・ 史跡説明板の未設置。
- ・ 猪による遺構の破壊。(第50図⑤)
- ・ 遺構解説板の未設置。
- ・ 周辺案内板の老朽化。(同図③)
- ・ 樹木の密生により遺構の地形が分かりにくい。
- ・ 樹木の密生による眺望の阻害。(同図⑥)
- ・ 最寄り駅から遠く公共交通での利用が不便。
- ・ 駐車場がない。(同図②)

[整備のための課題]

● 保存のための整備

あまり周知されていない史跡であることから、史跡説明板の設置が望まれる。

樹木による土壘のき損の危険性があるため既存樹木の整理が必要である。また、猪による遺構の破壊対策も急務である。

● 歴史継承の場としての整備

遺構を分かりやすく説明することにより、来訪者が当時の状況を把握できるようにする必要がある。

(8) 明石道峯構付城跡

[現状の課題]

- ・ 主郭櫓台の盛土の流出。(第51図⑫)
- ・ 前面道路からの入口に適切な看板がない。(同図①)
- ・ 遺構解説板の老朽化。(同図⑨)
- ・ 散策路の老朽化。(同図⑦)
- ・ 樹木の密生により遺構の地形が分かりにくい。(同図⑥⑬)
- ・ 樹木の密生による眺望の阻害。(同図④)
- ・ 最寄り駅から遠く公共交通での利用が不便。

[整備のための課題]

● 保存のための整備

樹木による土壌のき損の危険性、また主郭櫓台の盛土の流出が見られることから、既存樹木の整理や主郭櫓台の保護・復旧が必要である。

● 歴史継承の場としての整備

明石道を監視するための付城であり、樹木が密生している箇所については、遺構を可視化するとともに、明石道との関係を認識できる工夫が必要である。

(9) 小林八幡神社付城跡

[現状の課題]

- ・ 史跡説明板の未設置。（第52図①②）
- ・ 遺構解説板の未設置。
- ・ 樹木の密生により遺構の地形が分かりにくい。（同図④）
- ・ 浸み取り式トイレの老朽化。（同図⑤）

[整備のための課題]

● 保存のための整備

あまり周知されていない史跡であることから、史跡説明板の整備が望まれる。

樹木による土壌のき損の危険性があることから、既存樹木の整理が必要である。

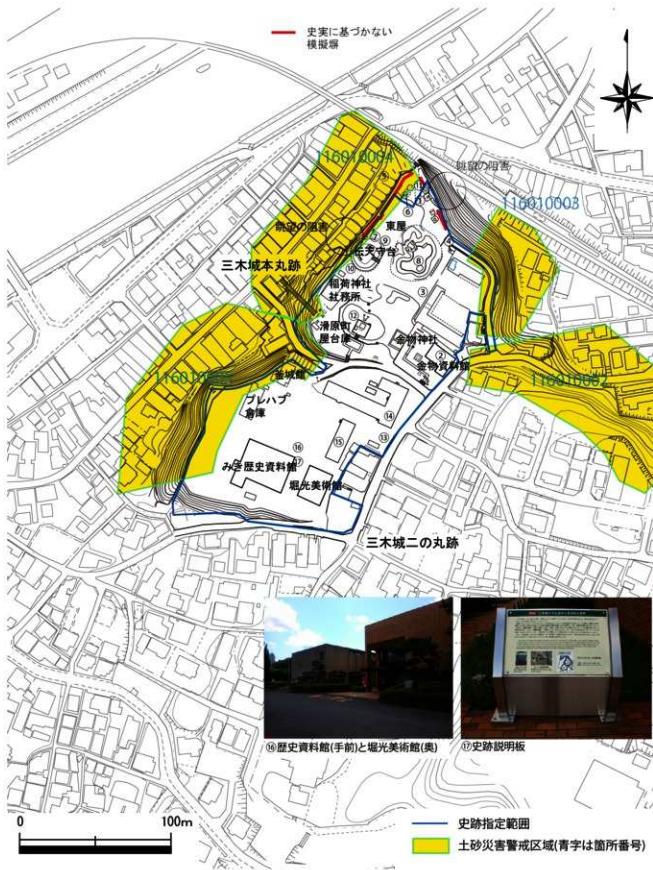
● 歴史継承の場としての整備

小林八幡神社境内に位置する付城跡であり、主郭の一部は市道建設時に失われている。残された遺構を分かりやすく説明することにより、来訪者が当時の状況を把握できるようにする必要がある。

また、神戸電鉄粟生線志染駅から最寄りの付城跡であることから、各付城跡を周遊する際の拠点としての機能も求められる。

● 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備

小林八幡神社は毎年獅子舞が行われる等、地域住民の文化継承の場としても活用され、つながりが深い場所である。来訪者や地域住民が利用できるスペースや日常的に憩える場所としての整備が望まれる。



①本丸跡より北東を見る。平井山ノ上付城跡方面への眺望が阻害されている。



②金物資料館。18世紀半ば以降に三木特産品となった金物資料を展示。



③上の丸保育所。史跡の本質的価値とは無関係。



④公衆トイレ。経年劣化している。



⑤本丸跡北西法面。モルタル・コンクリート仕上げとなっている。



⑥本丸跡内に残る井戸。金網等か老朽化し、見えにくくなっている。



⑦ 史跡説明板



⑧史跡碑・樹木が密生している。



⑨天守台北側の三木合戦看板。
景観を損ねている。



◎別所長治公像



(1) 実験に基づかない機器点



⑫福荷神社。別所長治が勧請し、三木合戦後、羽柴秀吉によって再建されたと伝わる。



⑪歴史資料館と堀光美術館の入口

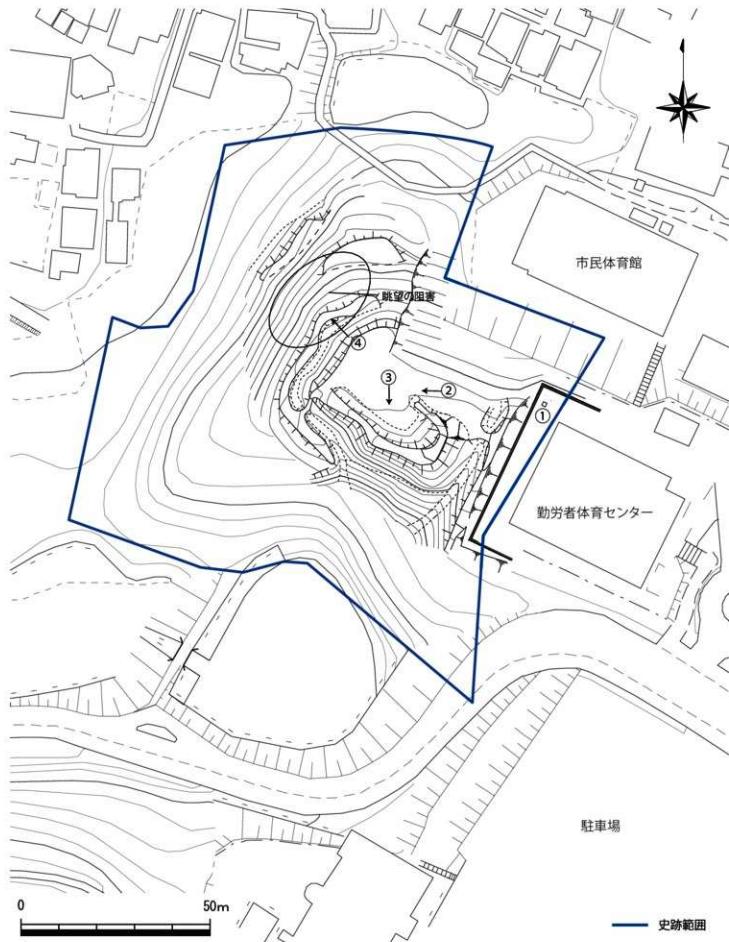


⑭旧上の丸亭舎。史跡の本質的価値とは無関係。

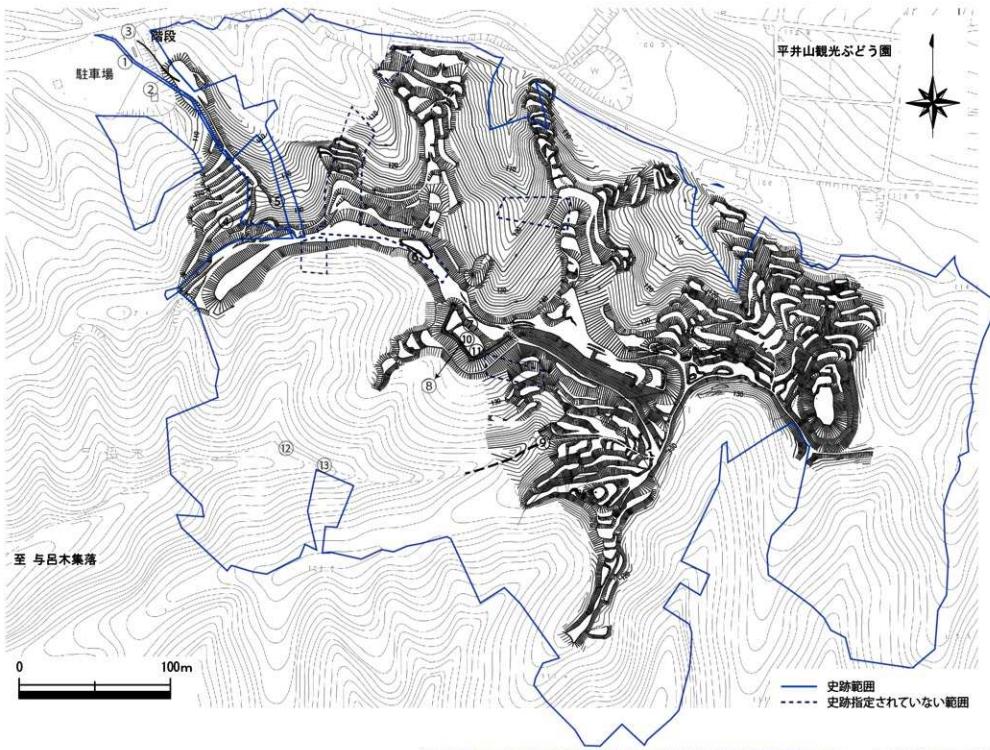


⑯ 堀光美術館別館。史跡の本質的価値とは無関係。

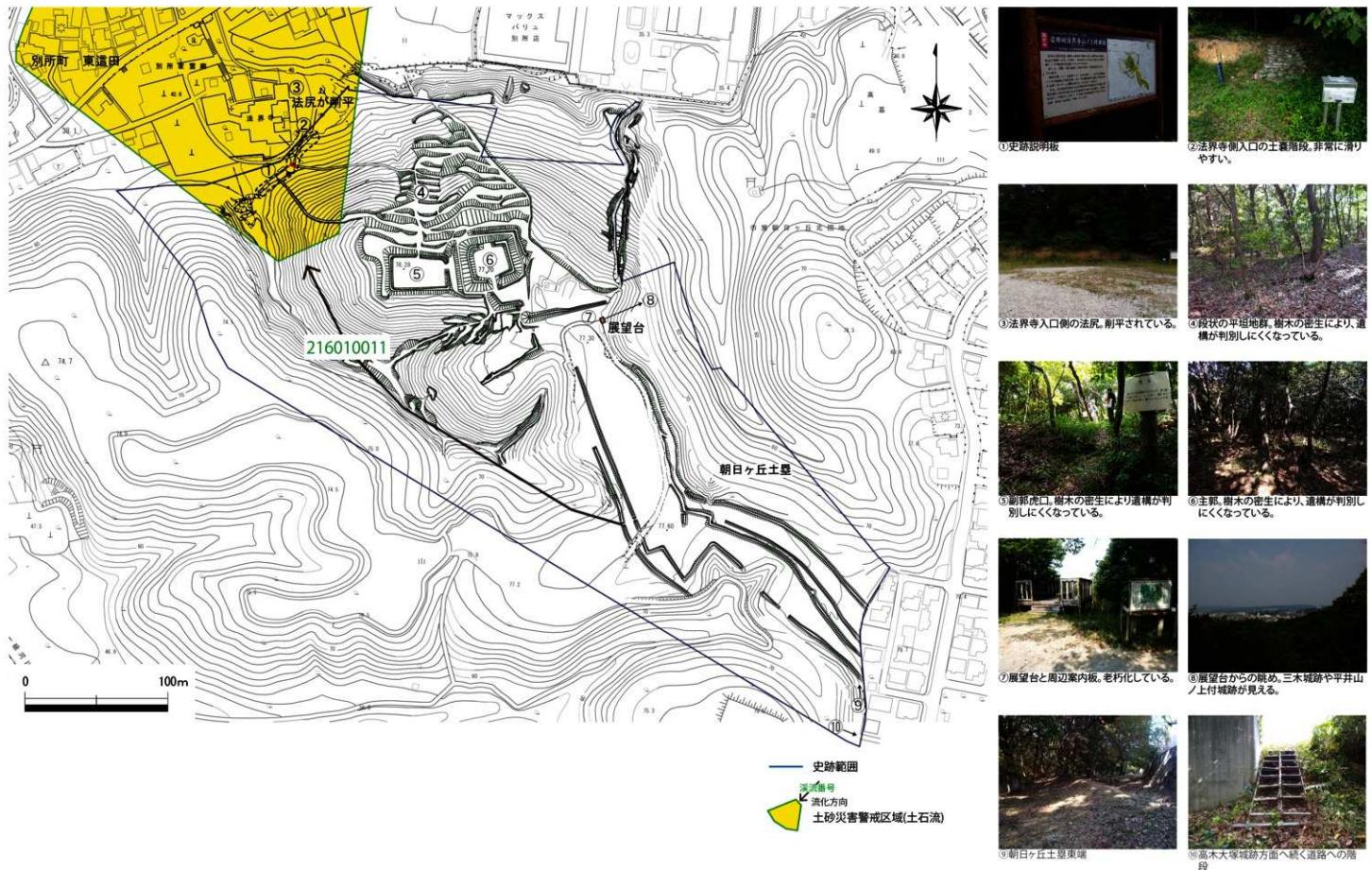
第44図 三木城本丸跡・二の丸跡 現況図



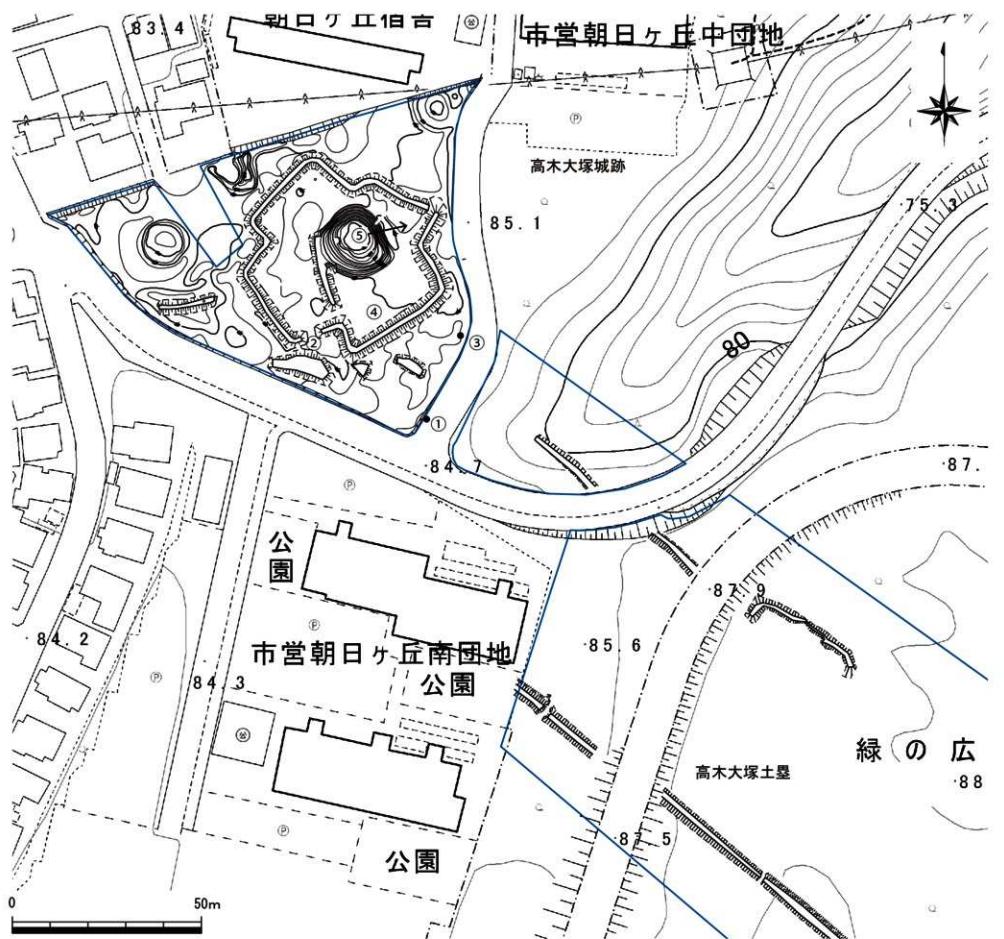
第45図 三木城鷹尾山城跡 現況図



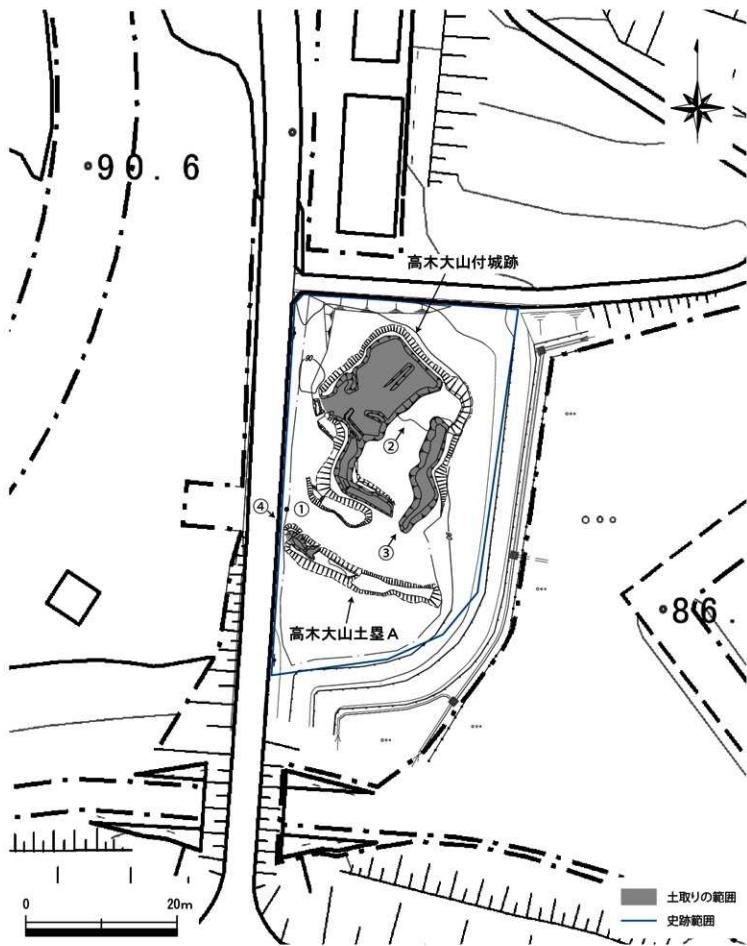
第46図 平井山ノ上付城跡 現況図



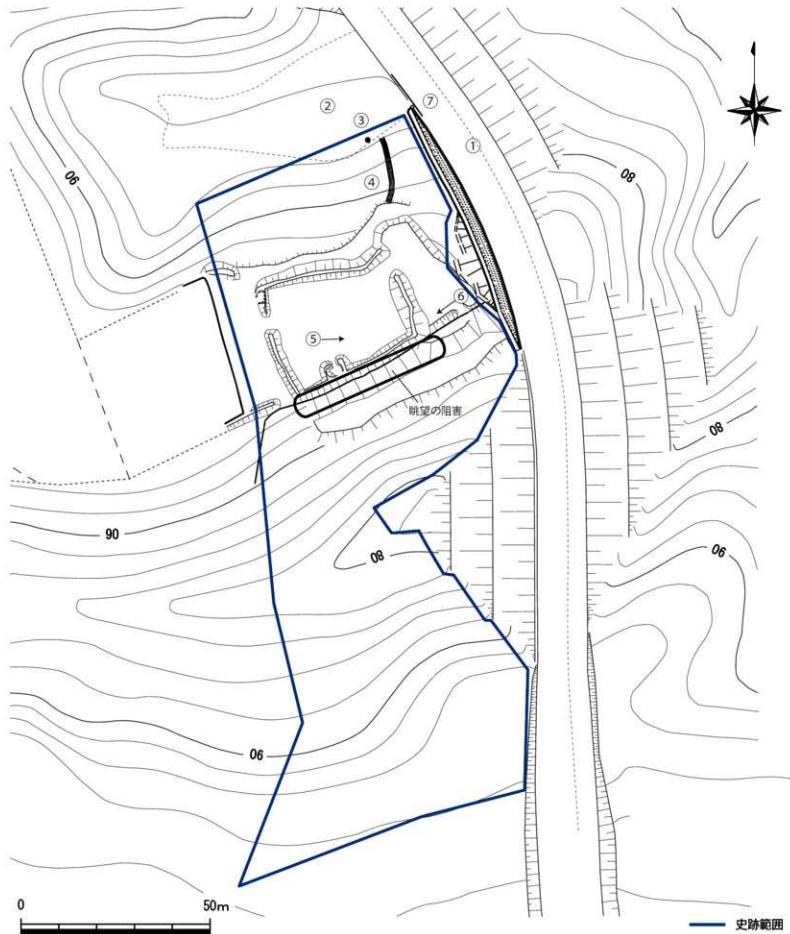
第47図 這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁 現況図



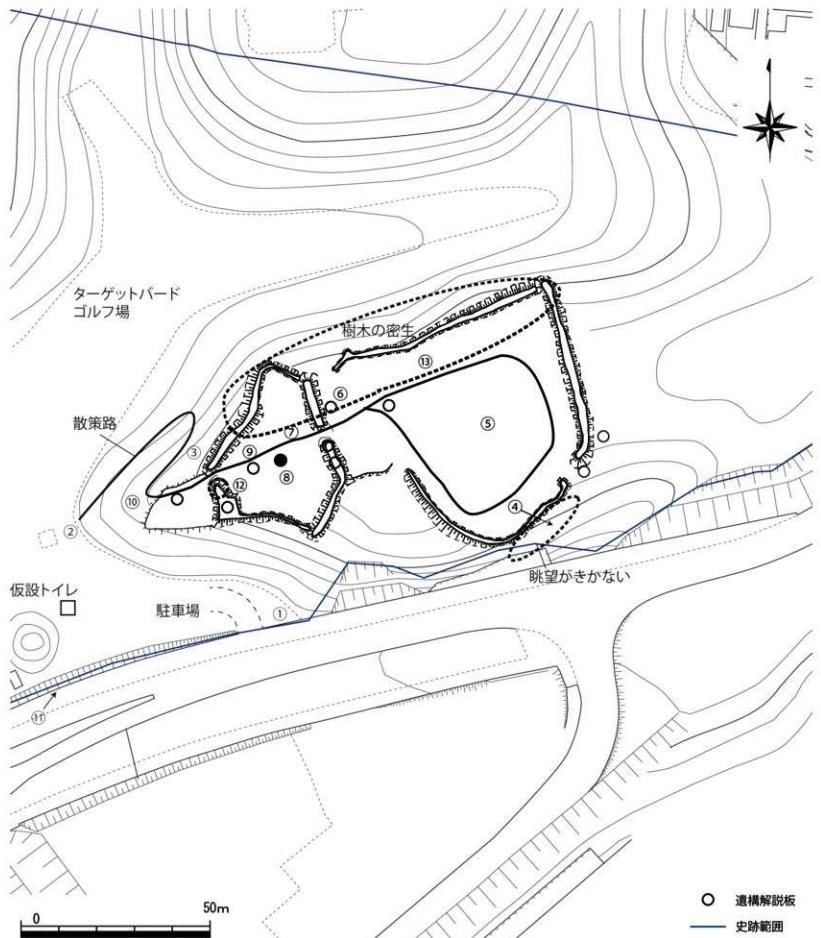
第48図 高木大塚城跡 現況図
-113・114-



第49図 高木大山付城跡・高木大山土塁A

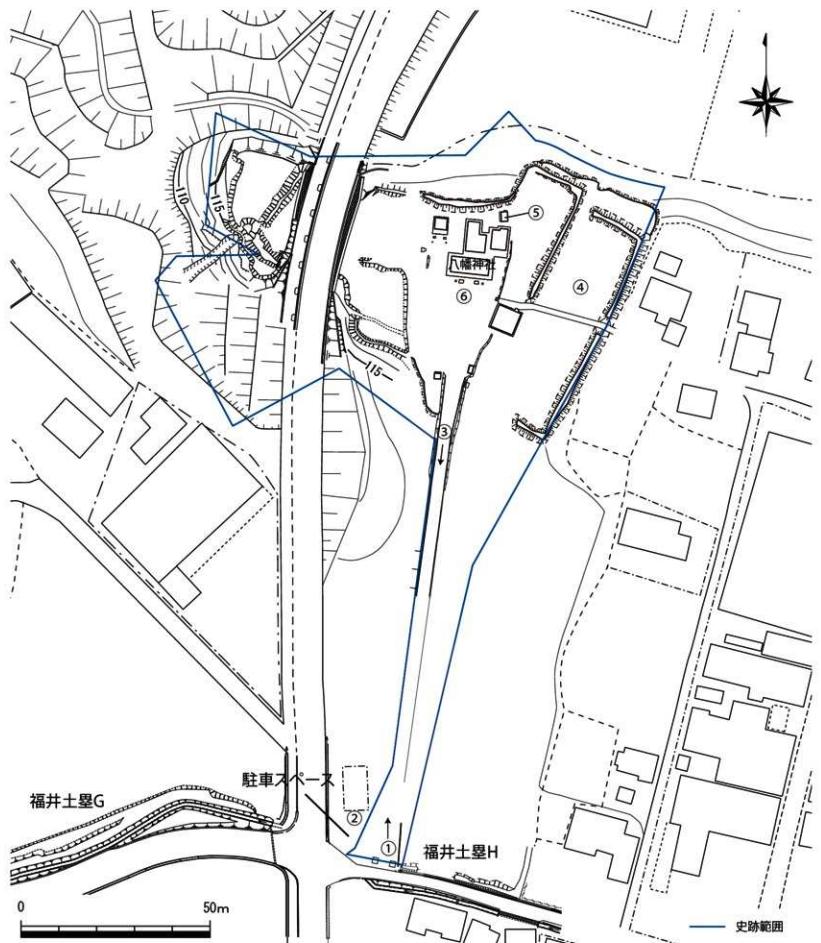


第50図 シクノ谷峯横付城跡 現況図



第51図 明石道峯構付城跡 現況図





第52図 小林八幡神社付城跡 現況図
- 121・122 -

第5章 整備基本計画

第1節 基本方針に対する具体的な取組

基本方針を具現化していく具体的な取組としては、次のような内容が考えられる。なお、1は保存のための整備、2～5は活用のための整備として区分する。

1 保存のための整備

(1) 史跡説明板等の設置

史跡について周知し、保存・管理を確実にするため、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則の定める基準により、史跡説明板、標識を設置する。

史跡説明板等については、各遺跡に統一されたデザインのものを設置する。なお、高木大塚城跡等に設置されている周辺案内板については、統一された史跡説明板に更新する。

標識は、石造のものとし、代表として三木城本丸跡に設置する。

(2) 遺構の保護・復旧

曲輪・土壘等の破壊や崩落が確認できる箇所については、保護・復旧を進めていく。

(3) 樹木の整理

遺構をき損する恐れのある樹木や外來樹木、危険木については伐採し、密生樹木や竹林については環境改善のために間伐を行い、遺構の保全に努める。

2 歴史の継承の場としての整備

(1) 歴史説明の強化

- 遺構解説板等の設置

遺構の内容を正確に伝えるために、統一されたデザインの遺構解説板等を各史跡のポイントとなる箇所に設置する。

- パンフレットの配布

子どもから大人、観光客から歴史愛好家まで、広く史跡を伝えるために、対象者に合わせたわかりやすいパンフレットを作

成し配布する。

- ・ みゅーじあむマップの改訂
みゅーじあむマップの内容を見直し、充実を図る。
- ・ 講演会、シンポジウムや発掘調査現地説明会等の開催
史跡に関心を持ってもらう機会を増やすために、講演会、シンポジウムや発掘調査現地説明会等を開催する。

(2) 遺跡の可視化

- ・ 三木包囲網線の全体像の可視化
三木合戦の全容を伝えるために、三木城跡からその包囲網が可視化できるように、イベント等で目印（狼煙や旗など）を各遺跡に設置する。また、後述するAR（拡張現実）の活用も検討する。
- ・ 三木城、各付城からの眺望、視認性の確保
三木合戦当時の三木城と対峙した各付城の状況が可視できるように、視界を遮る樹木の伐採を行い眺望と視認性を確保する。
- ・ 史跡内の諸施設、石碑等の整理
史跡内にある時代を錯誤する紛らわしい諸施設、石碑等は状況を見て移設、整理する。

(3) 体感できる史跡

- ・ 歴史ウォーク
実際に史跡を訪れ、立地や形状、当時の状況を体感できるような史跡をめぐる歴史ウォークを開催する。
- ・ 体験教室（甲冑の着付、鍛冶体験等）
三木合戦頃の武士の姿を体験できる甲冑の着付、三木の伝統産業でもある小刀を作る鍛冶体験等のイベントや教室の開催により三木合戦の歴史に興味を持ってもらう。
- ・ AR（拡張現実）の活用
スマートフォンを利用して、史跡の前に立つと当時の姿が映像で体験できるなど、AR技術を活用した仕掛けづくりを行う。
- ・ 歴史劇
三木演劇セミナー等と連携し、三木合戦やその背景を分かりやすく伝える。

(4) ネットワークの整備

- ・ 移動手段（徒歩、車、自転車）に対応した周遊コースの設定
史跡が広い範囲に分散しているため、来訪者の滞在時間、徒歩や自動車等の移動手段に合わせた散策や周遊コースの設定を行う。
- ・ 山歩きハイキングコースの設定
史跡の周遊コースを山歩きハイキングコースとして活用できるようにコースの設定を行う。

(5) 子どもたちの学習機会の充実

- ・ 学習会の開催
小学校等の教育機関とも連携して、子どもたちに分かりやすく歴史を伝える学習会を定期的に開催する。
- ・ 夏休み子ども歴史教室
現在も行われている夏休み子ども歴史教室の充実を図り、子どもたちが夏休みを利用してじっくり歴史を学べる機会づくりを行う。
- ・ ふるさと三木の歴史学習
現在、主に小学校6年生を対象に行われているふるさと三木の歴史学習の充実を図り、小学生が歴史に興味を持つ機会づくりを行う。

3 市民の憩いの場、にぎわいづくりとしての整備

(1) 集える場所としての整備

- ・ 史跡整備と合わせた広場的な活用
史跡と無関係の施設は原則として撤去（例：上の丸保育所、旧上の丸庁舎等）する方針とし、発掘調査を実施した上で、遺構を整備する。また、雑木の伐採により、スペースを確保するとともに、整備に合わせて市民が日常的に憩いの場として利用できる広場等のオープンスペースを整備する。

なお、具体的な遺構の整備方法については、平面表示を基本とする。建物の復元については、上屋構造を断定できる良質な資料が得られない限り行わないこととする。

・ トイレ等の整備

各ゾーンの拠点となる遺跡については、トイレ等（例：小林

八幡神社付城跡、平井山ノ上付城跡）の便益施設を整備する。

(2) 日常的に親しむ仕掛け

- ・ 散策コースとしての活用
史跡までのアプローチ道等は市民が日常的に散歩等に利用できる散策コースとしての利用を踏まえて整備する。
- ・ 案内誘導板の整備
アプローチ道等の整備に合わせて、迷わず目的地に到達できるよう統一されたデザインの案内誘導板を整備する。
- ・ 夜間景観の整備
主要な史跡についてはライトアップ等により、夜の景観を整備するとともに遺跡の位置を夜間でも認識できるようにする。

(3) 地域愛、誇りの醸成

- ・ 地域住民向けの歴史講座
史跡のある地元住民の史跡への関心や意識を高めるために地元での歴史講座を開催する。
- ・ ガイドや講師としての参加
市民に史跡のガイドや勉強会の講師として参加してもらい、地域愛や誇りを高めてもらう。

(4) 担い手の育成

- ・ 市民と連携した管理、運営
将来的には市民と連携した史跡の日常的な管理、運営に関わり、活躍してもらうために、今から管理、運営への参加を促し、地域のまちづくりの担い手としての素地を作っていく。
- ・ 各種団体との連携
市民と連携した史跡の管理、運営の実現のため、日ごろより各種団体との連携を行う。
- ・ 祭りの活用
史跡周辺で開催される祭り等と合わせて、史跡見学会等を開催し、郷土愛の醸成を図る。

4 地域の商業・観光資源との連携

(1) アクティビティ、買う・食べる・泊まるの充実

- ・ 湯の山街道、地元商店街、周辺観光施設との連携
三木城跡周辺地域は湯の山街道を始めとする歴史的観光資源も集積しており、それらとの連携により魅力アップを図り、来訪者の滞在時間を増やす。
- ・ 観光資源や特産品との連携及びP R
歴史的観光資源以外の観光資源や特産品との連携を図るとともに、魅力アップを図るために史跡と他の観光資源や特産品を合わせてP Rしていく。

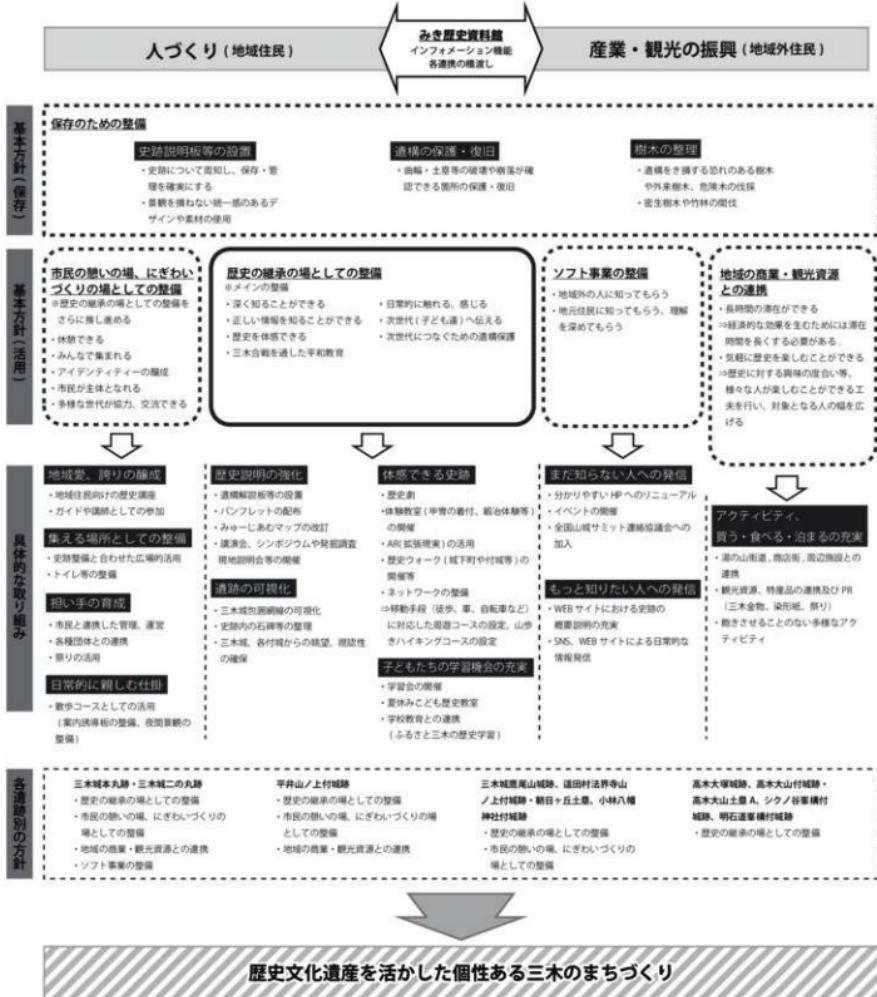
5 ソフト事業の整備

(1) まだ知らない人への発信

- ・ 分かりやすいホームページへのリニューアル
誰でもが入りやすいホームページにリニューアルし、史跡の魅力を全国に発信する。
- ・ イベントの開催
山歩きや自然観察会など、間接的に史跡を知ってもらうとともに、興味を持ってもらうきっかけづくりのため、山歩きや自然観察会等のイベントを開催する。
- ・ 全国山城サミット連絡協議会への参加
全国山城サミット連絡協議会への参加により、史跡の魅力を全国に発信する。

(2) もっと知りたい人への発信

- ・ W E B サイトにおける史跡の概要説明の充実
より深く史跡について知識を得たい利用者向けにW E B サイトにおける史跡の概要説明の充実を図る。
- ・ S N S 、 W E B サイトによる日常的な情報発信
日常的な情報発信を行うことにより、三木の歴史や史跡ファンを増やし、また関心を促す。



第 53 図 整備基本計画の基本的な考え方

第2節 整備計画

前章において示した活用に向けた基本方針と平成27年3月に策定された保存管理計画書に記載されている内容を踏まえ、整備計画を整理し列記する。

なお、樹木伐採方法・伐採樹種の選定については、植生管理方針に基づいて実施する。樹木の伐採に当たっては、原則として、緑陰を形成している常緑高木は適切な密度で残し、適宜更新を図る。

1 各遺跡の整備

(1) 三木城本丸跡・二の丸跡

〔保存のための整備〕

- 史跡指定地外の土砂災害警戒区域の法面については、城として大事な遺構（切岸）であることから、将来的には土木関連の部署と連携して修景整備を行う。



本佐倉城跡の法面保護工事
(酒々井町教育委員会提供)

特に景観の重要度が高い法面については「斜面安定工+連続織維補強土工+自然回復型の緑化工」による複合工法を検討する。

- 忠魂碑築山の密生樹木の整理・見通しの確保。
- 本丸跡に標識を設置する。

〔活用のための整備〕

● 歴史の継承の場としての整備

- 来訪者が迷わず史跡にアプローチできるように案内誘導板や入口看板を設置する。
- かんかん井戸を整備する。



井戸の整備事例 左：金山城跡 右：安芸郡山城跡

- ・ 正確な歴史の継承のため、史跡と関係のない諸施設の撤去及び石碑等を移設・撤去する。模擬塀は、老朽化後に撤去する。
 - ・ 各付城や城下町への眺望を遮る樹木の伐採をする。
 - ・ 本丸北西端の石段については、老朽化後に改修を行う。
 - ・ 二の丸の門とフェンスをリニューアルする。
- 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備
 - ・ 伝天守台は、発掘調査を行った上で、遺構を整備する。
 - ・ 上の丸保育所、旧三木高等女学校校舎は、撤去後に発掘調査を実施した上で、遺構を整備する。
 - ・ 来訪者が使用できるよう本丸跡の既存トイレを継続的に利用し、適宜美装、改修する。
 - 地域の商業・観光資源との連携
 - ・ 観光資源としての活用をするため、他地域からの来訪者が駅や湯の山街道や城下町から三木城跡の存在を視認・認知できる工夫を行う(幟の設置等)。
 - ・ ナメラ商店街との連携を強めるため、ナメラ商店街側からのアクセスに対する案内誘導板を設置する。
 - ソフト事業の整備
 - ・ ソフト事業のガイダンス施設としてみき歴史資料館の情報発信機能を高める。

(2) 三木城鷹尾山城跡

【保存のための整備】

- ・ 土壘き損樹木の伐採。
- ・ 密生樹木の間伐。

【活用のための整備】

- 歴史の継承の場としての整備
 - ・ 本丸との関係を認識できるように眺望を遮る樹木を伐採する。
 - ・ ポイントとなる各所に遺構解説板を設置する。
- 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備
 - ・ 市役所や文化会館とも位置的に近く、市民の憩いの場としての活用をするため、主郭において広場的に活用できる空間を一定規模確保する。

(3) 平井山ノ上付城跡

〔保存のための整備〕

- ・ 主郭土壘の保護。
- ・ 土壘き損樹木の伐採。
- ・ 与呂木からの登城道の復旧。
- ・ 法面の保護や崩落対策。

〔活用のための整備〕

● 歴史の継承の場としての整備

- ・ 付城のポイントとなる各所に遺構解説板等を設置する。
- ・ 展望台より見える付城との関係やその他景色に対して理解を深めてもらうため、眺望解説板を設置する。
- ・ 展望台からは本来三木城跡や這田村法界寺山ノ上付城跡を含む南側の付城跡群が望めるほか、遠く瀬戸内の海岸も望めることから、さらなる前面の樹木の除伐を法面崩落が影響しない範囲で行う。
- ・ 付城の最高所から各付城、城下町との関係を認識できるように眺望を確保する。
- ・ 兵士が駐屯した大手口を認識できるようにするため、散策ルートに近い場所から密生樹木の間伐を進める。

● 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備

- ・ 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場を確保するため主郭の平場部分の密生樹木を間伐する。
- ・ 来訪者に対応するため、平井側登城道入口にトイレを整備する。また、与呂木からの登城道の入口に案内誘導板を設置する。

● 地域の商業・観光資源との連携

- ・ ぶどう園開園時における連携を強化する。

(4) 這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土壘

〔保存のための整備〕

- ・ 土壘き損樹木の伐採。
- ・ 遺構部の竹は伐採し、広葉樹林化を図る。
- ・ 獣害対策の検討（例：盛土による保護、囲柵の設置、獣友会との連携）。獣害が広がる前に発掘調査を実施する。

- ・ 北西法尻面の修景緑化を行う。

〔活用のための整備〕

● 歴史の継承の場としての整備

- ・ 散策路入口や付城のポイントとなる各所に遺構解説等を設置する。
- ・ 展望台に眺望解説板を設置する。
- ・ 周辺案内板をリニューアルする。
- ・ 来訪者の安全確保のため、入口階段の改修を行う。

● 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備

- ・ 主郭・副郭を広場空間とするため、密生する樹木を間伐する。
- ・ 老朽化後、展望台を改修する。

(5) 高木大塚城跡

〔保存のための整備〕

- ・ 史跡について周知し、保存・管理を確実にするため、周辺案内板を撤去した上で、適切な位置に史跡説明板を設置する。
- ・ 土星き損樹木の伐採。
- ・ 密生樹木の間伐。
- ・ 虎口付近が樹木により遺構がき損する恐れがあるため、伐採等の整理を行う。

〔活用のための整備〕

● 歴史の継承の場としての整備

- ・ 付城のポイントとなる各所に遺構解説板を設置する。
- ・ 横台上部からの眺望を確保する。
- ・ 来訪者の安全確保のため、史跡と道路の間にある側溝に蓋等の安全対策を施す。
- ・ 車で来訪可能とするため、駐車場を確保する。

(6) 高木大山城付城跡・高木大山土壘A

〔保存のための整備〕

- ・ 史跡について周知し、保存・管理を確実にするため、周辺案内板を撤去した上で、適切な位置に史跡説明板を設置する。
- ・ 当時の姿を伝えるため、発掘調査で得た成果を基に滅失した曲輪や土壘等を復旧する。

〔活用のための整備〕

● 歴史の継承の場としての整備

- ・ 付城のポイントとなる各所に遺構解説板を設置する。

(7) シクノ谷峯構付城跡

〔保存のための整備〕

- ・ 史跡について周知し、保存・管理を確実にするため、周辺案内板を撤去した上で、適切な位置に史跡説明板を設置する。
- ・ 土星き損樹木の伐採。
- ・ 密生樹木の間伐。
- ・ 獣害対策の検討（例：盛土による保護、囲柵の設置、獣友会との連携）。獣害が広がる前に発掘調査を実施する。

〔活用のための整備〕

● 歴史の継承の場としての整備

- ・ 付城のポイントとなる各所に遺構解説板等を設置する。
- ・ 樓台上部からの眺望を確保する。
- ・ 周辺への眺望を確保し、各付城との関係を認識できるよう眺望を遮る樹木を伐採する。
- ・ 車で来訪可能とするため、駐車場を整備する。

(8) 明石道峯構付城跡

〔保存のための整備〕

- ・ 史跡について周知し、保存・管理を確実にするため、駐車場付近に史跡説明板を設置する。
- ・ 土星き損樹木の伐採。
- ・ 主郭櫓台の保護・復旧。

〔活用のための整備〕

● 歴史の継承の場としての整備

- ・ 車道からの来訪者が史跡の位置を把握できるように、入口看板を設置する。
- ・ 既存の遺構解説板をリニューアルする。
- ・ 来訪者が安全に曲輪内にアクセスできるようにするために、散策路を再整備する。
- ・ 堀部分の可視化のため、樹木を伐採する。
- ・ 明石道を監視するための付城であった当時の状況を伝える

ため、曲輪から前面道路(明石道)への眺望を遮る樹木を伐採する。

- ・ 主郭北側、東郭北側の密生樹木を間伐し、遺構全体が視認できるようにする。
- ・ 西郭からシクノ谷峯構付城跡方面への眺望を確保し、位置関係を認識できるように眺望を遮る樹木を伐採する。

(9) 小林八幡神社付城跡

〔保存のための整備〕

- ・ 史跡について周知し、保存・管理を確実にするため、駐車スペースに史跡説明板を設置する。
- ・ 土壘き損樹木の伐採。
- ・ 密生樹木の間伐。

〔活用のための整備〕

- 歴史の継承の場としての整備
 - ・ 付城のポイントとなる各所に遺構解説板を設置する。
- 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備
 - ・ 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場として活用していくために広場的に活用できる空間を一定規模確保する。
 - ・ 上記に伴い、史跡に接する南西側市有地に、新たにトイレを整備する。

2 散策ルート・サイン整備

(1) 散策ルート整備

現在、「みき歴史・美術の杜みゅーじあむマップ」により、史跡をめぐるコースが設定されている。

このコースを基本として史跡を結ぶルートを再設定し、市内に点在する史跡を周遊できる散策ルートを整備し、各史跡のネットワーク化を図る。

(2) サイン整備

史跡をつなぐ道路や散策ルート上の分岐点などの要所に道路案内誘導板を設置する。史跡の名称以外に史跡までの距離等を掲載し、統一された掲載内容とデザインとする。

形状や材質等については視認しやすく耐久性のあるもので、周

辺の環境に調和するものとする。

表記については、外国人にもわかりやすい多言語表記とする。

① 史跡説明板・案内誘導板

現在整備が進められている史跡説明板のデザインとデザイン統一された案内誘導板のイメージ。



史跡説明板



案内誘導板

② 標識

標識は石造であること及び項目等が文化財保護法で定められている。

標識の事例

(秋葉山古墳群)



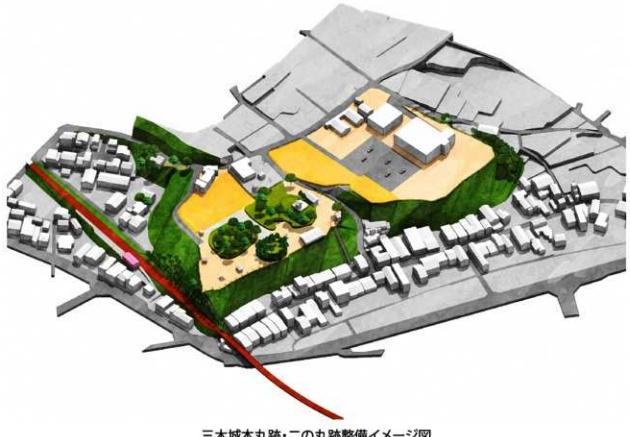
③ 遺構解説板・眺望解説板



遺構解説板の事例（据え置きタイプ）(左 吉野ヶ里歴史公園 右 湯築城跡)



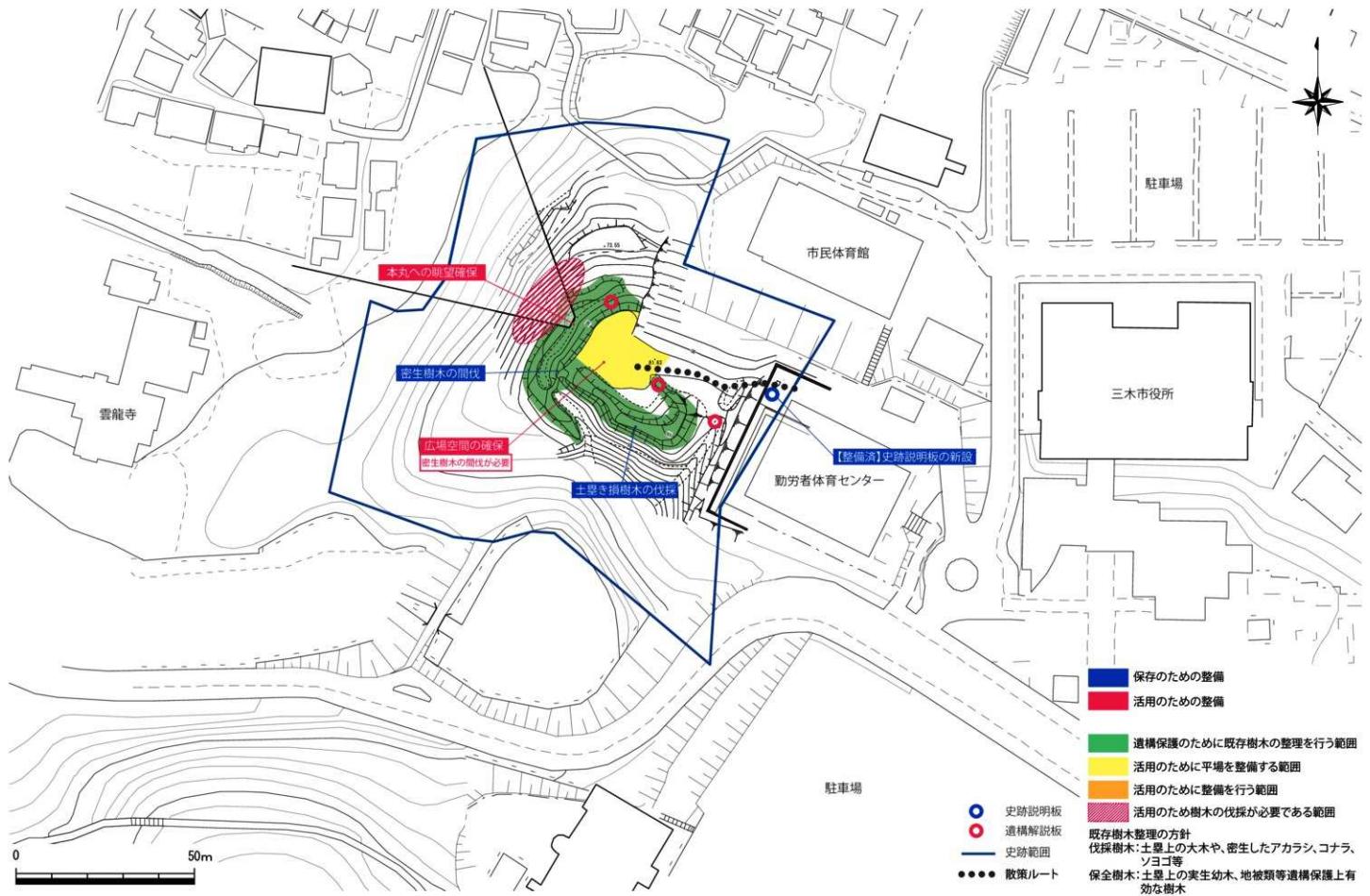
眺望解説板の事例（大和郡山城跡）



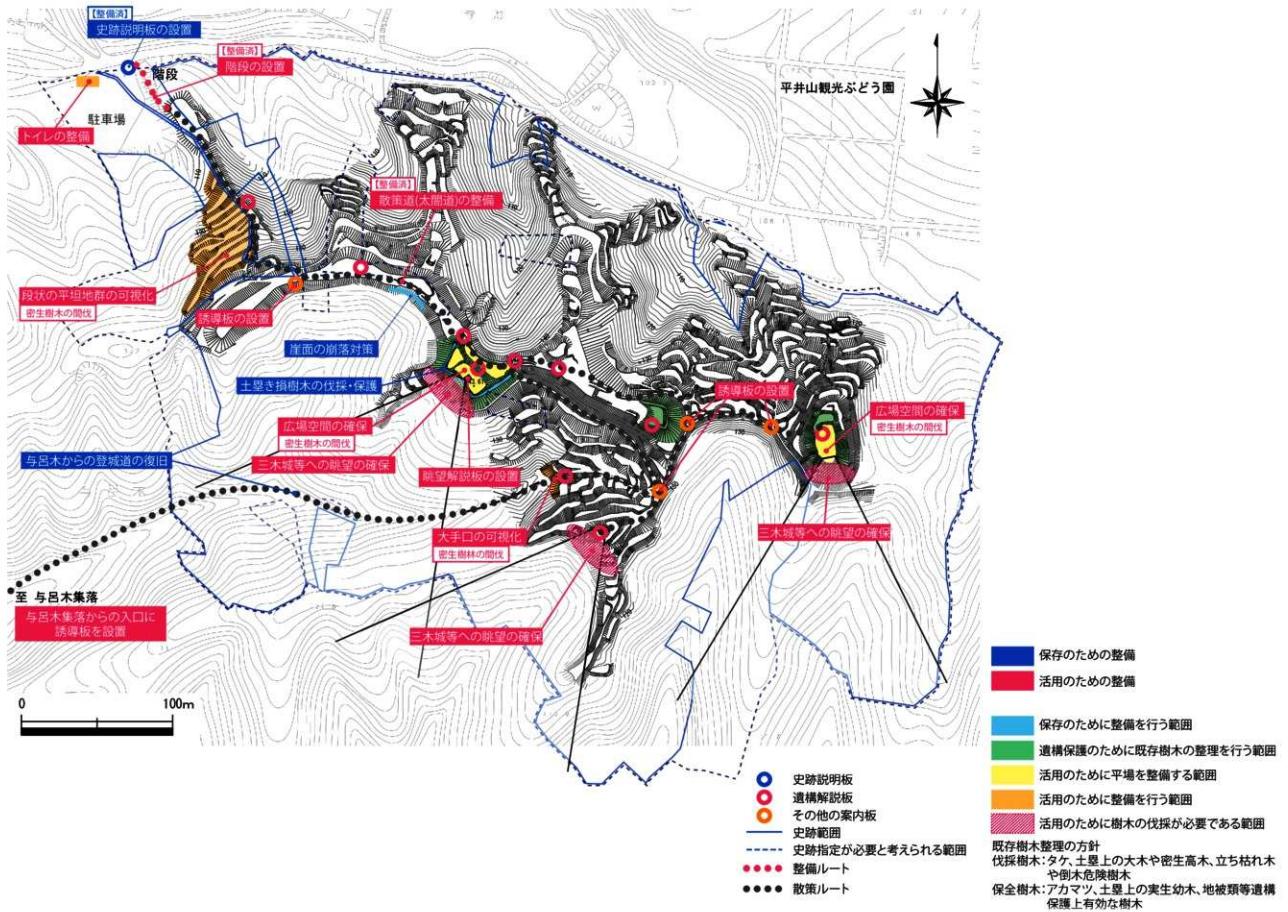
三木城本丸跡・二の丸跡整備イメージ図



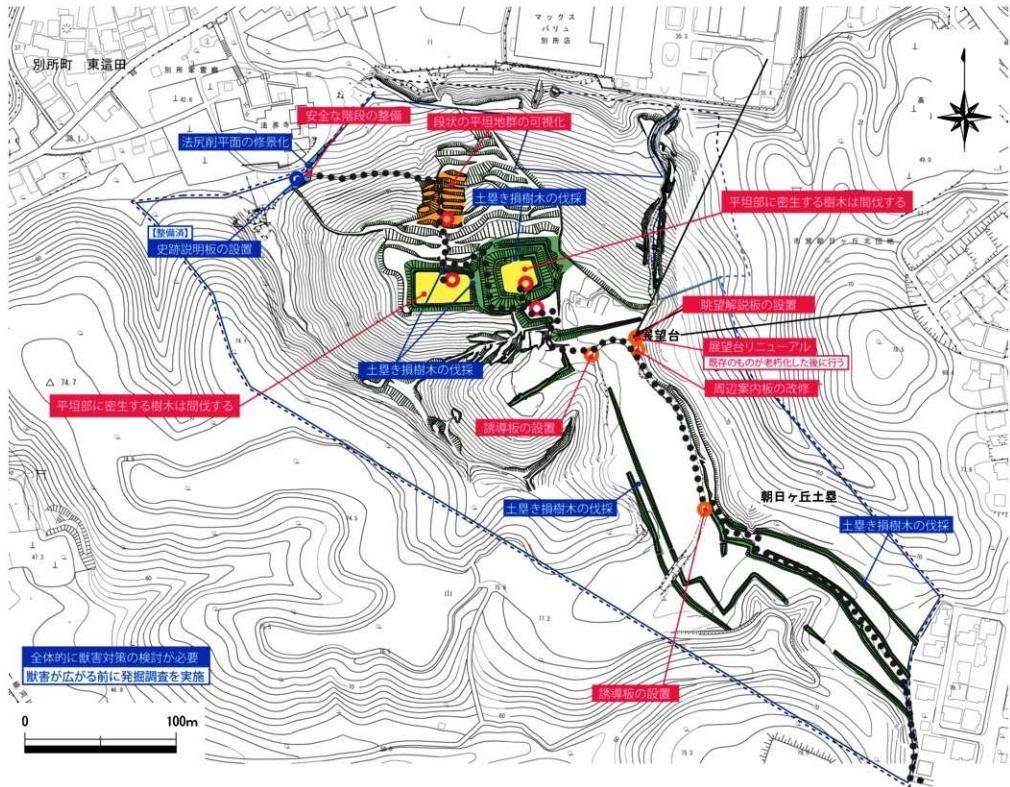
第54図 三木城本丸跡・二の丸跡 整備計画図



第55図 三木城鷹尾山城跡 整備計画図

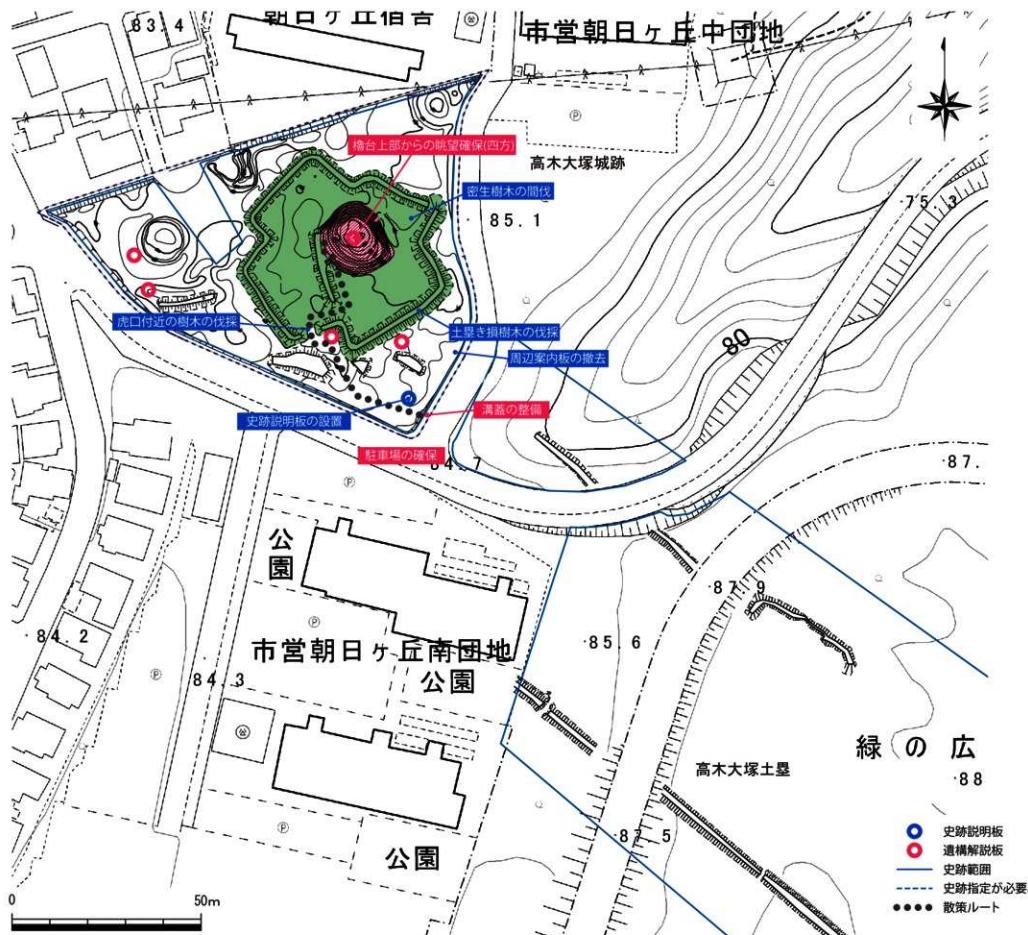


第56図 平井山ノ上城跡 整備計画図
- 140-141 -



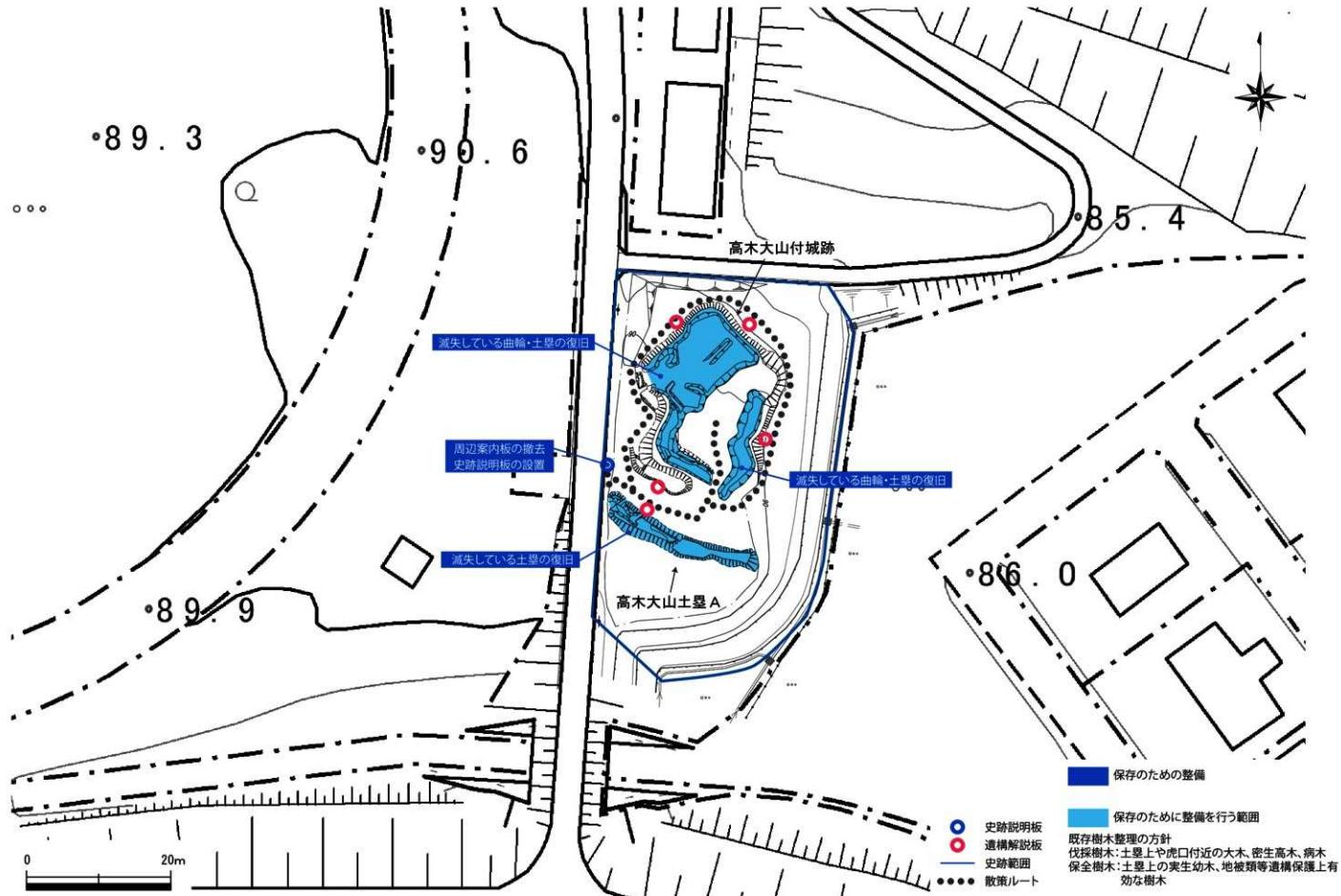
- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ■ 保存のための整備 | ■ 保存のために整備を行う範囲 |
| ■ 活用のための整備 | ■ 遺構保護のために既存樹木の整理を行う範囲 |
| ○ 史跡説明板 | ■ 活用のために平場を整備する範囲 |
| ○ 遺構解説板 | ■ 活用のために整備を行う範囲 |
| ○ その他の案内板 | |
| ■ 史跡範囲 | |
| ----- 史跡指定が必要と考えられる範囲 | |
| ● ● ● 敷策ルート | |
- 既存木整理の方針
伐採樹木: タケ、アカメガシワ、土墨上、虎口付近の大木、
密生高木
保全樹木: アカマツ、土墨上の実生幼木、
地被類等遺構保護上有効な樹木

第57図 這田村法界寺山ノ上付城・朝日ヶ丘土壠 整備計画図

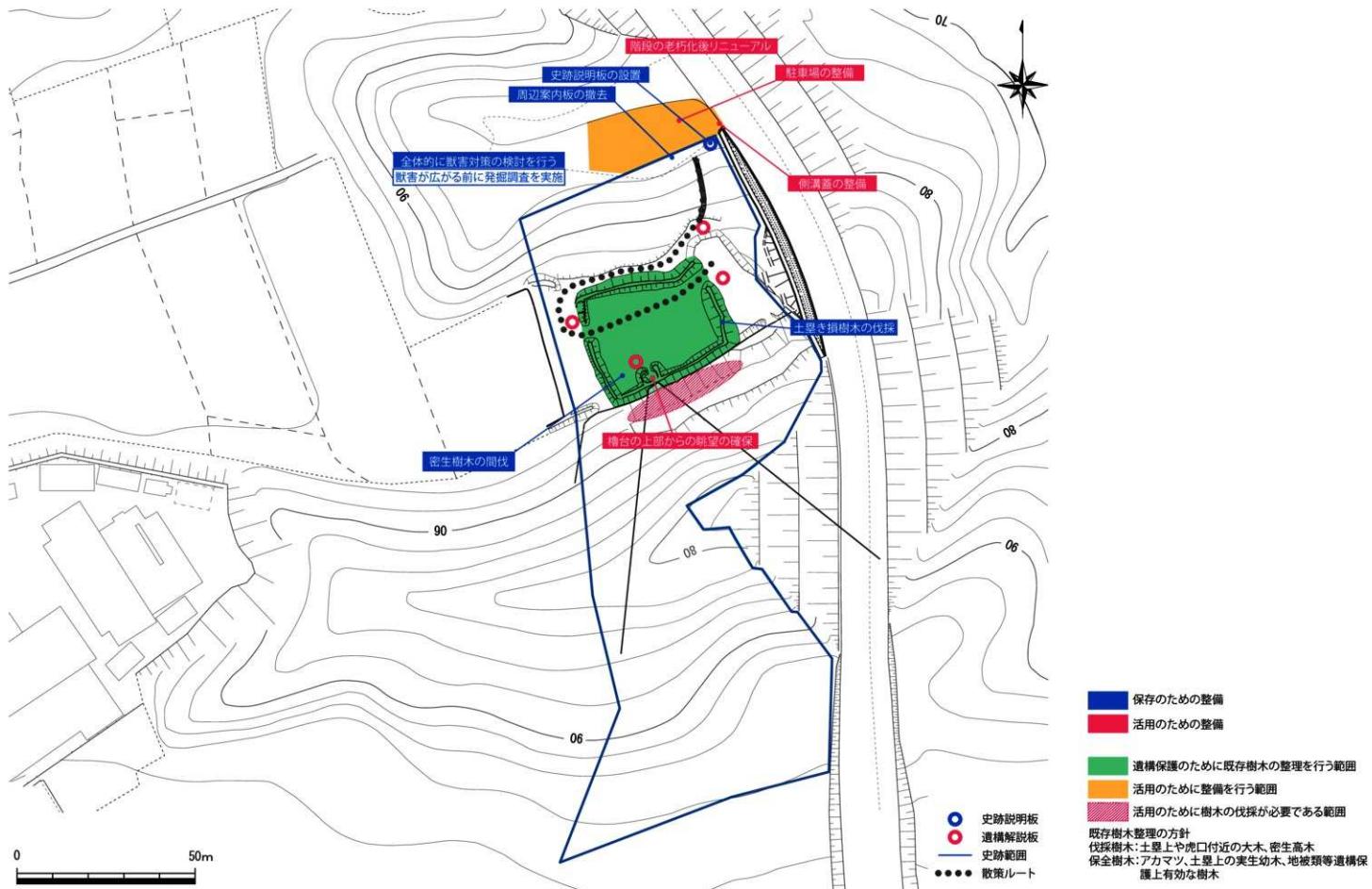


- | | |
|---------|--|
| ■ | 保存のための整備 |
| ● | 活用のための整備 |
| ● ● ○ ○ | 史跡説明板
遺構解説板
史跡範囲 |
| --- | 史跡指定が必要と考えられる範囲 |
| ● ● ● ● | 散策ルート |
| ■ | 遺構保護のために既存樹木の整理を行う範囲 |
| ■ ■ ■ ■ | 活用のために樹木の伐採が必要である範囲 |
| ■ | 既存樹木整理事方針 |
| ■ | 伐採樹木: 土壌上や虎口付近の大木、密生高木、病木
保全樹木: 土壌上の実生幼木、地被類等遺構保護上有効な樹木 |

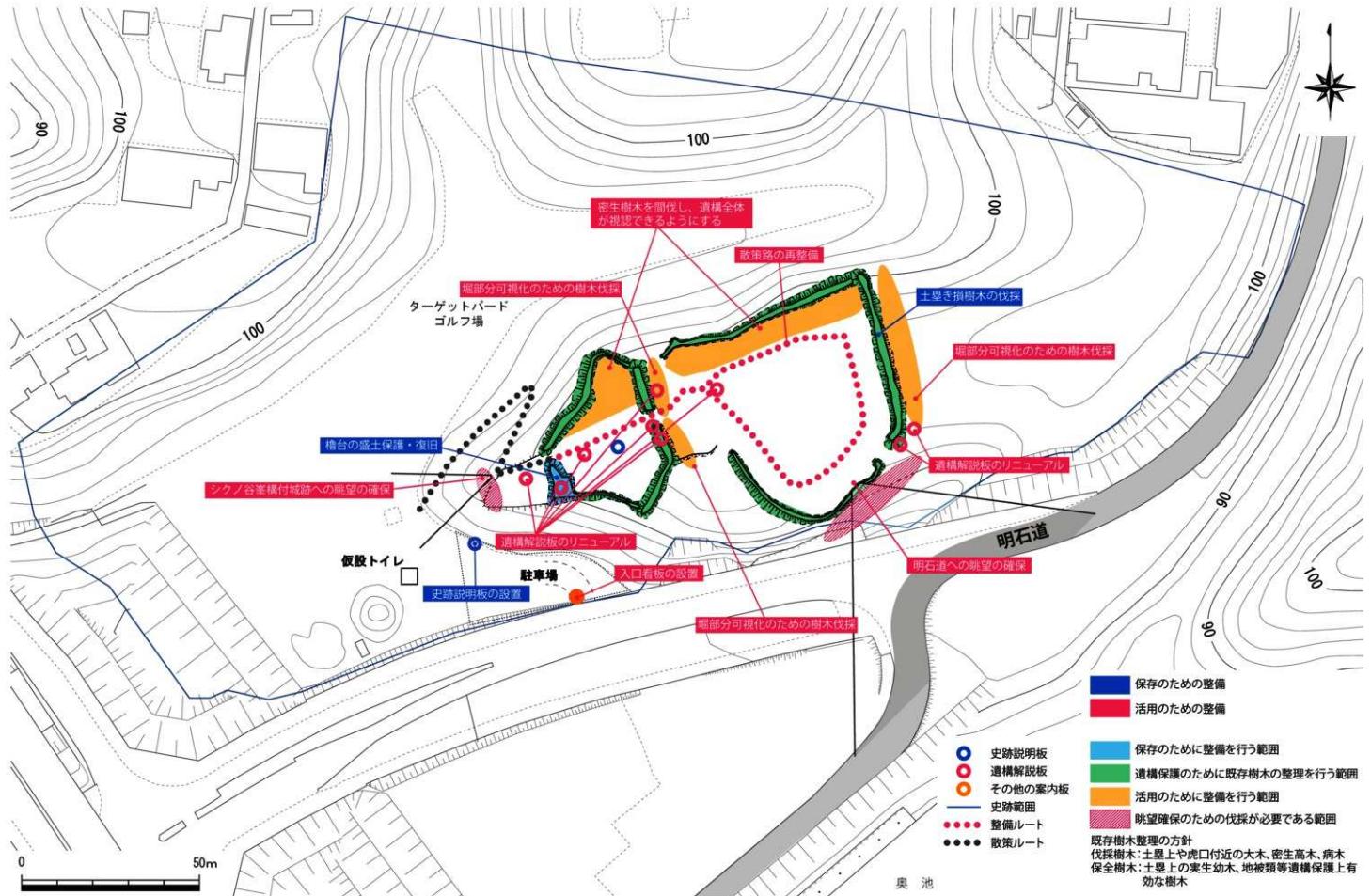
第58図 高木大塚城跡 整備計画図



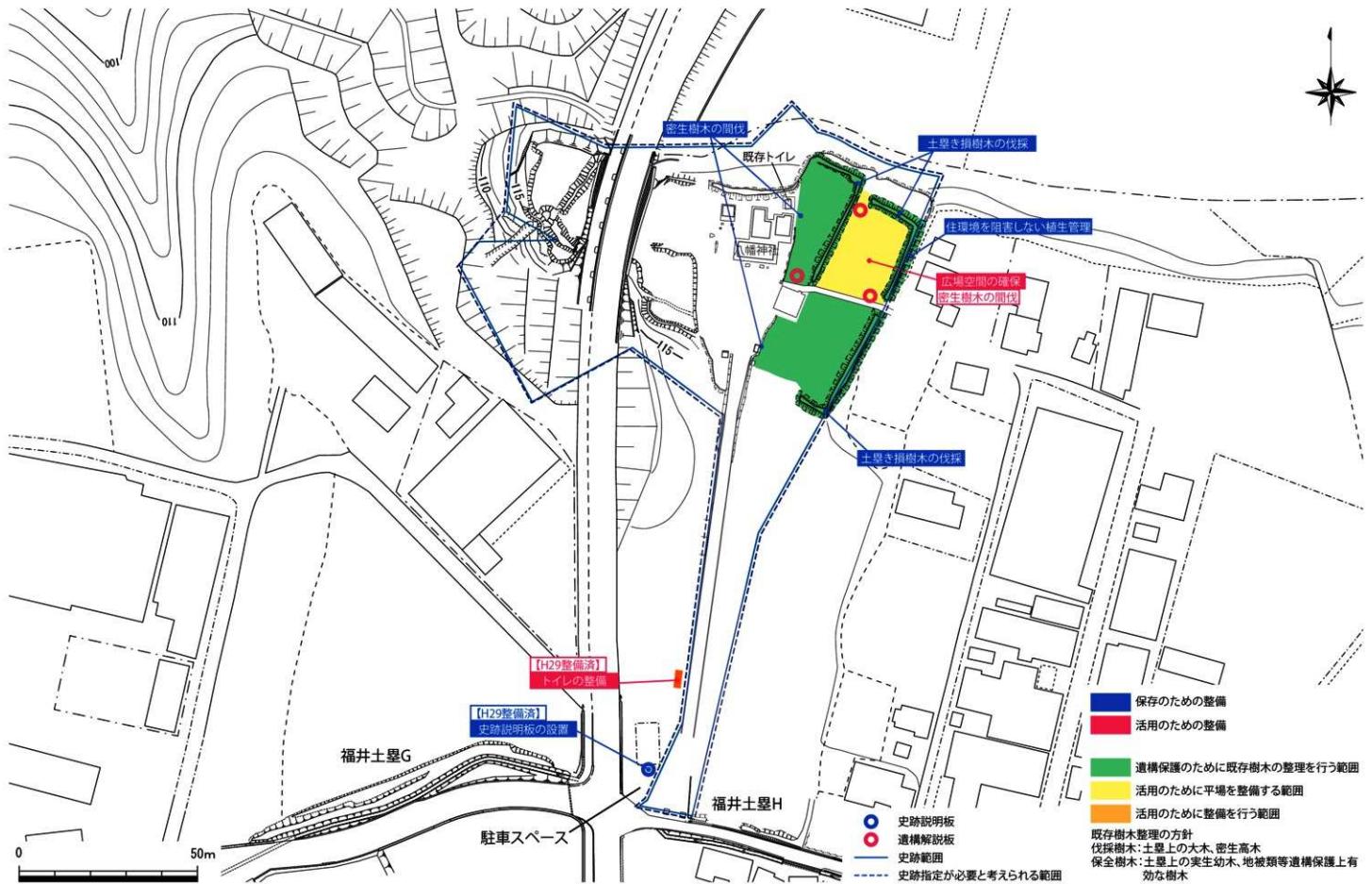
第59図 高木大山付城跡・高木大山土塁A



第60図 シクノ谷峯横付城跡 整備計画図
- 148-149 -



第61図 明石道峯構付城跡 整備計画図



第62図 小林八幡神社付城跡 整備計画図

現状と課題・整備の方向性

ゾーン名	遺跡名	現状	発掘調査等	整備状況	課題	整備・活用の方向性	整備内容
史跡全体	・ 三木城跡を中心として付城跡・土塁が群を成して市内に点在している。				・ 史跡への来訪者数は減少。 ・ 他の観光資源との連携。 ・ 室内板が少なく、動線が分かれにくい。 ・ 情報発信が不十分。	● 歴史の継承の場としての整備。 ● 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備。 ● 地域の商業・観光資源との連携。 ● ソフト事業の整備。	・ 共通したデザインの案内板等を設置。 ・ 城下町や沿線の商店街、観光農園等との連携強化。 ・ 史跡に特化したホームページの整備。 ・ ミュージアムマップの改訂。
三木城跡周辺ゾーン	三木 城 本丸跡	・ 伝天守台、かんかん井戸、福神社、金物資料館、金物神社、上の丸保育所等がある。 ・ 中央部には築山が設けられ、忠魂碑や慰靈碑が建立されている。 ・ 東隅は一部民家の敷地となっている。 ・ 西側正面・北側正面が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されている。 ・ 毎年5月5日、別所公春まつりが開催されている。	・ 平成2・15・18・19年度に三木市教育委員会が実施。 ・ 瓦葺き礎石建物が存在していた。 ・ 内部を堀で区画していた。 ・ 伝天守台は堀が埋まった後に造成された。 ・ 遺物は土師器皿・瓦が多く、備前焼、中国産の磁器、瀬戸美濃焼等七出土した。	・ 上の丸公園として整備。 ・ 史跡説明板、三木城址説明板、三木合戦看板、かんかん井戸説明板、石碑等が設置されている。 ・ 東屋とトイレが設置されている。 ・ 模擬城が設置されている。	・ 史跡指定地への斜面地が土砂災害警戒区域になっている。 ・ 様々な記念碑や施設の混在。 ・ 史実に基づかない模擬城の設置。 ・ かんかん井戸を閉む柵や上面を覆う金網の老朽化。 ・ 樹木の密生による眺望の阻害。 ・ 近隣の観光資源との連携。 ・ さらなる情報発信。 ・ アクセス道が狭く分かれにくい。	● 歴史の継承の場としての整備。 ● 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備。 ● 地域の商業・観光資源との連携。 ● ソフト事業の整備。	【保存のための整備】 ・ 法面の保護・修景整備。 ・ 密生樹木の整理・見通しの確保。 ・ 標識の設置。 【活用のための整備】 ● 歴史の継承の場としての整備。 ・ 案内説導板や入口看板を設置。 ・ かんかん井戸の整備。 ・ 史跡・関係のない諸施設の撤去及び石碑等の移設・撤去。老朽化後、模擬城の撤去。 ・ 眺望確保のための樹木の伐採。 ・ 老朽化後、石段を改修。 ・ このカレンスエンジ門のリニューアル ● 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備。 ・ 発掘調査の成果に基づき遺構を整備。 ・ トイレの改修。 ● 地域の商業・観光資源との連携。 ・ 三木城跡の存在を視認・認知できる工夫を行う。 ・ 案内説導板の設置。 ● ソフト事業の整備。 ・ みき歴史資料館の情報発信機能を高める。
	三木 城 二の丸跡	・ 本丸の南西に位置する。 ・ みき歴史資料館、堺光美術館、旧三木高等女学校の校舎等がある。 ・ 中央部分は駐車場として使われている。 ・ 東側は民家の敷地となっている。 ・ 西側正面が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されている。	・ 昭和55・56年度、平成16~19年度に、三木市教育委員会が発掘調査を実施。 ・ 埋められた備前焼大甕群、L字状の内堀と土塁の痕跡、外堀、井戸、溝状遺構等を検出した。 ・ 遺物は土師器皿・瓦が多く、備前焼、中国産の磁器、瀬戸美濃焼等七出土した。	・ 史跡説明板が設置されている。 ・ ガイダンス施設として、みき歴史資料館が整備されている。			【保存のための整備】 ・ 発掘調査の成果に基づき遺構を整備。 ・ トイレの改修。
	三木 城 蔵尾山城跡	・ 二の丸の南東の丘陵上に位置する。 ・ 西端の主郭の土塁や堀などが残っている。 ・ 森林法に基づく地域森林計画対象林有林に指定されている。		・ 史跡説明板が設置されている。	・ 遺構解説板の未設置。 ・ 樹木の密生により遺構の地形が分かれにくい。 ・ 樹木の密生による眺望の阻害。 ・ 存在が分かれにくい。	● 歴史の継承の場としての整備。 ● 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備。	【保存のための整備】 ・ 土塁き掛け木の伐採、密生樹木の間伐。 【活用のための整備】 ● 歴史の継承の場としての整備。 ・ 眺望確保のための樹木の伐採。 ・ 遺構解説板の設置 ● 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備。 ・ 広場空間の整備。

	<p>ひらいやまのうづつけじらあと 平井山ノ上付城跡</p>	<ul style="list-style-type: none"> 美霞川と志染川の間の南西に面した山上に位置し、南西に三木城を望むことができる。 大部分が山林である。 南側谷部が土石流危険渓流に指定されている。 主郭の西側尾根面及び同一尾根西端において、崩落した崖面がみられる。 森林法に基づく地域森林計画対象民有林に指定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25・26 年度に三木市教育委員会が発掘調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路案内誘導板、史跡説明板が設置されている。 アプローチ階段が設置され、散策路が整備されている。 与呂木集落からの登城道が整備されている。 仮設展望台が設置されている。 仮設トイレが設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 主郭土塁が踏みならされている。 与呂木からの登城道の崩落。 遺構解説板の未設置。 樹木の密生により遺構の地形が分かりにくい。 樹木の密生による眺望の阻害。 仮設トイレでの如厕が困難。 最寄り駅から遠く公共交通での利用が不便。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史の継承の場としての整備。 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備。 地域の商業・観光資源との連携。 	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主郭土塁の保護。 土塁き損樹木の伐採。 与呂木からの登城道の復旧。 法面の保護や崩落対策。
<p>付 城 跡 ・ 土 壁 ソ ン</p>	<p>はまだむらうきいじやま 高田村法界寺山 ノ上付城跡 ・朝日ヶ丘土塁</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大部分が三木山国有林及び山林（民有地）である。 国有林はヒューマン・グリーン・プランに基づく三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。一部三木ホースランドパーク敷地内となり、道迷路が通っている。 山林（民有地）の一部は要岩社の境内地となっている。 森林法に基づく地域森林計画対象民有林に指定されている。 北西裾は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されている。 【高田村法界寺山ノ上付城跡】 三木と姫路を結ぶ湯の山街道の南側に建つ法界寺の背後の山上に位置する。 北東に三木城跡とその先に秀吉の本陣平井山ノ上付城跡を見通せる。 【朝日ヶ丘二塁】 法界寺山ノ上付城と高木大塚城の間を結ぶ土塁であり、法界寺山ノ上付城と朝日ヶ丘団地の間の三木ホースランドパーク中に良好に残っている。 土塁線は6本に分かれ馬道西側は2重、東側は4重になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【高田村法界寺山ノ上付城跡】 平成 20 年度に三木市教育委員会が発掘調査を実施。 【朝日ヶ丘土塁】 平成 9 年度に三木市教育委員会が発掘調査を実施。 土塁は堆積純に土を積み上げて整形されていたことが判明した。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡説明板、案内誘導板、周辺案内板が設置されている。 散策路が整備されている。 展望台が整備されている。 施設の法界寺には別所家の墓廟があり、毎年 4 月 17 日に三木合戦軍団解説会が開催されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 北西側は土砂災害警戒区域となっている。 法界寺側入口付近の法尻が削平されている。 猪による遺構の破壊。 遺構解説板の未設置。 周辺案内板、展望台の老朽化。 法界寺側入口付近の裏階段が非常に滑りやすい。 樹木の密生等により遺構の地形が分かりにくい。 最寄り駅から遠く公共交通での利用が不便。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史の継承の場としての整備。 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備。 	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土塁き損樹木の伐採。 遺構の竹は伐採し、広葉樹林化。 敷地対策の検討、敷地が広がる前に発掘調査を実施。 北西法尻周囲の修景緑化を行う。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史の継承の場としての整備。 誘導板、遺構解説板の設置。 周辺案内板等の設置。 猪による遺構の破壊。 遺構解説板のリニューアル。 入口階段の整備。
	<p>三かざおかひじょうあと 高木大塚城跡</p>	<ul style="list-style-type: none"> 朝日ヶ丘団地隣の一角のホースランドパーク敷地端、三木山国有林に残存している。 三木山森林空間総合利用整備事業区域となっている。 高木古墳群の中で最も大きな古墳（高木 1 号墳）を城の中央に檻として利用し、その周囲を十字形に土塁をめぐらしているのが特徴である。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 14 年度に三木市教育委員会が発掘調査を実施。 域内から石臼片や瀬戸内美焼焼の瓦系窯跡等が出土した。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺案内板が設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡説明板の未設置。 遺構解説板の未設置。 周辺案内板の老朽化。 樹木の密生により遺構の地形が分かりにくい。 樹木の密生による眺望の阻害。 最寄り駅から遠く公共交通での利用が不便。 駐車場がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史の継承の場としての整備。 	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺案内板の撤去、史跡説明板の設置。 土塁き損樹木の伐採。 密生樹木の伐採。 遺構の竹は伐採。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史の継承の場としての整備。 遺構解説板の設置。 檻台上面からの眺望確保。 倒溝蓋の設置。 駐車場の確保。

たかおおつこい 高木大塹土壁	<ul style="list-style-type: none"> 三木ホースランドパーク敷地内の三木山国有林に残存している。 三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。 高木大塹城と高木大塹城の間を結ぶ土塁である。 南側土塹西側・北側土塹中央の土塁は消滅したが、約半分ほど残っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 7・8 年度に兵庫考古学研究会が発掘調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 一部は盛土保存の上、ダートコースが設けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 大半がダートコース内にあり、視認しにくい場所に位置することから、利用者は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状保存。
たかおおつこい 高木大塹城跡 ・高木大塹土壁 A	<ul style="list-style-type: none"> 高木大塹城の南東約 450m に位置する。 三木ホースランドパーク敷地内の三木山国有林に残存している。 三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度に三木市教育委員会が掘削調査を実施。 調査の結果、昭和 30 年代の土取りで破壊を受けていたものの、周囲に堀(幅 2.5~4.5m、深さ 1.4~1.9m)が残っていたこと、曲輪は比較的軟質な盛土により造成されていたことが確認できた。 南側に東西に延びる高木大塹土壁 A は、高さ 0.7m を測り、内側土塁線である高木大塹土壁 B・C が直交して連結する。 高木大塹土壁 A は基本的に南脇に溝を掘削し、単純に土を積み上げて整形されたものであることが判明した。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺案内板が設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡説明板の未設置。 土取りにより遺構が破壊されている。 遺構解説板の未設置。 周辺案内板の老朽化。 土取りにより遺構が破壊されている。 樹木の密生による遺構の地形が分かりにくい。 最寄り駅から遠く公共交通での利用が不便。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史の継承の場としての整備。 <p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺案内板の撤去、史跡説明板の設置。 発掘調査の成果に基づき曲輪、土塁等の遺構の復旧。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史の継承の場としての整備。 遺構解説板の設置。
高木大塹土壁 C	<ul style="list-style-type: none"> 高木大塹城南側の南北に延びる内側土塁線である。 三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 7 年度、兵庫考古学研究会が北端部分の発掘調査を実施した。 土塁は基本的に南脇に溝を掘削し、その土を盛り上げて築いたのであることが判明した。 		<ul style="list-style-type: none"> 樹木の密生により、利用者はほぼいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状保存。
高木大塹土壁 D	<ul style="list-style-type: none"> 高木大塹城の西側から南下する外側土塁線である。 高木大塹土壁 C の西に平行し、東側に溝がみられる。 三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 7 年度、兵庫考古学研究会が部分的に発掘調査を実施した。 土塁は、ほぼ水平に積み上げられるタイプ、中央部を高く盛った後に南脇を基めに積まれているタイプ等が判明した。 		<ul style="list-style-type: none"> ホースランドパーク入口付近の道路法面の下にあり、通常は立ち入り困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状保存。
たにあがまづ シクノ谷構付 城跡	<ul style="list-style-type: none"> 高木大塹城跡の南東約 450m に位置する。 三木山森林と山林(市有地)に残存している。国有林は三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。 市有地の山林については、森林法に基づく地域森林計画対象民有林に指定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 8・13 年度に三木市教育委員会が発掘調査を実施。 各曲輪が土塁や堀で閉められており、主郭には櫓台がある。主郭とそれに付属する外堀形状の虎口で中心部が構成され、その西側の曲輪及びその西側の虎根続きは軍事的駐屯部として利用されていたと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺案内板が設置されている。 アプローチ階段が設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡説明板の未設置。 猪による遺構の破壊。 遺構解説板の未設置。 周辺案内板の老朽化。 樹木の密生による遺構の地形が分かりにくい。 樹木の密生による眺望の阻害。 最寄り駅から遠く公共交通での利用が不便。 駐車場がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史の継承の場としての整備。 <p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺案内板の撤去、史跡説明板の設置。 土塁き損根木の伐採。 古木樹木の伐倒。 歴史対象の検討。歴史が広がる前に発掘調査を実施。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史の継承の場としての整備。 遺構解説板の設置。 櫓台の部からの眺望確保のための樹木の伐採。 駐車場の整備。
あかしまみねぎまさつわじあら 明石道峠構付城跡	<ul style="list-style-type: none"> 明石道が直下を通過する尾根の先端に位置する。 山林(市有地)に残存している。丘陵部は谷を埋め立てて整備されたターゲットバードゴルフ場となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 11、12 年度に三木市教育委員会が発掘調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史の森公園として整備されている。 ターゲットバードゴルフ場用の仮設トイレが設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 主郭櫓台の盛土の流出。 前面道路からの入口に適切な看板がない。 遺構解説板の老朽化。 散策路の老朽化。 樹木の密生による遺構の地形が分かりにくい。 樹木の密生による眺望の阻害。 最寄り駅から遠く公共交通での利用が不便。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史の継承の場としての整備。 <p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 史跡説明板の設置。 土塁き損根木の伐採。 主郭櫓台の復旧。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史の継承の場としての整備。 入口看板の設置。 遺構解説板のリニューアル。 散策路の改修。 堀部分可視化のための樹木伐採。 主郭北側、東郭北側の密生樹木を伐倒。 眺望確保のための樹木伐採。

現状・課題・整備一覧表

	ごくいどりい 小林八幡神社付城跡	<ul style="list-style-type: none"> 別所町小林の八幡神社境内及びその周辺に位置し、境内地及び参道のほか周囲は山林（市有地）、市道となっている。 現在、主郭は市道建設により、ほとんど残っていない。 毎年10月、神社の秋祭りとして、獅子舞が奉納されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成4・5・8年度に、三木市教育委員会が発掘調査を実施 各曲輪が土塁や堀で囲まれており、主郭には櫓台がある。主郭とそれに付属する外郭形状の虎口が中心部、その東側が車駄の駐屯部と考えられる。 発掘調査では、丹波焼埴鉢・鉄砲玉・古鏡等が出土した。 	<ul style="list-style-type: none"> トイレの設置がH29年度計画されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡説明板の未設置。 遺構解説板の未設置。 樹木の密生により遺構の地形が分かりにくい。 汲み取り式トイレの老朽化。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史の継承の場としての整備。 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備。 	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 史跡説明板の設置 土塁き損樹木の伐採。 密生樹木の間伐。 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史の継承の場としての整備。 遺構解説板の設置。 市民の憩いの場、にぎわいづくりの場としての整備。 広場空間の整備。 史跡に接する南西側市有地にトイレを設置。
	ふくいどりい 福井土塁A	<ul style="list-style-type: none"> 明石道峯構付城跡より国道175号線福井ランプを隔てた南西の台地上に位置する。土塁は東西に延び、南側に溝がみられる。 三木市第7水源の南側の三木山国有林に残存している。 			<ul style="list-style-type: none"> 土塁に至る道が整備されていないことから、立ち入りができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状保存。 	
	福井土塁B	<ul style="list-style-type: none"> 福井土塁Aの東の国道175号線が通る谷を隔てた台地北縁に位置する。土塁は東西に延びている。 山林（市有地）に残存している。南側法面下の史跡指定地外は三木グリーンパークの西駐車場となっている。 			<ul style="list-style-type: none"> 南側法面は駐車場整備に伴う土取りにより、急崖となっており、立ち入りができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状保存。 	
	福井土塁C	<ul style="list-style-type: none"> 福井土塁Bの東の谷を隔てた三木グリーンパークグラウンド北西隣の台地端に位置する。 三木グリーンパークの野球場一帯側背後の山林（市有地）に残存している。 			<ul style="list-style-type: none"> 立ち入りしにくいことから、利用者はほぼいない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状保存。 	

第3節 整備事業に必要となる調査等に関する計画

1 定期的な現況調査

史跡の活用に伴い、史跡の見学や観光で多くの来訪者が訪れることになるため、史跡の保護と来訪者の安全の確保が必要となる。

史跡については、土の流出や踏み締めによる沈下などによる遺構や地形の変化が危惧されるため、現状を記録するとともに定期的な調査により遺構や地形の変化を把握し記録し、復元的補修に資する必要がある。

また、来訪者の安全確保の視点から、山道の崩落等、危険箇所の定期的な点検が必要である。

2 旧三木高等女学校校舎の現況調査

旧三木高等女学校校舎（旧上の丸庁舎・堀光美術館別館）については、「三木歴史・美術の杜構想」及び「保存管理計画書」において撤去の方針が出されている。ただし、建物の文化財的価値を鑑み、建物撤去前にその構造等について現況を調査し、記録を保存した上で撤去することが必要である。なお、調査の上、必要に応じて貴重な調度品は残すこととする。

撤去に当たっては、元所有者の兵庫県や同窓会等、関係者との調整、配慮を行なながら進めていく。

3 整備等に向けた発掘調査

三木城本丸跡・二の丸跡等において、遺構の確認や整備を行うに当たり、発掘調査の実施が必要となる。

調査に当たっては、検討委員会を設置した上で、計画的な調査研究と整備を推進するものとする。

4 植生管理に向けた調査

保存管理計画書及び本計画書の方針に基づき、各遺跡の樹木を伐採する。

実際に伐採するに当たり、検討委員会を設置した上で、現地において伐採樹木の選定を行う。なお、小林八幡神社付城跡については、付城跡・土壘ゾーンの拠点遺跡として、早急な整備が必要であることから、専門家の助言を得た上で、先行して樹木を伐採する。

5 国有林内での整備に関する取扱い

史跡の一部には国有林が含まれている。国有林における整備に当たっては、事前に兵庫森林管理署と十分な協議を行った上で実施する必要がある。

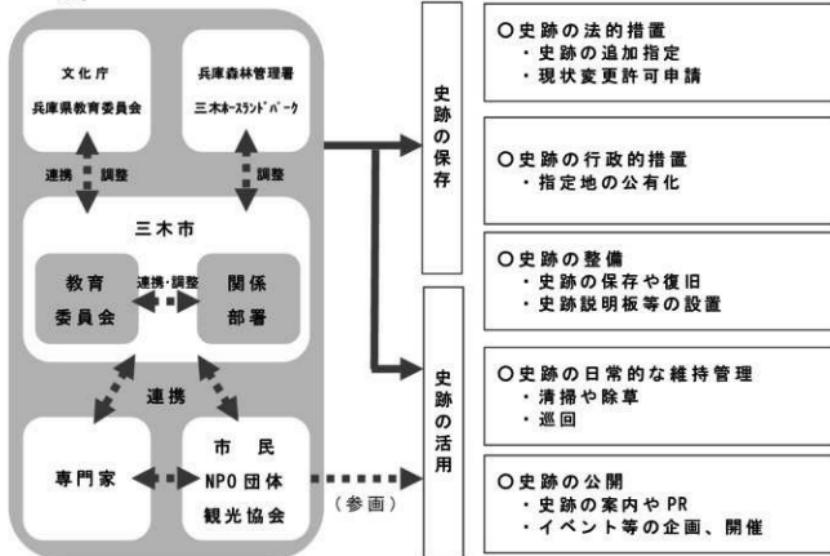
なお、借地部分における整備に当たっては、その借主とも同様に協議を進めていくことが必要である。

第4節 公開活用及び管理運営に関する計画

管理運営体制

国史跡三木城跡及び付城跡・土塁の整備事業を将来にわたり着実に進めていくため、事業主体となる三木市教育委員会（文化スポーツ振興課）を中心に、道路案内誘導板については商工観光課・道路河川課、樹木の伐採については農業振興課、国有林内における整備については兵庫森林管理署と調整するなど、府内外の関係部署との連絡調整を密に行い、管理運営体制の強化を図っていくこととする。同時に専門家や地元自治会等の議論を踏まえながら、整備事業の詳細内容を定めていく。

また、日常的な史跡の保全管理の体制についても、三木城本丸跡の上の丸公園内については道路河川課、稻荷神社境内については神社側が行うほか、その他の史跡については市民ボランティアによる見廻り制度（市民城番制度）の導入を図る等、行政と市民とが協働して史跡の管理運営を担う体制づくりを進めていくことが必要となる。



第63図 管理運営の内容

第6章 事業実施に向けて

第1節 事業年次計画

国史跡三木城跡及び付城跡・土塁の整備事業は現存する建物や構築物等の移設・撤去や発掘調査結果等の検討を必要とするものもあり、多くの時間と事業費を要する。そのため事業は実施が可能なものから段階的に実施するものとする。

本計画の対象期間は平成28年度から37年度までの10か年とし、早期着手が必要な史跡説明板や遺構解説板等の設置の他、便益施設の整備等、史跡を多くの人々により分かりやすく知ってもらうとともに利用を促進するための整備を短期(5年以内)で実施するものとし、後

半の5年間を中期と定め、主に発掘調査の実施と調査に基づいた遺構整備を行うものとし、平成38年度以降を長期とする。長期については、主に土砂災害警戒区域の法面の崩落対策や修景整備のほか、史跡の維持管理と未指定遺跡の追加指定後の整備を行うものとする。なお、短期終了後に必要に応じて中期以降の事業内容を見直すものとする。

平井山ノ上付城跡、這田村法界寺山ノ上付城跡、福井土塁Aの指定地の公有化については、保存管理計画書に基づき、適切に進めていく。

第11表 事業年次計画(案)

道跡名等	短期					中期					长期
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
計画策定等	整備基本計画策定、三木合戦動画・パンフレット作成 整備基本計画策定	市民による日常管理制度(規制令)の導入 みゅーじょアップ改訂、 ホームページニーアップ、SNS登録 補生管理会委員会設置、 計画書策定	ARの活用 遺構整備検討委員会設置 観光案内板・案内説明板の設置			ホームページの拡充				ARの拡充 ホームページの拡充	整備報告書作成
三木城本丸跡			遺識の設置、説明板の整理			土の保育所の撤去、発掘調査、樹木整理、眺望の確保	発掘調査	発掘調査報告書作成、遺構整備検討会 かんかん井戸整備、石碑等の移設	発掘調査報告書作成、遺構整備	発掘調査の撤去、法面の修景整備	
三木城二の丸跡	歴史資料館開館	田三木高等女学校校舎の現況調査及び現況作成(記録保存)	田三木高等女学校校舎等の撤去			発掘調査	発掘調査	発掘調査報告書作成、遺構整備プラン検討		発掘調査報告書作成、遺構整備プラン検討 (リニアーアル)	
三木城築尾山城跡			遺構解説板の設置			樹木整理、広場空間の整備、健闘の確保					
平井山ノ上付城跡	与呂木ルートの復旧		与呂木ルートの復旧、遺構解説板の設置、土葺土塁の保護	トレイの設置	樹木整理、広場空間の整備、健闘の確保、眺望説明板の設置						法面崩落対策
這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁		周辺室内版のリニアーアル	遺構解説板の設置、入口階段の改修	発掘調査	樹木整理、広場空間の整備、健闘の確保、眺望説明板の設置		発掘調査報告書作成				北西法面の修景绿化
高木大塚城跡		史跡説明板の設置	遺構解説板の設置、側溝蓋の設置		樹木整理						
高木大塚城跡・高木大山土塁A		史跡説明板の設置				無	無	無			
シノ谷塙付城跡		史跡説明板の設置	遺構解説板の設置、側溝蓋の設置、駐車場の整備	発掘調査	樹木整理、健闘の確保		発掘調査報告書作成				
明石道塙付城跡		史跡説明板の設置、入口看板の改修	王郭摺台の保護	遺構解説板のリニアーアル、散策路の整備	樹木整理、健闘の確保						
小林八幡神社付城跡	史跡説明板・トイレの設置、樹木整備	広場空間の整備	遺構解説板の設置								

※ゴシックは各ゾーンにおける拠点遺跡

〈主要参考文献〉

- 酒々井町 2013 『本佐倉城跡環境整備事業報告書』 I
- 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 2014 『計画の意義と方法』
- 兵庫県歴史文化遺産活用活性化実行委員会 『城跡と樹木』
- 文化庁文化財部記念物課 2005 『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』 同成社
- 2015 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- 松阪市教育委員会 2016 『史跡松阪城跡整備基本計画書』
- 三木市 1970 『三木市史』
- 三木市教育委員会 2013 『三木市平成 20・22・23 年度国庫補助事業による発掘調査報告書』
- 2015a 『史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画書』
- 2015b 『三木市平成 24～26 年度国庫補助事業による発掘調査報告書』
- 三木城跡及び付城跡群学術調査検討委員会 2010 『三木城跡及び付城跡群総合調査報告書』 三木市教育委員会
- 立命館大学歴史都市防災研究所 2016 『文化遺産防災のための斜面評価・対策事例集』

三木市文化研究資料 第32集

国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁
整備基本計画書

平成30年3月31日 第1刷発行

令和 2年3月31日 第2刷発行

編 集・発 行 三木市教育委員会

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

